

会報 ながの

第180号
平成22年 秋

土地家屋調査士制度制定60周年記念 特別号



長野県土地家屋調査士会



土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命
不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。
2. 公 正
品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。
3. 研 鑽
専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙写真の説明 『常念岳』

藤原政弥先生著「日本を測る人びと」にこの山は常念坊とも呼ばれ親しまれ、制度制定を志した松本平の土地調査員を常に見つめ勇気づけてくれていたと綴られている。
(松本支部 太田 正人 撮影)

目 次

これからの調査士…………… 会 長 宮 下 照 也…………… 3

60周年記念特集

「歴代会長に聞く」

役員歴20年を振り返る ……………名誉会長 小 出 國 正…………… 5

中村元会長・西澤元副会長対談 …………… 7

調査士との出会い ……………相談役 太 田 正 人…………… 12

「60年を振り返って」《調査士人生を語る》 ……………佐久支部 佐 藤 芳 男…………… 27

「調査士人生を語る」 ……………伊那支部 黒 沢 稔…………… 31

不動産登記法17条地図作成作業の思い出 ……………長野支部 山 本 幸 雄…………… 34

「調査士制度制定60周年を迎えて」 ……………副会長 上 原 兼 雄…………… 37

記念事業 土地家屋調査士制度60周年・表示登記制度創設50年 地籍シンポジウム2010

土地家屋調査士全国大会in Tokyo 『地籍 その可能性を探る』に参加して

……………副会長兼財務部長 上 島 孝 雄…………… 38

土地家屋調査士制度制定60周年を迎えて ……副会長兼業務研修部長 芦 澤 文 博…………… 39

制度制定60周年を迎えた今 ……………総務部長 荒 井 正 行…………… 40

制度制定60周年・表示登記制度創設50年記念事業

「全国一斉表示登記無料相談会」の報告 ……………広報部長 松 本 誠 吾…………… 41

60周年記念事業10月9日無料相談会の報告

全国一斉無料相談会に参加して長野支部 小池純平..... 43

先輩調査士の聞き取り調査報告

.....境界情報管理センター委員会 副委員長 成田俊雄..... 44

歴代会長・副会長の写真から「会史“四十年の歩み”」より 53

「会報ながの」第180号秋 “土地家屋調査士制度制定60周年記念”

特別号刊行にあたり 広報部長 松本誠吾..... 83

関東ブロック新人研修会の報告

関東ブロック協議会第31期新人研修会視察報告業務研修部理事 丸山和重..... 85

第31期土地家屋調査士新人研修会を終えて長野支部 林豊美..... 86

「平成22年度土地家屋調査士新人研修に参加して」松本支部 小坂祐司..... 86

平成22年度土地家屋調査士新人研修に参加して伊那支部 入戸太門..... 87

日調連写真コンクール松本支部 古幡琢助・松本支部 太田正人..... 88

関ブロ親睦ゴルフ長野大会が終了しました 89

お知らせコーナー 90

会務日誌 95

詰将棋長野支部 北原匡尚..... 99

会員の動静100

編集後記101



これからの調査士

会長 宮下 照也

土地家屋調査士制度60周年を迎え還暦となりました。

制度が制定されてから10年くらい前まで、表示制度の両輪と言われた法務省と調査士との関係は、その片方の車輪の法務省に仕事や報酬など庇護された護送船団の元、調査士は一方的に守られてきた感が否めません。

そのためか調査士の知名度は一向に上がらず、司法書士や測量業の一部と見なしている国民がほとんどであります。

平成16年には不動産登記法、平成17年に土地家屋調査士法が大きく改正され、調査士法3条には筆界特定やADRの代理権といった自主性や倫理観が求められた新しい業務が加わるなか、オンライン・図面の書き方・93条報告書の添付など申請方法には、多くの会員の方もとまどわれながら、我々を取り巻く環境の大きな変化を感じられていると思います。

こんな変化の中、法務大臣の認可による報酬額は撤廃となって久しく、経済不況が続く仕事量の急激な落ち込みが相まって、業務報酬の低

廉化といった負へのスパイラル状況は、公正取引委員会を意識しながら、連合会や本会がいくら躍起になっても決定的な打開策を見出せずにいる状態です。

しかしながら、規制緩和により隣接資格業務の垣根が低くなるなか、法務省以外の他省庁からは筆界に関する唯一の資格者としての仕事も受注できる方向で動いており、長年の連合会の努力が結実をむかえ、仕事量拡大への期待がもてます。

今、大きなうねりの中60年という節目の年に原点に立ち戻り、業務を通じた広報活動を通じて一層国民に理解され愛される調査士となる為、将来に向かって再考する時期です。

幸いなことに長い歳月に培われた調査士のノウハウは、諸先輩の調査士の知恵とこれから活躍していく会員の熱意により、現在と異なった形で調査士が自治の精神に基づく自主独立の制度となって100周年を迎えることが出来ると期待をしております。

60周年記念特集

年表

年次	会長名	年月日	変遷
1950～1955 昭和25年～30年	会員数 90名 初代 林 義成	S25. 9. 2	更級郡上山田町「清風園別館」において設立総会 名称 長野県土地家屋調査士会 事務所を当初諏訪税務署、たかの湯を経て会長宅に置く
1955～1961 昭和30年～36年	会員数 872名 第2代 町田 林	S30. 7 S31. 8. 11	会事務所を長野市大豆島923番地(会長宅)に変更 強制会としての会則認可
1961～1965 昭和36年～41年	会員数 742名 第3代 土屋 巖	S36. 11. 18	会事務所を北佐久郡軽井沢町大字長倉3207-2(会長宅)に変更
1965～1971 昭和40年～46年	会員数 721名 第4代 原 真雄	S40. 7 S45. 10. 27	会事務所を諏訪市大字湖南(会長宅)に変更 会設立20周年記念大会(松本市長野県会議場)
1971～1975 昭和46年～50年	会員数 661名 第5代 櫻井久衛	S46. 秋 S47. 6. 1	「会報なごの」第1号発刊 事務所を「長野市北石堂町1022番地」林業会館に移転、ここで会長宅から 専用の事務所となる
1975～1981 昭和50年～56年	会員数 671名 第6代 野口次男	S52. 11. 11 S54. 2 S55. 5. 22 S55. 11. 28	事務所を「長野市大字中御所岡田30番地16」林業センターに移転 「沿革誌」発刊 長野市大字北長池地区菓0.8km ² において法第17条地図製作実地 会創立30周年記念式典(ホテル長野国際会館)
1981～1983 昭和56年～58年	会員数 622名 第7代 浅輪尚文	S56. 7. 1	連合会自家共済に加入(1口)
1983～1985 昭和58年～60年	会員数 593名 第8代 和田 宏	S59. 5. 11	本局において土地家屋調査士及び司法書士が置くことの出来る補助社員数 について打合せ(補助者規程制定 59.7.1施行)
1985～1989 昭和60年～平成元年	会員数 584名 第9代 越取廣司	S61. 1. 4 S62. 9. 10 S63. 4. 15 S63. 4. 19 S63. 6. 22	(社)長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会設立 会館着工 会館竣工 事務所「長野市大字南長野妻科399番地2」に移転 会館竣工式典(ホテル長野国際会館)
1989～1995 昭和元年～平成7年	会員数 588名 第10代 北澤康司	H 6. 3. 31 H 6. 10. 3 H 6. 10. 3	「会史;40年の歩み」発行 「土地家屋調査士制度発祥の地碑」松本ライラック公園に建立 全国土地家屋調査士松本大会開催「松本宣言」
1995～1999 昭和7年～平成11年	会員数 577名 第11代 太田正人	H 8. 4 H10. 9	事務局IT化推進とシステム導入 本会長期ビジョン作成
1999～2003 平成11年～平成15年	会員数 565名 第12代 中村友映	H11. 7. 28 H13. 8. 9	「伊能ウォーク」本県諏訪に本体入り2ヶ月間県内を横断 「土地家屋調査士制度発祥の地碑」記念碑の移設、地鎮祭 (松本市民会館前、松本総合体育館)
2003～2009 平成15年～平成21年	会員数 519名 第13代 小出國正	H18. 1. 20 H18. 7. 9 H19. 7. 18 H20. 3. 4 H20. 4. 1	筆界特定制度 第一期筆界調査委員任命式 関プロ第52回定例総会(長野当番会) 境界情報管理センター開設 境界問題解決支援センター長野設立記念式典(ホテル国際21) 境界問題解決支援センター長野開業発足式
2009～ 平成21年～	会員数 447名 第14代 宮下照也	H21. 8. 8 H21. 12. 18 H22. 2. 15	制度制定60周年記念事業 世界測地系第Ⅷ系原点標識設置記念式典(南牧村) 境界問題解決支援センター長野認証 長野会主催「土地家屋調査士の行う無料相談会」開始

「歴代会長に聞く」



役員歴 20 年を振り返る

名誉会長 小 出 國 正

私が長野支部の支部長に就任したのが平成元年、以来20年間連続という長すぎた役職からも、平成20年度末をもってようやく解放されました。

役員への就任は、自ら望んだことは一度もなく、周囲の人の動向や環境に、いつの間にか流されてしまった、というのが偽わざる実感です。

今から思えば、会長就任など夢にも思っていなかった本会理事の当時から、会務全体の執行状態、役員の実務態度等について、常々疑問を感じていました。

以下は少々古い話になりますが、年々繰り返される本会の各種事業は、前年の例を踏襲して行くのが無難であるとは思いますが、それにしてもあまりにもマンネリ化し、その改善や、新規事業に挑戦する意欲を欠いているのではないか、と思われる状況に、違和感を持ったものでした。

理事会での会長の提案などに対しても、苦言はあっても、改善意見などの具体的対案はなく、あるいは、本会の役員として本会事業に専念すべきものを、何を勘違いしたものか、支部からの苦情・要望の伝達役に徹する役員もいたものです。

「野党気分」とでも表現すればよいのか、自ら会務を処理するのではなく、ただの傍観者であったり、あるいは会業務の監査役であるかのような態度をとる理事もおりました。

また、当人の担当業務にもかかわらず、やっかいな問題は会長や副会長に押しつける役員もあり、あ然とした経験もあります。

今となっては笑い話のようですが、これも立派な会の歴史のひとつです。

平成13年6月から、日本土地家屋調査士会連合会理事として、2年間連合会事業に携わってきましたが、就任早々から、今まで胸の内であった「長野会の現状打破には、どのような手立てがあるのか。」という思いが益々強くなってきました。

連合会の理事職等の執行部の熱意、全国の各調査士会からの情報等々、その積極性、先進性に直に触れると、どうしても焦り心の出てくるのを禁じ得なかったものです。

長野県は土地家屋調査士制度発祥の地であると、他会役員の前などで、ことあるごとに自慢げに発言する先輩もおりましたが、全国他会と本会の状況を比較してみれば、はたして誇りに

値するものなのかどうか。

「井の中の蛙」とは、こういうことを言うのではないかと感じたものでした。

かつて、制度制定に奔走し、今や故人となられた県下の諸先輩に対し、何やら申し訳がたたない思いもあり、「発祥の地記念碑」を見ても、むしろ、重圧を感じたものでした。

不登法等の諸規定の改正が続くなか、平成15年5月会長に就任し、微力ながら能力の限りを尽くして、主として役員意識改革に取り組んできました。

その成果の程は定かではありませんが、少なくとも、私の会長時代の役員・各種委員は、よく働いていただいたと思っています。

改めて感謝を申し上げますが、批判があれば、甘んじて受けるつもりでいます。

境界情報の収集、ADRの設立などの新規事業に取り組みましたが、しょせん先進会の後追いに過ぎず、もちろん、会長の業績である、などとの考えはみじんもありません。

誇るべきは、その設立に苦心された、委員会委員の皆さんの熱意にあると思います。

会長及び総務担当副会長当時の、もっとも気の重い仕事は、会員の不祥事対策でした。

苦情申立人や法務局への対応は不快なものであり、できる限り会員の立場を擁護し、ことを穏便に処理しなければならないとする考えと、苦情の対象となった会員の、業務への取組み姿勢等に対する怒りのような感情に板挟みとなり、かつ、その不正の原因も、また、それを正す責任も、あたかもすべて会長にあるかのような指摘を受けるなど、憂鬱な思いにとらわれたもの

です。

苦情を受けた会員は、真摯にそれを受け止め、その原因がどこにあったのか考察すべきで、懲戒等を受けた場合の、役員への逆恨みなどは厳に謹んでほしいと思います。

またそうでない会員も、会員の事故に伴う事後処理に対する、執行部の苦悩を思いやしてほしいと思います。

平成21年5月の定時総会において、宮下現会長にバトンタッチし、後顧の憂いなく長かった役員生活に終止符を打つことができました。

国家基準点を原点とした測量、オンライン申請、地理空間情報網の推進・活用等々、制度を取り巻く環境は、日々新たな対応を迫ってきています。

私も「前期」高齢者の仲間入りをしましたので、認知症防止と併せて、時代に後れをとらないように、新しい知識・技術の習得に今後も努力をしてゆくつもりでいます。

宮下会長を先頭に、会と制度が堅実に発展してゆくことを祈って、多少ことばが過ぎた点はお詫び申し上げます、筆を置きます。



中村元会長・西澤元副会長対談



(上田城大手門前にて左から上島副会長、中村元会長、西澤元副会長、伊藤理事)

土地家屋調査士制度制定60周年を迎えて上田支部で最も長く土地家屋調査士を続けている元副会長の西澤真さん、元会長の中村友映さんに上島副会長とともに平成22年9月30日伊藤理事がインタビューを行いました。

上島 西澤さんは上田支部の名簿一番上で中村さんが二番目です、会報なごの60周年記念号発行で先輩調査士にお話を聞くということで本日は宜しくお願いします。

1. 公図の作成経過について教えてください。

中村 昭和30何年に上島事務所近辺の材木町を区画整理したとき市役所の、図面に基づき土木課に依頼され公図を作成（墨入れ）した。

確か字上境田等の地域で新たに公図を作成する作業であり、当時は市役所内で墨入れの出来る人が少なく、烏口を使って和紙に描く作業を協力し、調査士を頼りにして信頼関係があった。

その頃は公図も市役所で閲覧し、自分で行って写したがその姿は一目置かれたものだ。

2. 一元化前の分筆はどのように申請されたのか教えてください。

(1) 測量はどのようにされましたか

西沢 昭和39年までが分筆の申告、40年から登記の申請になった。

私は昭和26年に登録し、昭和27年からの資料が事務所に残っている。分筆申請はコンピューター化前までと同じに分割線を公図の上に直接入れ、建物も申告書と建物図面、地形図を作った。

上島 これについては古いお宅に行くと地形図と別に三斜を切った図面も持っていることありますが

西沢 それはこの後からです、一番最初は地形図しか無かった。

現地で面積を出して公図にその形を入れて出した。宅地100分の2、農耕地で100分の3、その他林野関係で100分の7までは許容誤差で問題無い程度の時代だった。税務署から法務局に

引き継いだ時代から権利関係に変わって行き、それまでは権利で無く税金を取るためだけにやっていたので精度は重要視されていなかった。

中村 そんな時代の分筆線の入れ方のため今に現地と一致しない所もあり、今になり取り扱いに困ることがある。

西沢 平板測量は始めのうちは巻尺が無いので間縄をつかった。一間、一間の所に真鍮の目盛が付いているのを使って行い、精度は今と比べ物にならなかった。

中村 コンパスでやった人もいる、が私は使ったことが無い。

西沢 営林署で山の測量はほとんどコンパスでやっていた。

上島 私は使用したことはありませんが、最近でも営林署の測量資料ではコンパス測量によると記載されているのを見ました。

(2) 測量図の添付はありましたか。

西沢 添付はなかった。測量図の様な図面があるが公図上で三斜を切っている

(3) 地形図の添付はありましたか

中村 地形図は分割線を入れて添付した。

(4) 面積はどのように確保しましたか

西沢 面積は現地を実際に測量し計算した

中村 立会はなく、台帳面積何坪、実測面積何坪という形で売買の取引をした、現地実測はしたが公簿の面積とは違うことは長く続いていた。

上島 私も経験の中でその実測図を別個に持っている人がおり、実測図は表面に中々出ないが、境界立会時に資料として提示された事があった。

(5) 分割位置の杭（逆打ち）はどのように杭を入れましたか。

中村 境界を明示できれば良かったので現地に

木の杭を入れた事が多い。

現地で実測はするが（現況で）売買の取引は現地にどんな形でも明示さえすれば良かった、又実測はするが登記(申告)には公図の上で面積をとった形が分割線となる、これでなければ申告できなかった。

(6) 分割線は、誰がどのように入れましたか

中村 調査士が地形図を作成して申告時に添付した。

3. 一元化後の地積測量図の作成にあたって、規制はありましたか、あったとしたらその年代も分かる範囲で教えて下さい。

中村 上田市は40年から一元化作業が始まり地積測量図、建物図面を添付するようになった。

西沢 不動産登記法の改正は昭和37年で実際の運用が昭和40年より、昭和37年4月20日不動産登記事務取扱準則が出来てから現在の登記申請の様式になったが、急に変わるわけには行かないので昭和40年から現在の運用が始まり法務局に地積測量図が昭和40年からある。

上島 この頃単位は坪、間で面積は何反、何畝、何歩の図面を見ます。昭和41年計量法の改正により単位が平方メートルになり登記簿の面積も書き換えられた。

(1) 公図の形状（曲がり・角度）などに合わせなければならぬ規制はありましたか。

中村 一元化になった時は公図を無視して現況主義でやり、公図が現地と合わない事例が多く昭和40年頃からは現況主義で測量図が提出され登記されていった。一元化当初5年位は完全に無視され現況主義は昭和40年代後半まで続き、公図のとおりにと言い出したのはその後です。

西沢 現況主義で公図が三角でも現況が四角なら四角の測量図を作った。これで公図に分割線を入れたので、どうなっているのか分からない、そのため問題が生じたので公図が重視されるようになった。

上島 300分の1の図面の頃は現況主義がまだとおっていた、250分の1時になっても当初は現況主義であったが昭和50年前半より公図の形を重視するようになってきたということです。

(2) 公図上においても求積地の面積に合わせなければならなかった、と聞いたことがありますが？

中村 一番困ったことは、どうしても、実測に合わせて公図上に面積を合わせてほしいという人がおり、例えば登記面積が100坪で実測は、130坪あった、その内の90坪買ったのだから、公図上でも90坪ではないか、と言われるので分割線が片寄りしてしまう。

上島 今は片押しでは公図に分割線を入れていないが片押しで入ってしまった分割線もあったということです。

中村 実測面積と公図上の面積を合わせるのではなくケースバイケースであり、按分で入れたときもあった。

西沢 分割線の入れ方は一概に確定は出来ない。

(3) 公図の点間距離にあわせなければならなかった、と聞いたことがありますが

西沢 公図と形が同じでなければいけないというのは相当遅くなってからで、色々と問題が出て来て現況主義ばかりでやっていたはだめだということで公図中心主義に変わっていった。

当時法務局の職員も測量の知識は浅く、少し前

からは国土建設学院に行く様になり測量の知識もある様になった。

4. その際添付する地形図について教えてください。

中村 地形図は最初から付けた。

(1) 地形図を作成する際の規制はありましたか？
(面積合わせとか) 面積按分した？

中村 面積を按分して入れた時もあるが、その時々でケースバイケース

(2) 分割線は、誰がどのように入れましたか？

中村 調査士の判断で作成して申告し法務局でそのまま入れた

西沢 透明な用紙に公図を写し、赤で分割線を入れて提出すると、法務局では公図の上に地形図を上に乗せ針を刺して分割線を引いた

5. 境界立会の必要性が問われ出したのはいつごろからでしょうか？

(1) 社会の要請がありましたか？

中村 当初社会の要請は無かった、昔は法務局の指導が全てでありそれに基づいて仕事をした。

西沢 立会に対する法務局の指導は無かった。

中村 市町村が立会を始めたのは、昭和50年に近いころで割合遅かった、それも一方的で道路の反対側の地権者との立会はやらなかったので今になって困っている、反対地権者の立会いを行う様になったのは最近である

西沢 現在は道路側の一方が決まると言う事は公図の幅をとるので必然的に反対側も決まると言うことで道路反対側の地権者も出てもらっている、市も公共の立場から大事をとって出ているが、当初は地主と調査士で現地に行

き地主の良ように測量すれば良かったので隣接所有者との立会はしなかった。

権利意識が低かったし、土地代金も安かったが、現在土地代金が高くなって問題になってくる。

中村 昭和53年の法改正後は必ず立会を行う様になっていった、道路の反対側の地権者の立会はもっと後で公図を重要視し始めた頃から行った。

(2) 境界確認書(立会・署名)はどうしていましたか?いつ頃から調製しましたか?

中村 境界確認書の署名はずっとあとで昭和60年の終わり頃で、その後印鑑をもらうようになったが、地積更正登記については必ず隣地の承諾書もらった。

上島 立会証明書としてもらい始めたのは昭和60年過ぎでそれまでは現地で立会をすればそれでよく、信頼関係の上で行っていて、調査士としてそれぞれの対応をしており、その後統一形式が本会より示されたが当時は現在の様式でなく簡単なものであった。

西沢 立会証明書をもらうかは個人差があった

上島 地積更正には地積測量図と承諾書を綴って印鑑証明書まで添付したが、一般分筆のときはいらなかったので調査書が最重視されていたね。

中村 調査書の無い頃はもらったこともあった

(3) 昭和40年頃から立会いがされた。昭和55年頃から永久杭が要望されP杭、コンクリ杭を入れた。

中村 永久杭も意外とはっきりしなかった。コンクリート杭でなければいけないということではなかった、必ず杭は入れる様指導はあったが永

久杭かは不明だ。

6. 地籍調査はどのように行われたかご存じですか?分かる範囲で教えて下さい。

(1) トラバー 器械・方法・精度・測距はスチールテープなど?

中村 測量会社が国調の外周を測り、1筆調査は杭、ペンキなどで境として明示し、平板で測量した。

西沢 今昭和58年の国調地区の分筆をやっているが精度区分は乙1だけれども地図に準ずる図面と記載されており14条図面ではない。

中村 国調の図面の中には14条になじまないあり、指定からはずすよう連合会でも働きかけていたが?

西沢 今の国調は境界点に杭も入っていて正確だ。測量してみても誤差の範囲に入るが年代により取扱が大変なものもある。

(2) 各筆界測量時は平板でしたか、トランシットでしたか?巻き尺はスチール又は綿テープでしたか?

中村 綿テープでスチールでなかった。

(3) どんな立会確認方法でしたか?

中村 縦覧期間に図面を確認しても整合していかどうかの判らなかったのではないか。

西沢 今上田市は浦里地区でやっているが全て立会している

中村 筆界未定地もあるが、そこは立会したので未確定になったということ。

(4) 平板測量が主であった?綿テープによって測距?木杭により表示?

中村 一筆測量は平板測量、綿テープによって測距。木杭または石積にペンキにより表示し、

印はペンキが多い。

7. 測量の器械について教えてください。

(年代も含めてお願いします。)

(1) 平板測量の前はどのような機器を使用していたのかご存じですか？

中村 コンパスを使用した、

(2) 平板測量及び三斜求積について

中村 現地で測量し図上で三斜求積をした。

(3) トランシットと巻き尺及び三斜求積、座標求積について

中村 座標求積は最近です。

上島 トランシットで測って座標で計算してそれをわざわざ三斜に切り替えた頃があった。

座標求積は最近で、平成17年の法改正後からは全て座標求積になったが三斜図のほうが一般に理解しやすいので三斜図で作成したと思う。

(4) 平板測量が主であった時スケールで三斜法により求積？またヘロンの三辺法求積？

中村 スケールにより三斜法で求積した、ヘロンもやった、プランメーターは調査士は登記で使用しなかった。市役所では水路、道路の表示地積測量図にプランメーターによる求積表の地積測量図がある。

8. その他

(1) 公図の複製作業について

上島 公図のマイラー化は法務局の要請で協力して3、4回やり地番と結線をチェックした。

中村 昭和40年から45年の間で公図を無視した時代に公図に分筆線を入れなかった時代がある。現地が公図と異なり分筆線が入らない、そのため地積測量図に地形図綴っておいたが現在は破

棄している。

(2) 杭種の変遷について教えてください。

コンクリート杭（十字杭・矢印杭）、プラスチック杭（ヘドロ杭）、金属プレート、その他杭

上島 中が空洞のプラ杭で頭だけ取れて中に水が溜まっている古い杭を見たことがある、40年代はその杭だけだったのですか。

中村 一番当初はコンクリート杭を掘って入れた。その後プラ杭になり、今のヘドロ杭になった。金属プレートは新しく金属鉋など無く、昔は杭の代わりに鉄筋棒（鉄棒）を使った事もよりよく入った。

9. 苦労話した事

西沢 6期目の理事の時、佐久の当番で県の総会があり、役員を選任になって採決できず総会が成立しなかった。その後副会長になり総務担当で選挙規則を作る事になったが、支部によっては3人も4人も理事が出ると他の支部から理事が出られないことも考えられ、選挙規則が中々理解してもらえなかった。正月早々佐久支部から呼び出されて今までの推薦規定のままでいいじゃないかと言われたこともあったが、会員皆様のご協力により選挙規則出来てそれから問題がなくなったことが一番の思い出です。

中村 平成6年10月に松本の記念碑を建立したときに理事だった、全国から松本市に会員が集まり松本で記念碑の序幕式を行ったがことが一つ。

副会長兼、連合会理事のとき、平成11年に土地家屋調査士制度50周年を記念して伊能ウォークをやったこと。これも全国規模でやったため

賛成してくれるか、伊能ウォークを歩いてくれるか心配だったが、全国皆一体になってやってくれたので成功した。記念碑は全国の役員が主であったが伊能ウォークは全会員が参加できる全国規模の事業としては始めてで成功した。

会長の時法務省の規制緩和委員会による規制緩和が議題に上がったが具体的になったのは小出会長の時、平成13か14年頃から規制緩和による新たな対応が大変であった。報酬額の問題は揉めたが、独占禁止法により平成15年8月に一律であった報酬額が廃止された。

強制入会制度の廃止も議題にのぼったがいまだに片付いていない。

10. 調査士の職業をしてきて良かったか、人生を振り返って

西沢 自分の性格に合っていたと思う、合っていなかったら辞めていたと思う。

他の業種も兼業しているのでどうしてもやらざるを得なかった。

中村 高校の時から測量の勉強をしたが、調査士になるとは思わなかった。なってしまえば世間から資格者としての信用・尊敬もしてもらい、それなりの地位もありプライドを持って仕事に臨めたので良かったと思う。

11. 後輩に望むこと、新人に望むこと

中村 色々あるが、複雑の世の中になりADRなどがでてくると法律の勉強をしっかりともらいたい、今までは調査士法、不動産登記法、民法の一部だけで他の法律の勉強はしなかったがこれから範囲が広がった分色々な法律に関係してくるので民法など、法律の勉強をして幅広い知識を身に付けてください。

西沢 世間の信用を得る調査士になるには倫理関係を十分わきまえて行動してほしい、土地家屋調査士倫理綱領にあるとおり、使命、公正、研鑽を守ってください。



調査士との出会い

相談役 太田 正人

初志

昭和27年の高校入学試験、試験が終わってから進学校を決めると云う、後にも先にも例を見ない方式であった。農家の末っ子だった自分が将来何になるかなどと大それて決めたものでもない。片田舎で僅かな田畑を耕し、兄弟も多く、高校に行かせてもらうだけで親に感謝しな

ければならなかった。高校進学は当たり前の時代に突入したとは云え、兄弟で高校に行かせてもらったのは二人だけである。思案の結果自分の能力の範囲も考慮しながら、何か技術を習得する道として選択したのが農業土木科程のある高校であった。

入学式も終わり、いよいよ明日から登校、地

区に住む先輩から明日から6時には家を出なければいけないと云われびっくり。何しろ4キロの道を歩き、電車を乗り継いで通った3年間、母は毎日早起きして朝食の支度と弁当を作ってくれた。身を二重にして働いた母の姿が今でも思い浮かぶ。

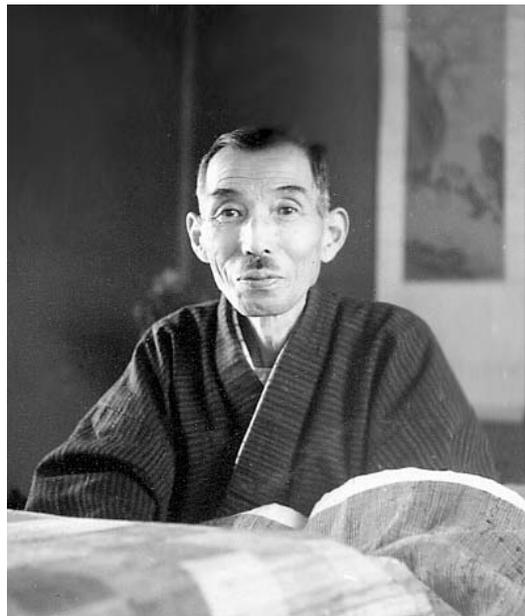
高校3年の夏長野工業高校で測量士及び測量士補の受験があり、50人のクラスメイトが全員長野市に一泊して受験したものである。その結果が届いたのは、時を忘れた頃の卒業も間近となった2月のことであった。運よく何とか測量士補のみ合格となっていた。その時この資格が私の生涯の職業に関わることになるとは夢にも思わなかった事は云うまでもない。

高校を卒業の年、今の社会と同様大変な就職難であった。折角学んだ技術を生かせるような就職先が見つからず、かと云って家庭事情から上級学校へ進むなどとは考えてもいなかった。しかし、家で農業を手伝っている訳にも行かず、たまたま高校の先輩に当たる印刷会社から就職斡旋があり、数名の希望者の中からはなぜか私一人が採用となってしまった。この会社では営業担当となり、どう見ても私に相応しいとは思えなかった。

赤羽多知雄先生

印刷会社にお世話になって4カ月が過ぎた頃、病院の売店で仕事をしていた義兄のところに、赤羽多知雄先生が所用で時々訪れており、これがきっかけとなって義兄から私の話が伝わり、その頃赤羽先生も後継者と目されていた甥（調査士、2級建築士）が突然病死した後でもあり、もし良かったら来て見ないかと声が掛り、私も折角勉強した測量の仕事に就けるのならと赤羽先生にお世話になることを決心したのでした。しかし、お世話になっている印刷会社を半年も

たたない中に辞めさせて下さいとは、なかなか云えず、結局再び義兄の口添えを介して退社を申し出し、社長からは寧ろ励ましの言葉を掛けて戴き、僅か5ヶ月間で印刷会社を円満退社したのでした。50数年たった今、印刷会社の社長と親しくお付き合いが続いていることに不思議な縁を感じます。



筆者が補助者になった頃の赤羽先生

昭和30年9月1日浅間温泉に居られた赤羽先生のお宅に初めて伺ったのでした。玄関脇の中2階の6畳間が仕事部屋となっており、数段下がったところに居間がありました。玄関で声を掛けると階段の下から身の丈4尺そこそこの元気なお婆ちゃん（勿論奥様）が私を迎えてくれました。居間に通され初めて赤羽先生との対面でした。赤羽先生は立派な口髭を蓄え、物静かな本当に優しくそうな感を受けたものです。そこで初めて土地家屋調査士の話を聞き、このような職業のあることを知ったのです。

その日土地家屋調査士制度が出来るまでの苦労話、特に法請願運動で東京に足を何度となく運んだことなど、いろいろと話して戴いたものです。その話の8～9割は奥様が、時々赤羽先



左から2番目奥様、赤羽先生、右筆者

生がぼつりぼつりと話す程度で、家庭の円満を感じました。

土地家屋調査士の登録

赤羽先生宅にお世話になって半年、昭和31年4月3日調査士登録が終わり、同時に調査士会に入会いたしました。高校3年の時測量士補試験に合格していたことが、こんなところで役に立つとは思っても見ませんでした。赤羽先生は調査士の他に司法書士、2級建築士、行政書士の資格を持っておられ、仕事の内容も多義にわたり、私も多くの経験をさせて戴いたものです。台帳申告時代、台帳登記の併用申請、登記簿の一元化、メートル法への転換など今では当たり前のことではあるが、その過程を振り返る時懐かしささえ覚えます。

赤羽先生のもう一つの顔

赤羽先生は先にも



現場にて

述べた様に、多種の資格を持つ他、いろいろな事をされておりました。特筆すべきは、湯の街浅間温泉でも名の通った芸妓置屋をしていたことです。勿論奥様は元芸者、農家の長男だった赤羽先生は花柳界に身を染め、勘当も同然に浅間温泉に住み着いたのでした。しかし、持ち前の器用さと努力で明治公園の作成に携わった方々に師事して技術を習得され、調査士を初め各種の資格を取得されたのでし

た。後には調査士法制定運動の先頭に立って活躍されたことは皆様すでに周知の通りです。

また、赤羽先生は生命学に堪能で、地域では名付け親としても知名でした。他に村議会議員や地元の猟友会長などもしていました。

私がお世話になっていたころの浅間温泉は活気があり、花柳界も華やかでした。事務所の前を和服姿のお姉様方が夕刻になると行き交うのです。年末年始には置屋や芸子が得意先？に挨拶回りをするのが恒例で、その時名刺代わりに持参する名入り手ぬぐいを包む「挿し」の面手書きを頼まれるのです。(赤羽先生は毛筆が達者で常に矢立を持ち歩いていた)私もお手伝いで良く書いたものです。当時はコピー機もなく芸子が長唄、端唄のおさらいに使う教本を毛筆で写し書きすることも度々でした。私も周りから置屋の若旦那などと持て囃され満更でもありませんでした。朝赤羽先生の事務所に来ると奥座敷から三味線の音が響いて来る。芸子さんの朝稽古です。三味線の音を聞きながらの仕事、何と贅沢な！。

芸妓置屋の生活習慣で通常食事は1日2回、従って赤羽先生が現地に出向くのも早くて10時、11時が当たり前で、これには少々困ったものでした。

赤羽先生は大の高校野球ファンでした。或る測量の仕事が約束の日、たまたま甲子園を目指して松商学園の試合があり、その声援が赤羽先生の事務所にも響きわたっていました。(当時高校野球県大会は浅間温泉にあった県営球場で行っていた)先生の胸騒ぎは収まらず、お伴をして二人で野球見物となってしまったのです。当然のことながら依頼者はいくら現地でも先生が現れないので、事務所まで汗拭きふき自転車を漕いで迎えに来たのです。依頼者も奥様の説明に納得、わしもこれから野球見に行ってくるわい。



左より赤羽先生、奥様、筆者

独立そして結婚

私も赤羽先生にお世話になること3年、1年間をお礼奉公したところで独立を考えていたのですが、その頃先生が胃癌の病に倒れ、入院治療と云うことになってしまった。先生の家庭の事情から暇を貰う状況に非ず、結局は昭和37年6月独立まで赤羽先生の事務所でお世話になったのでした。先生は一度は医者に見放されたが、奇跡的に回復し、後にバイクの免許を取得し、ちょっとしたバイク事故で胃癌の手術を受けた

病院に運び込まれ、手術を担当した医師を驚かせた位でした。

独立から1年半の昭和38年秋、縁あって結婚をした。赤羽先生のお宅には、先生が法制定運動の先頭に立って東京に再三足を運んだ際、東京に住む弟の家に寝泊まりしていたと云う。その時弟の長女が田舎のお婆ちゃんのところに行きたいと言いだし、赤羽先生夫妻の養女として育てられていた。この方は私より一つ年下で周りからは誰も私が赤羽先生の後継者になるであろうと騒がれていました。でも縁は異なるもの、私も太田家へ養子として迎え入れられたのでした。赤羽先生宅で聞き慣れた娘さんの名前と家内の名前が同じ、これもまた不思議な縁でした。

会務に携わって

調査士歴も54年となった。よくぞここまでやってこれたと思う。家族を初め世間の皆様のお陰と感謝している。昭和46年浅間温泉に小さな事務所を作ったが自宅の近くに法務局が移転して来たのを機に、自宅に事務所を移し30年が過ぎた。地元支部を初め調査士会の役員として通算25年にも及びお世話になったが、まさか私が長野会の会長を引き受けることになろうとは思っても見ませんでした。その器で無いことは私自身が一番承知しており、会員の皆様には大変迷惑を掛けただろうと、今も反省の念は絶えません。

制度60周年の現在

不況からの脱出は何時になることだろうか。不動産に関わる我が業界も、この不況はこれまで例を見ない。その中であってこの制度も幾多の法改正等に伴いシステムは益々高度化され、ついて行くのに精一杯だ。それでも自分なりにオンライン申請もクリアした。今全ての役職からも解放され、僅かに与えられた業務にほそぼ

そ取り組んでいる。平成6年10月3日我が故郷松本に制度発祥の地記念碑が建った。思えば副会長時、制度発祥の地記念碑建立実行委員として奔走、初代連合会長の降旗徳弥先生のお宅にも何度も足を運んだこと、恩師の赤羽先生、親しくお付き合いさせて戴いた中島実先生のお名前が、碑文として刻されていることに誇りを感じている。

今年は制度制定から60周年、ここに至る数多い思い出も頭を過る。制度の今日あるも多くの先輩方の功績を糧とし、着実に調査士の将来に

向けて邁進を願わずにられない。

長いようで短い人生、私も幾つかの趣味を持ち、その趣味も年代と共に変わっている。趣味も仕事が忙しい時ほど充実し楽しいが、仕事が暇になるとそれ程でない。因みに若い頃から写真を撮影したり、現像、プリントすることが好きで、現在は全てデジタル化であるが、今も撮り続けている。サークル活動、個人的にも時々写真展を開催する。これが健康の源でもある。

調査士としての終着駅もそう遠くではなくなった。

税務署への申告手続

土地調査員の時代

松本市柳丁目7番28号
土地調査士 大田 正人
TEL: (0263) 36-1769
FAX: (0263) 33-0359



六十年を振り返って「調査士人生を語る」

佐久支部 佐藤 芳 男
(昭和26年入会)

調査士の発足は正確に調べたわけではございませんが、長野県会は先輩の話によると昭和の初めと聞いております。調査士の前身の名称は、土地家屋異動調査員といい税務署の囑託のような役目であったような気がします。その土地家屋異動調査員は市町村長が推薦し税務署長が任命しました。その推薦資格は旧制の実業学校令による農学校又は工業学校で測量の課程を終了した者、又はそれと同等の測量の技術を要するものと聞いております。

私は昭和22年村には一人の土地家屋異動調査員の先輩がおりましたが、第二次世界大戦の終了後の第二次農地改革が行われ分筆申告地目変更申告等多忙を極め70歳を過ぎた老齢ではハードの仕事は出来ないで代わってほしいと要望され急きよなったような次第です。昭和21年3月農業土木課程修了という卒業証書はいただいたが学校時代は学徒動員で丁度の授業は受けられず殆どは動員先の県庁当時の耕地課の職員より測量しながら現場で重要なことは教わったことを記憶しております。

土地家屋異動調査員は各税務署ごとに会を結成しており長野県にはその連合会もありました。

この連合会が中心となり全国に呼びかけ、土地家屋調査士制定運動を起こしいろいろの曲折を経て昭和25年に土地家屋調査士法が制定され今まで土地家屋異動調査員はそのまま当分の間全員は土地家屋調査士なったように記憶してお

ります。

その後土地家屋調査士試験に合格した者、測量士、測量士補の資格のあるもの、建築士の資格のある者以外の者は土地家屋調査士の資格認定試験を受けなければならないことになり、当時の土屋会長、佐久支部の上原支部長はこの試験のため苦勞して各方面から情報を集め、試験の想定問題を作成してそれに基づいて数回にわたり研修会を開催して試験に臨んだが、会員の中にはまだ寺子屋あがりの方もあり全員パスというわけにもいかず、残った人たちを解消するために3年かかったと聞いております。

又土地家屋調査士会は旧土地家屋異動調査員が全員加入で発足したわけですが、発足当初の役員さんのご苦勞は並大抵ではなかったように記憶しております。会員数は今の約3倍位はあったように思いますが会費滞納があつて会の運営は大変であつたと思います。

中でも毎年行われる年計表の取りまとめについては並大抵のものではないようでした。今のように電話の設置してある事務所が連絡方法といえは郵便以外になく、収集提出の期限がせまりどうしても提出のない辺りな所の会員には電報を打つておいて、支部長自からバイクでその会員の事務所まで訪問して収集したこともあつたと聞いております。

又測量器具は主に平板測量器でしたが、中には5分読みのバーニヤ付コンパスを用いていた

会員も居りました。

測距器は尺貫法を用いていた関係もあり殆どが間縄を用い、目盛は一間ごとしか付いていません。その間は殆どの人が目測で一間半とか、一間二分というように目測で測定しておりました。中には六尺の間干を持ち歩いて、端数を正確に測定していた人も居りました。

その外布テープを用いましたが、これがくせ者で昭和30年代の物資とぼしい時代製造のものは布にでん粉のりでコーティングしたものが殆どでしたので、古くなるとコーティングが落ちてしまいテープが縮むので鋼巻尺で常に検尺をして使えとよく先輩より注意されました。

中には鋼巻尺を使用していた会員もありましたが使用後の手入れが大変だったようです。使用后掃除を怠ると目盛が読めなくなるという弊害があったようです。

昭和50年頃より測量機器もパーソナルコンピューターの普及と合せ平板からトランシットへと変わってまいりました。それに合わせて求積の方法も三斜法から座標法へ変わりました。

平成5年の不動産登記法の一部改正の際、もと初代の長野地方法局の表示官をやられた小山田会員に、法務局の公図はすべてイメージスキャナーでコンピューターに読み込みが完了しているので、「これからは一筆ずつコピー図面で交付されること、並びに測量求積計算は第八系の公共座標を用いて行うこととなりますよ」と言われたことを記憶しております。その時に但しこれを直ちに実施すると現場に混乱が生じるのでだんだんそのようになっていきますよ、と言われておりましたがそれから約20年経って言葉どおりになってまいりました。

分筆測量の際の筆界確認は旧公図の土地台帳附属地図の時代は大変でした。クレームが出て

「この鼻たらし小僧、どこをみて測量しているだ」とどなられることも度々ありました。

当時は当事者の主張が強く道路水路の位置を確めるためにトレンチ（塹壕）を掘ったこともたびたびありましたが、幸にも佐久地区は今は国土調査が殆ど完了しており、国土調査の工程の一筆調査の段階で主体の市町村が筆界抗を打つときにこのような問題は解決してくれており、特に難しい問題も市町村が仲裁して決めており、それでも決まらなかったところだけが筆界不明地として残存しているようです。

国調完了後は筆界確認の立会は大変スムーズに行くようになりました。

私は斉藤調査士とともに約20年間町の国土調査の協力員を務めました。感じたことは分筆等による地図混乱地区の解消、地図の整備が一番よい方法は法務局によって十四条図面を作成していただければ最良だと思います。予算人員等の関係もあり理想どおりにいかないと思います。次に考えられるのは国土調査を実施していただければいろいろの問題も一度に解消できると思います。私共の協力員として関係した地区にもこれに準ずるようなところがありましたが国土調査の担当者の並々ならぬ努力によって完全に解消いたしました。この地区はどうしてこうなったかと申しますと、ちょっと言葉が悪いと思いますが、炬燵の上で目測推定で作成したとしか思われない一万二千分の一の縮尺の明治20年代に作成した旧土地台帳附属地図に建設関係、森林関係土地改良関係で各々連絡をとらないまま勝手な位置に分筆登記をしたのが原因であり私も私共の先輩もその一翼を担っておるので地元の言葉で「おまいたがこのようにめちゃくちゃな図面にしてしまったのだ」と言われたことを覚えています。

いずれにしても一番使わせてもらい生活のかてにしている十四条図面ですので我々としても協力して正確なものを作成していく義務があると思います。

筆界確認の立合について先輩より口をすっぱく言われたことは、「技術は安売りをするな市場の品物じゃないから安かろう悪かろうじゃない、ささいなことでも慎重に取扱え。よく小さいことだと取扱ったものが後日になって重大な失敗につながることもある。又調査士であるので徹底した調査はしろ。調査の結果は全部使うな。使うものと使ってはいけないものがあるので考えて使え。調査士の意見、見解は絶対に先に言うな充分に立会人の意見を聞いてからか意見を求められてからにしろ。対立している一方が調査の結果の事実から不利であっても縛ってたくようなことはするな、必ず逃げ道は作っておいてやれ、ドロボーにも三分の理があるという諺がある」と言われております。

又水路道路は埋ってしまっても掘ると形跡は残っているので危介でもトレンチを掘れと言われているのでいまでもそういう事案があるときは実行しています。

我々が一番多く利用する十四条図面の多くは市町村を主体とする国土調査結果法務局に送付されたものが殆どですが、国土調査は法が制定された昭和26年からそれに必要な四等三角点の設置細部作業規定の制定等約10年の年月を費し、昭和35年頃より本格的に始まったように記憶しておりますが、この国土調査の十四条地図の作成についても始まった当初は二つの考え方があったように思います。一つは旧公図は参考位にして、まったく新しく公図作成するという創設的の考えのところ、もう一つは旧公図を尺貫法からメートル法に直し昔の地押図を日本測地系に

準拠した図面に修正するという考え方があったように思います。

やがて完成品を法務局に送付するようになり法務局にも表示官制度が出来てからは地図の修正という方向に落ち着いたと思います。

国土調査図面の数値化を早くから主張されていた先輩もたくさんありました。今日のアナログからデジタルへの傾向をみても先見の目があったなと思います。

私共の関係した地区も昭和40年末からでありますので求積の方法についても当時花形である電子プランメーターの光電式にするか光点送電式にするか手動のプランメーターにするか、三斜法にするかの検討がなされたが、何か結果が残らないと困るということになり平板測量の筆界点の針穴を図面左側の図郭線に合せて下端を基点としてプロッターで読んで数値化し、求積した経緯があり、当初は図面を左上より順次読んでいったのでさながら統計で使用する乱数表のようになり、後日復元測量に利用するときこの点はどれに当るか見当をつけるのに苦労した記憶があります。

その後各筆ごとに整理され又基点に公共座標値の加算があり今の各筆座標簿になりコンピューターに入力をされキー一つで各筆座標簿とともに図面も同時にコピーされるような仕組みになりました。

数値化の問題はコンピューターの利用には最適であるので、国は補助金を付けて推進するようになり国土調査も法務局に送付後国の補助金を受けて数値化した市町村もあり、送付した公簿の面積と多少の差が生じているのがありますが、復元等に利用する場合殆ど差し支えないものと思います。私はそのまま利用しています。

その外に国土調査の基準点の滅失復元の問題

ですが国土調査が始ってから約50年位になりますが完了した市町村で頭を悩ませているのが滅失した基準点の復元の問題です。県下の市町村には二つの流れがあるようです。一つは旧北佐久郡北御牧村のように国土調査のときとは別の基準点網を作り全部新しく基準点を埋設する方法、この方法の欠点は実施しても現在の法制上十四条図面に記入することが出来ないので市町村の副図に記入するしかないと思いますが、実施した旧北御牧村では副図に黒まるで記入し、図面の交付が受けられるし、基準点抄写簿の交付も受けられます。又たまたま残存した旧基準点があり新しい基準点と接合しても問題はないように感じます。もう一つは北佐久郡立科町で行っている方法は滅失した基準点の附近の残存基準点を探しそれらを使って復元するという方法ですが、これは簡単のように考えられますが滅失した点も補正してあり残存点も補正してあるということで、復元する基準点と残存している基準点での数値をどう決めるかということが難しいようです。そして経費は前者よりも後者の方法の方がたくさん用するようです。

もう一つ筆界確認で利用できる書類として国土調査の一筆調査の際の調査系図、俗に言うダンゴ図というのがあります。これは旧公図を写しそれを現場に持ち出し現場において筆界点の数杭の種類はもちろん現場においての地権者等のやりとりがメモしてある場合があります。重要な参考資料になります。私もダンゴ図のお陰で、この杭は俺の入れた杭だと頑強に主張していた人が図面を見たときとんだまってしまったことが何度もありました。ただそういう書類を保管しているところとないところがありますし、あっても面倒なので写の交付を受けられないところがあります。これともう一つ調査後の図面

及び調査表の閲覧簿というのがあります。本人が閲覧署名押印をしています。それと重要なことは立会をしたら必ず立会調書に外の立会人とともに皆の見ているところで署名をもらうこと、立会写真は必ずとること、署名は必ず本人にしてもらうこと、私も立会人が奥さんと一緒に立会にきていて「奥さんおめ書け」と奥さんに書かせたところ後で不利になってきたら、「お前女衆をだましてこの立会調書は作ったのじゃないか」と言われ大失敗した苦い記憶があります。

本会の先輩の中には国が公図の作成技術を統一するために実施した茨城県の昭和村の講習に参加し、帰って県下4ヶ所で実施された伝達講習会の地区講師を務め、自らモデル市町村の担当となり地積図根点三角測量図郭線のインキング、図根多角点測量、平板上へのプロット一筆地平板測量マルペンによる野取原図への墨入、公図の完成検査、法務局へ送り込み等全工程を自ら行った会員がおられます。断片的には数々の苦労話を聞いていますが会で機会を作っていたら全体的なお話を伺いたいと思っています。

だいぶ与えられた課題から脱線してしまいましたが思ったこと書かせていただきました。



昭和55年頃の平板測量風景

「調査士人生を語る」

伊那支部 黒 沢 稔
(昭和30年入会)

伊藤「土地家屋調査士制度制定60周年により「会報ながの」記念号を発行するにあたり南信で最も経験の長い伊那の黒沢稔会員(昭和30年登録)に土地家屋調査士としての歴史の一部をお話しいただきました。」



PCの前で

1 どうして土地家屋調査士になられましたか？

私の家は農家で、跡取りではなかったが、長男は戦死、次男も役所勤めで家に帰って来ないので、結局三男の自分が家を継ぐことになってしまいました。家を継ぐのは良かったのですが農業だけでは生活が出来ないので、どこかに勤めなければならぬと考えていたところ、『土地改良事業』と云う当時県下で最初の土地改良を上伊那郡松島箕輪町で大規模にやることになったのです。

知人がいたこともありお手子として毎日歩いて歩きたところ、土地改良なのでいやでも測量をしなければならないので自然と測量を覚え、それが調査士になるきっかけです。

その後、法務局の所長がちょうど土地家屋調査士の試験を受ければ簡単に受かる制度がうち切られるからと言われ試験を受けました。

当時、国の行政政策で無試験により土地家屋調査士の資格を与えた期間が数年あったのです。伊那でもそういう方が何人もいましたが、皆辞

めてしまい今は自分一人だけです。書類審査で資格が貰えるかどうか解らないため、受験した方が早く土地家屋調査士になれるので試験を受け合格しました。

思い返せば、子供の悪戯の様な三斜丈量図を計算する問題と法律的な学科試験でした。今ではたいした試験だったとは思えないが当時はそれが難しく精一杯でした。

調査士を始めて約10年位は伊那市内の会社に勤務しながら、調査士の仕事の半分程は自宅で残業しながらやっていました。そんな時、長老の司法書士の大先生2名がどうしても土地家屋調査士がいないので収入面は責任をもつから会社を辞めて調査士を専業でやってくれと言われ土地家屋調査士を専業としました。

2 昭和30年の登録から今日まで55年間土地家屋調査士を続けてこられた理由は何でしょう？

55年の内約10年は会社勤めと二股掛けていたので、実質的には40年程度だと思います。ただ有難いことに当時の会員数は今の伊那支部の会員の3分の1程度の人数しかいない上、ペーパー会員もそこそこいたので実働している会員は10人位しかいないので、仕事はいくらやっても間に合わない状態でした。

仕事での苦勞はと言えば、忙しい事が苦勞で仕事が無いなんてことはただの一边でも感じたことはありませんでした。ただ最近10年位は会員の人数が倍近くになったせいか仕事も少なくなってきました。

3 途中で転職はかんがえませんでしたか？

全く考えたことはありませんでした。今考えれば贅沢な事で土地調査士と云うより建物調査士で建物だけで手一杯だった。土地の測量する時間などとても無かった。

その時は調査士の仕事も測量士さんがやっていた、調査士の名前を使わない申請でも法務局で受け付けていて、法務局に役場の職員が登記の専門で一人いて、所有権移転でも分筆でもみんなやっていました。

その頃、役場の登記処理が間に合わず、表示登記だけで良いからと言われ村長が顔見知りと云うこともあって、4～5年働きました。途中調査士の仕事もいくらか途切れたりしましたが、自分は良い司法書士の先生のお陰で仕事が無いことはありませんでした。

今はその様なことは無くなりましたが、自分で開拓しなくても、結構飛び込みの客がいるのは40年の賜物で、指名じゃないけど「黒さんなら良いよ」と言われて事務所に依頼に来てくれる客も結構います。

4 最高に処理した事件数はどのくらいですか？

自宅を建て替えた時が昭和49年だったのですが、昭和40年から50年、55年位の間が一般住宅が一番建った時期だと思います。

その頃は、調査士ってこんなに稼いで良いものかと感じた時代でした。記録を見ると件数は1年間に450件位が最高で平均すると当時10年位は300から350件位ありました。当時は今みたいにコンピュータを使うのでは無く、図面も手書きでの時代でした。

建物の登記ばかりで、息子が帰省した時には一緒に測量に行き、「建物1件で5,000円やるぞ」と言って、帰京する時には20万から30万のお金を貰っては帰っていく、その位景気が良かった時代でした。

反面、人は自分に限らず収入が良いと出て行くものも結構あって、中国、台湾へ自分の庭の様に旅行に行ったりして、結構広いお付き合いをしていました。

稼いで貯えをすることはなく、人間は入れば入っただけ使う構造に出来ていると思っています。旅行もせず美味しいものも食べないで、金を残して死んでいく人は本人にとっては満足かも知れないけれど、自分から見れば気の毒な人生だなと思いますので面白おかしく過ごした40年だったのではないのでしょうか。

5 長い職歴のなかで苦勞したことはどんなことですか？

苦勞ということは無く、約10年位、仕事量が年々と減少していく時代で、他の調査士が苦勞している様だが、自分はどちらかと云うと横ばいで苦勞という程の苦勞を本当は味わっていないと思います。

今の時代は良い機械が出来たせい、測量図と云ってもその技術は人の腕が良いのでは無く機械の腕が良いのでありボタンひとつで誰でも出来ると言うけれど、自分は機械が大嫌いなので、そんなところが苦勞だった。ある時、スイッチを切ってくれと出先から電話が来たが、どこを押せば切れるのかって思いました。

6 現在まで事故も無く仕事が順調でしたか？

責任賠償保険の話だが、保険は魔除だと思って入ったほうが良いと言われるが、自分も、もしもの時は役立てないといけないと思い、賠償保険制度の最初から何十年も入っているが、むしろ入っていない者が事故を起こし、入っている者は事故を起こさないような、そういう昔の諺みたいなことも言い当ててるかなあと思うこともあります。

7 現在は法務局職員と交流がありませんが法務局との付き合いはどんなでしたか？

どんな時代の人間でも功罪相半ばならんと云う言葉があるけれど、人間良い事もあれば悪い事もある。

法務局職員との接触が多く、退職や新任の歓送迎会もやっていた頃は、人間的な付き合いが出来たり、その人の性格も分かる様で、仕事の

面でも反映出来ました。

人と人との交流の上ではあったほうが良いと、特に年配の者は言うと思います。

お互い、その仕事から離れても、「ああこういう人が伊那に居たな」とか「ああ知っている」とか言う思い出話が出来るとも、大げさ言ったら心の豊かさと言うか何か暖かみのある人間性を感じられるような気がします。

9 報酬の推移を教えてください

土地地目変更は200円から400円の時代が記憶にあります。

分筆は昔でもどうだこうだと手間を取りましたが、地目変更は現場調査などなく、公図の上でここからここが宅地になったんだと書類を作るだけでこんなに貰って良いのかと思っていました。

分筆は2000円から3000円位で、平板も使ってやったこともあり、だいたい坪あたり100円するか200円するかで土地代が安いとかえって土地代より高くなる様だと困ることもありました。

その分筆のやり方も開業当時先輩達に聞きに行ったところ机の上に公図が広げた机上計算だった様で、こんな事で貰えるなら良いなあと思っていました。このやり方は相当長く続いていました。

10 平板測量から光波トランシット、GPSまで機械が進化することを想像していましたか？

昔からトランシットはある程度知っていましたが、現在のように現場で測ったものを機械が安易に描くことなど想像も出来ませんでした。そのトランシットもいざ買う時は一生物だと思っ

ていましたが、3回か4回買い直しました、こんなにも機械が進化するとは本当に思いもよりませんでした。

11 土地家屋調査士になってどのようなことが良かったですか？

自分はそんな一流の人間じゃないと思っているが、一流の人に引っ張って貰ったことが良かったのかなあと思います。

ただ特に調査士になって良かったと思うことは、家庭の事情でどこかに勤めていたときより、収入が数倍位の稼ぎになった時は良い商売だと思ったけれどこんな良いことがいつまで続くのかなとは感じていました。

当時、世間では自分の息子は設計士にするのか、調査士にするのか言う親が続々と増えてきて親の二代目、三代目と云う跡継ぎが増えただけで、今は一人もいない様です。

そういうことから言えば、自分は酸いも甘いもみんな飲み込んで噛み砕いて生きてきた人生だったかなあと思います。

ただ一つ良かったのは、自分の自由の時間をとれたと云うこと。今になって思いますが、お金を残した人が若い時に行きたい所があったのだけれど行かなかった。今この年になれば、もうどこにも行けないと云う話を聞くと、自分は良い人生だったなあと思います。仕事が忙し過ぎて嫌になった時、1週間から多い時は10日位台湾に行きました。台湾には友達の家があって「黒さん、いつ来るか分からないけど、部屋を取っておいた。」と言ってくれ、食べ物美味しい気候も寒くないので気軽に行けました。

今に比べれば、自由時間を十分取れたと云うことが良かったことです。

黒沢「せっかくインタビューに来ていただいたが、これと云う面白い話が無くても通り一遍の話しか出来なかった、話を聞いてくれた方がご苦労だったと思います。」

伊藤「本日はお忙しいところ、急なお願いで申し訳ありませんでした、次回70周年記念にまた取材できますようお体を大切にお過ごしください。」

平成22年10月9日 伊那市の事務所にて取材 広報部 伊藤 正彦



不動産登記法17条地図作成作業の思い出

長野支部 山本 幸雄

土地家屋調査士法60周年制定記念誌発行にあたり心よりお祝い申し上げます。

今年の4月24日に境界情報管理センター委員会の松本誠吾氏一行が、歴史的資料の収集活動の一環として地租改正事業の際の「地積測量作業の再現をする」のテーマで私どものはかりの館にこられました。当館には、江戸末期から現代にいたる測量機器等や江戸末期の測量解説書「清水流測量術秘伝書」等始め多数の資料を展示しております。松本誠吾氏一行は長時間に亘り見学し情報の収集をされ帰られました。そんな見学されたこともあってか今回の60周年記念誌発行の寄稿依頼が私に白羽の矢を立てられたのかなと勝手に想像をし一度は高齢でもあるしお断りしましたが、どうしてもといわれ一筆啓上することになりました。

私は、終戦後まもなく長野県職員として耕地課に勤務しておりましたが、長男でもあることから農業に専念することになりました。そもそも測量関係の仕事に関わるようになったのは、(株)協同測量の初代社長の中澤さんから誘われたのと、長野県土地家屋調査士の野口会長の調査士入会を進められたのが切っ掛けで今日までこの仕事に関わってきました。現在の共栄測量設計社を昭和37年7月に設立し、今年で足掛け48年になります、測量関係に携わり半世紀を悠に越えましたが、私が言うのもおかしくもありませんが昭和の化石みたいなようなものです。

この仕事にかかわって半世紀をすぎますが、一番の思い出に残ることは、後にも先にも、法17条地図作成作業モデル事業のことです、この思い出は一生がい忘れることが出来ない大事業でした。

法第17条(新法第14条)地図作成事業が昭和43年から事業化され、長野県は昭和54、55年の2ヵ年の事業として指定されました。この地図作成モデル事業は、法務局と土地家屋調査士会と合同で作業をする、具体的には計画機関は基本計画の策定と推進、作業機関は、基本計画に基づき一筆調査、図根・細部測量、地積測定、



三角測量

- 検査 図根三角点第2号
使用器械は当時最新鋭YHP社製 精密測角測距儀 (エレクトロ タキオメーター-3820A) (ベアー)

地図および地積等調査一覧表の作成、その他一切の付帯する作業の実行、この実作業を長野県土地家屋調査士会が担当しました。

当初計画された篠ノ井会地区が地元の事情により選定個所からはずれ、その他にも候補地がありましたが、最終的には北長池の地区が選定され、昭和54年9月17日に法務局と調査士会の合同打ち合わせ会議が開催され、その後、関係する官公庁を始め地権者の皆さんと何回となく説明会や関係機関との調整を行い、また、現地調査を行われ、当会の役員も何回となく出席しました。

当時の村上局長や土屋登記専門官始め法務局の職員のご苦労もあって、ようやく実施に入ることが出来ました。

昭和55年2月20日に本作業の組織が理事会で決まりいよいよ本作業に入る段取りになり、法17条地図作成作業実行委員会の委員長は臼田副会長が、また副委員長に私が決まり、相談役には野口会長が、作業班の総括担当として臼田委員長、私山本が其々決まりました。

班の編成にあたっては、7班が編成され、管理業務を行う総括班、登記相談に応ずる相談班、そして作業を行う作業班5班が作られ、作業班は、当初長野、上田、飯山各支部会員、その後松本、佐久、諏訪各支部も参加されました。

たまたま当共栄測量設計社は、北長池調査区域内にあることから当社に法17条地図作成作業現地事務所を置くことになり、現地事務所は作業期間中、法務局はもとより地元関係者の連絡所として、また、地権者の登記事務相談所として利用されました。

昭和55年2月26日に、地元水源神社においてこの事業が無事故で終了することを願い安全祈

願が厳かに行われ、あわせて事務所開きも行われました。

いよいよ、実施作業が本格的に始まり。監督官庁の調整、三角点、多角選点、一筆調査立会い職員の説明会等を経て、一筆調査の開始ができるところまでこぎつけられた。

北長池地区は小字44にも上がる大地区であり、そのうち33小字について実施することになった。登記筆数は2,591筆、範囲面積は、0.88km²。地権者517名の協力のもと、4月21日から5月27日に全体計画分終了、再調査分は7月11日までに無事一筆測量が終了しました。その後、測量点検作業、面積計算をへて、10月13日より縦覧開始、10月22日には登記簿への記載開始、30日には地図墨入れをして、11月末には完了しました。

今振り返って見ると、法17条地図作成作業は、どこの会も始めてであり長野会としても全く考えていない作業であり創設以来の大事業でありました。

この事業に関わった、村上法務局長、直接担当する土屋専門官、他関係職員の方々は勿論、地元区長、農協の長田理事長さん方々には大変なご苦労の連続がありました。

短い作業期間のなかで三角、多角測量の完了、



朝のミーティングの一コマ

一筆調査に対する地元説明会と協力員の任命、関係官公庁への協力依頼等幾多の困難な課題を抱え短期間に集中しての挑戦でした。実施にあたって、一筆調査に多くの班が投入されたせいか調査の丁寧さの度合いが異なり、平板測量をやりながら一筆調査の再調査を余儀なくされたこともあり、細部調査に予想外の日数と経費が要しました。17条地図のような作業では、一筆地作業の出来具合こそが、そして調査素図の出来不出来こそが最終成果品の良否を決定する大きな要素だとつくづく感じさせられました。

法務局の皆さんと調査士会が一体となって、早朝より、また、冬の厳冬期のなか腰まで埋まるような雪のなかの三角点調査、降雪の中の道路査定、雨中の一筆地調査、炎天下の再測の立会い、なれない作業の連続で夜中に幾度も目がさめてしまい酒の力で眠り翌朝二日酔いの状態の作業等、関係した職員、会員には本当に頭が下がりました。おかげさまで調査士会としての使命を果たすことが出来ました。そんななか、息抜きのために一筆地調査の終えたところで安茂里の犀川グラウンドで法務局、長野市役所、調査士会、共栄測量設計社の4チームにより親善野球大会を行いました。仕事を忘れるひと時で



現地測量

もあり、また、いい思い出になりました。

最後の所有者の縦覧には、権利書はもとより種々の資料を携えてくる人、また面積の少なくなった人は「何故少なくなるのか」食い下がる人、多くなった人は「隣の人の土地を気にしながら黙って帰る」、それぞれ人様々でした。

土地家屋調査士制度施行以来30周年の節目で法17条地図作成作業に長野会の総力を結集し事故も無く高精度の地図を無事完成し長野地方法務局の第1号として成果品を収めることができた。このような一大事業に関われたことは、私にとって一生涯忘れることのできない思い出になりました。今は当時お世話になった大勢の皆さんに感謝の気持ちでいっぱいです。

私も今年は、年男で84歳になります。これからの若い会員の皆様には、法制定60周年を機に全国の土地家屋調査士の会員力を結集して地籍調査制度のさらなる発展に寄与し、土地に関わる人が安心して暮らせるような社会にして頂きたいと接をお願いします。

思うがまゝに



多角測量風景



「調査士制度制定60周年を迎えて」

副会長 上原兼雄

本年は、調査士制度制定60周年とのことでもあります。60年の長い道りを当時の先輩方の英知と努力により、今日の土地家屋調査士としての地位を確立して頂きました。その御苦勞には、ただ感謝をする次第であります。

私は、業務を始めたのが昭和59年の4月と記憶しております。開業当時は測量技術等も、まだ平板を据え付けるのも苦勞したことを思い出されます。

それから日進月歩、測量技術は進歩をとげ、現在はGPS測量DID基準点の使用と、60歳を過ぎた身には、その技術について行くのにやっとの感があります。

現在は、登記申請においてもオンライン申請が主であり、これもまた己を悩ませる一因であり、世の中の流れについて行くのが精一杯であり、今後の測量方式や申請方式も、どのように変化するのか戦々恐々の状態であります。

私は開業以来、自己の業務の外、調査士会の活動においても微力ながら御手伝いをさせて頂き、長野支部の役員から支部長、併せて公嘱協会の支所長の任に就きました。当時は、長野オリンピック前後でもあり、その当時の苦勞や楽しかったことが思い出されます。長野支部長時には、伊能ウォークがあり、支部会員の皆様共々、伊能大図の展示や歩く方々のサポート役を務めたことも今では楽しく思い出されます。

会務については、その後、本会理事、総務部

長と基本的に総務関係を担当させて頂き、不動産登記法及び調査士法の改正の度に本会会則を部会で検討し、理事会の承認を受け総会に諮り、会則変更を行い会員の皆様に配布の繰り返しではありました。総務部としては、年度末に開催される総会の開催、事務局の適正なる運営、更に苦情等の処理と広範囲にわたります。理事の時代から一緒に会務をさせて頂いた皆様方の顔が懐かしく、楽しかった事を今更ながらに思い出され、改めて感謝をする次第であります。

総務担当として会務に携わり会の為また会員の皆様にどれだけ貢献できたものかは自分自身改めて考えてみれば疑問なところも多く、反省する次第であります。現在は、理事会や各部の部会においても活発な意見がだされ、以前とはかなり違った雰囲気を感じられます。理事の皆さん一人一人の自覚程を見て取れ、長野会にとって大きく変わる時が来たと思います。

調査士制度制定60周年ということですが、私自身、その半分を土地家屋調査士として自己業務を行い、会務を行い、ここまでこられたことは、家族、お客様、そして調査士会会員の皆様の協力や御指導の賜物と感謝の気持ちでいっぱいです。この調査士制度が今後70周年80周年と末永く続いていく事を信じ、これからも微力ながら長野会のために貢献できればと、改めて60周年の節目に考える次第であります。

記念事業

土地家屋調査士制度60周年・

表示登記制度創設50年

地籍シンポジウム2010

土地家屋調査士全国大会in Tokyo

『地籍 その可能性を探る』に参加して



副会長兼財務部長 上島孝雄

2010年10月3日／日比谷公会堂において盛大に開催されました。

長野会からの出席者は30数名が参加しました。



的な検証・実証の上にそれらの報告を通じて新たな地籍の地平を模索していきたいとの挨拶でした。

引き続き柳田稔法務大臣の挨拶は、

当会は充実・発展してきた経過があるが平成17年度創設の筆界特定、ADRにおける代理権を得、国民の期待がますます高まってきており、当会に期待をしており、又地図作成事業についての協力に感謝しますとの挨拶でした。

第1部は、法務省と弊連合会の共催の下、表示登記制度創設50周年の記念事業としての記念講演で、法務省民事局長等として登記制度に深く関わられた元広島高等裁判所長官・清水湛生からの記念講演を頂きました。

当初税金をとるための補助的な制度であったが、昭和25年からの登記簿のバインダー化（以前は1個の登記が数冊にわたった時があった。）を10年かけて行われた話は、私が仕事を始めた時は既にバインダーでしたので新鮮に聞こえました。

現在地図の現地復元性・位置関係をはっきりする事が重要であり国はそのために地図を整備する平成の地籍整備を進めており、土地家屋調査士は筆界の専門家としての重要な位置に有るとの話は心強い話しでした。

第2部では、【1】早稲田大学・鎌田薫教授

日比谷公会堂に着きますと、当会の中塚連合会理事の会場案内で2階の席に各支部の会員と伴に着席しました。さすがに連合会主催の記念事業で一般の方の参加もあり、会場もほぼ満席でした。

午後1時から開会され、松岡直武連合会長の挨拶は、

日本土地家屋調査士連合会では、関係各位のご協力を頂き、節目の年を記念し、思いをあらたにするための事業として、三つの企画をし、参加いただいた皆様と一緒に登記・地籍に関する諸制度の課題と展望の一端を理解し、その隘路があるとすればその解消のために新しく船出する予定の「地籍問題研究会」において、多面

に「地籍と法制度」をテーマに記念講演を頂きました。

地籍整備の歴史の話から現在第5次、第6次平成地籍整備10カ年計画が予定されている。

国家の3要素は、主権、国民、国土であり、国民の現況については、戸籍、国家の現況については地籍である。

地籍は国家経済等の諸制度の不可欠の基盤であり、地籍整備は、不動産登記制度が適切に運用されるために必要である。又土地情報のシステム化への貢献、期待もされている。更なる発展に向けて土地家屋調査士に期待されていることは、それは専門職としてそれに応じた能力と責任を自覚して関与し、国民の期待に応えることであるとの話は、改めて土地家屋調査士としての立場の重さを感じました。

【2】『地籍 その可能性を探る』をテーマに記念シンポジウムが、開催されました。コーディネーター山野目 章夫氏

パネリスト清水英範氏 村田博史氏 林亜夫氏

鮫島信行氏 山脇優子氏 瀬口潤二氏により活発な意見が交換されました。(詳しくは連合

会会報で)

この行事に参加してみて、土地家屋調査士制度制定からの60年間土地家屋調査士は不動産登記法に対しどのように関与してきたか(不動産登記法の数度の改正のもと、その流れの中で諸先輩の過大なる功績があって今日に引き継がれて来ている事)、その経過を再確認するとともに、これからの土地家屋調査士としてのなすべきものは何か・又これから大きな意味での『地籍』に対してどのような形で関わっていくようになるのか、しなければならないのか等進むべき方向性、色々な可能性とともに考えさせられ、責任の重さを痛感致しました。



土地家屋調査士制度制定60周年を迎えて

副会長兼業務研修部長 芦澤 文博

今年は、土地家屋調査士制度制定60周年、表示登記制度誕生から50年という節目の年です。私事ではありますが、土地家屋調査士法制定と同じ昭和25年生まれで、この9月に満60歳の還暦を迎えました。開業した昭和55年当時は、平板測量からトランシットによる測量となり、コ

ンピューターが出始めたころでした。ポケットコンピューターなるものを買って、自分でプログラムを組んで計算をしたことが思い出されず。定規と針を使ってプロットし、図面も墨を使い手書きし、申請書はタイプライターという時代でした。それらを考えると、現在のコンピュー

ターや測量機器の進歩には、隔世の感があります。

制度制定から今までには、多くの法改正や制度の変遷がありました。その時々で、先輩調査士や当時の役員の方々の頑張りやご指導で現在に至っていると思います。

現在の社会・経済状況は、業務の減少、競争の激化、住民の権利意識の高まり等から、調査士だけでなく資格者全般にとって非常に厳しい環境にあります。それに加え登記制度や土地家屋調査士制度についての新たな課題も出てきています。このような時代だからこそ足元を見つめなおして、「品位を持って、誠実な業務」に心掛け、専門資格者として自己研鑽することが重要と考えます。自己責任で仕事をしている調査士にとって、研鑽は本来自主的に行うものであり、研修も与えられるものでなく自主的に行

うものであると考えますが、調査士会としてできる限りの機会を提供し、会としての方針も示していきたいと考えます。

これまでの表示登記の専門家としての立場に加えて、筆界特定制度、ADRに係る隣接法律専門職としての業務も求められています。又今後は、土地家屋調査士が提供する地籍情報が地籍制度へ多面的に活用されるといった事も期待できます。

業務研修部としては、これらに沿った形で会員に情報提供を行い、適切で充実した研修会の開催、CPD制度の活用を考えています。会員一人ひとりが、自己研鑽や会の運営への積極的な参加を通じて、今後の自分たちの仕事について新たな方向性を考えていくことが重要だと思います。



制度制定60周年を迎えた今

総務部長 荒井正行

本年は、土地家屋調査士制度が制定されて60周年にあたり、様々な記念事業が連合会はじめ各单位会で行われています。

土地家屋調査士法の制定にご尽力された方々のご労苦により、私共は、この制度によって調査士業務を行うことができ、生計を成り立たせることができています。

この制度制定60周年を迎えた今、皆様もご承知のとおり、全国知事会におかれたプロジェクトチームでは、「国の出先機関原則廃止」という議論のなかで法務局についても、国の出先機関であることから原則廃止の対象とされ、土地

家屋調査士制度と登記事務を地方自治体に移管する事務とされています。

不動産登記制度は、これまで、国民の貴重な不動産の取引の安全、権利の保護等のため国で行ってきたものです。これを地方自治体に一切移管してこういったこと及び登記事務の維持、安全性が保たれるか、また、調査士制度についても、監督庁が各自自治体となった場合は、全国一様の指導等がなされるか大変危惧される所です。

この議論は十分に注意しながら見守り決してこのような事態にならないよう対応しなければ

ならないと思う次第です。

ところで、私が本会の会務と関わり始めたのは、平成15年の支部長を務めさせていただいた時からでしたが、その後、平成17年3月に大幅に改正された不動産登記法が施行され、様々な新たな手続も規定されました。それから今までの間この運用にかなり戸惑ってきました。現在は落ち着いた状況かと思いますが、来年2月からは、オンラインによる申請方法が変わることになっており、動きは止まりそうにありません。

平成17年からは、総務部の理事として、務めさせていただいておりますが、正直、それ以前は、本会にそれほど感心もなく、本会がどのように動いているかも考えてみませんでした。

会務に携わってみて、単位会、ブロック協議会、連合会は、目的達成のため、また、制度発展のために日々動いています。これには会員の皆様のご理解、ご協力が不可欠であり、担当役員、各委員の方々の日常の会務が欠かせません。

調査士会全体が一体的に動いて行くことが重要なことであると思います。

さて、本年度も半年間が過ぎ、年度当初の総会において、「会則」の改正の承認をいただき、また、「会則施行規則」、「証紙貼用規程」、「注意勧告に関する規則」の改正版と併せて差替分を送付させていただきました。

また、現在行われています、本会による支部研修会のテーマでもあります、「土地家屋調査士倫理規程」及びこの規程の制定に伴う「連合会会則」改正版等も、今後、送付の予定をしております。

おわりに、60周年を迎えた今、登記制度及び土地家屋調査士制度は、これまでの制度の存続が問われるような事態が起きています。会員の皆様、調査士会の組織、役員の総力を結集して制度を守り、発展させていかなければならないのではないのでしょうか。



制度制定60周年・ 表示登記制度創設50年記念特別事業 「全国一斉表示登記無料相談会」の報告

広報部長 松本 誠吾

10月9日土曜日、制度制定60周年・表示登記制度創設50年記念事業として「全国一斉表示登記無料相談会」を県内13箇所（下記）で盛会に開催出来ましたこと、支部長はじめ支部役員の皆様には厚く御礼申し上げます。

本年2月、3月に初めて行った4会場での無料相談会では当初予約が無かった会場もあり、1人も来なかったらどうしようと不安もありましたが、何と結果54名の相談者が訪れ、我々の

存在感の感触も受け取ることが出来ました。今回経験が生かせ、会長命、全10支部会員全員参加型で行うことを目標とし、前回の調査で大凡の相談者が市町村の発行する広報誌（紙）を見て来ていることが判り、事前に締め切り日も把握出来ていたため無料で大いに活用することが出来ました。相談内容等詳細な集計は途中ですが各会場の相談者は下記のとおりとなりました。

ブロック	支部	会場	相談者数	予約者数
北信ブロック	飯山支部	飯山会場	2	1
		中野会場	3	3
東信ブロック	長野支部	長野会場	16	12
	上田支部	上田会場	4	0
	佐久支部	佐久会場	5	2
中信ブロック	松本支部	松本会場	11	9
	大町支部	大町会場	4	8
	木曾支部	木曾会場	6	1
南信ブロック	諏訪支部	岡谷会場	3	2
		茅野会場	3	2
		下諏訪会場	1	2
	伊那支部	伊那会場	6	2
	飯田支部	飯田会場	10	6
		計	74	50

全国的な相談会のピークの時期、連休の初日、長野県では農繁期の時期に“土地家屋調査士”という名前を聞いて50名の予約者が居られ、当日には74名という相談者が来られ、その相談者に対し県全域の調査士仲間に対応できたということは、実に大勢の市民の相談にのってあげられたものと思います。

また松本会場なんなん広場での相談者（予約・女性）より感謝の電話が事務局にありましたのでご報告いたします。「相談当日は、予約時間を1時間以上遅れてしまい終了時間までも過ぎてしまったにもかかわらず…親切に相談におのりいただいたこと大変感謝し…どうしてもこの気持ちを相談に乗ってくださった方々に伝えたく…、またこのような相談会を1年に1度は開催していただけると他の皆さんも喜ぶと思います。」との内容です。報われた気持ちにさせて頂きました。

学校のいじめ問題でも99.9…%の学校でケアの対応できていても、たった1人の子が出して

いる追い詰められた信号を見落としてしまうと、自殺や不幸な大事件を起こし、本人の悲しみは周りまで引き込み、取り返しのつかないものに発展してしまいます。

まして土地の境界問題は大人の世界で、話しにくい、外には現れにくい、我慢・辛抱の長年の環境で人間性まで変わってしまう程心に影響し、本人の精神的苦痛が周囲までの生活環境に影響する問題と実感しています。

今回優先順位が違い今回来られなかった方、ひっそりと諦めている方も多々居られることでしょう。今回の全員で行った相談会が継続事業として育まれますよう、やり甲斐を共有していきたいと思います。

平成22年残すところ2ヶ月を切りました。自然環境も世界情勢も日本経済、外交も大揺れですが、年末を迎え、まずは自分の生活環境整備に気を引き締め、皆様と共にささやかな喜び希望を持って新年を迎えたいと願っております。

60周年記念事業10月9日無料相談会の報告

全国一斉無料相談会に参加して

長野支部 小池 純平

平成22年10月9日に行われた全国一斉「土地家屋調査士が行う無料相談会」が開催されました。私は長野市内の「もんぜんぶら座」会場に参加させていただきました。私は補助員という形で、相談員の先生方のサポートをさせていただきました。

当日の天気はあいにくの雨降りでしたが、それにもかかわらず沢山の相談者がご来場されました。新聞や地域紙、ラジオ等でアナウンスされていたのを知り、事前に予約された方、飛び込みで来られた方等、全部で16組程の相談がありました。

相談に来られた方々は、自分の土地と隣接地との境界等について、何らかの悩みを抱えており、中にはどちらかといえば、境界問題というよりも、お隣との人間関係にトラブルがあるように見受けられるものもありました。今まで、専門家に相談しなくては解決できないだろう…それには費用がかかるだろうし…と思ってなかなか先に進めなかった人も、今回は「無料」相談会ということで、思い切って相談にきたようでした。

実は事前打合せの中で今回の相談会では、相談を受けた調査士ができる限り受託できるようにとの申し合わせがありました。それは前回までの相談会では、最寄りの調査士に後日改めてご相談いただくようにしたため、結局、何も解決しなかった、若しくはまた解決への道が閉ざされてしまったというような問題があったからだといいます。無料相談会という限られた時間の中（相談時間は一組あたり概ね30分と決めら

れている）だけでは到底解決することなどできませんが、相談会終了後も引き続きお手伝いをさせていただければ、相談者にとっても心強く良いのかなと感じました。

しかしながら、先にも述べたように相談内容の中には人間関係のもつれが原因だと思われるようなものや、相続に関する相談、税金に関する相談、権利の登記に関する相談等、専門分野以外の相談も多く、他士業（弁護士、司法書士、行政書士、税理士等）との緊密な連携も、このような相談会では非常に重要であると実感しました。

ところで、今回は相談補助員としてメインの相談員の会員の隣に座り、基本的には書記係としてサポートさせていただいたわけですが、日頃一人で業務を行っている自分にとって、他の会員の行う相談技法は興味深く、大変参考になりました。相談者は自分の言いたいことをなかなか上手に言うことができません。途中で悲観的になったり感情的になったりしてしまうことがあります。経験豊富な相談員の会員は相手の話を良く聞き、即座に要点を整理し、結局何が問題になっているのかを見抜きます。そして、どのような方法で解決していくのかを考えます。相談者は安心して自分の話をすることができ、次第に信頼関係が築き上げられて行きます。今後の研修会の中で是非とも相談の技法についてテーマにさせていただきたいと思います。

無料相談会は今後も定期的開催される予定だそうですので、未経験の方は是非とも参加してみたいかがでしょうか。必ず良いトレーニングになると思います。

60周年記念誌

先輩調査士への聞き取り調査報告

境界情報管理センター委員会
副委員長 成田 俊雄

平成22年度の境界情報管理センター委員会活動事業に於いて、土地家屋調査士制度制定60周年を迎え“先輩調査士の聞き取り調査を行う”計画を立て、当9月までに、10支部のうち8支部において、昭和26年から昭和30年前半に入会された、合計13名の先輩調査士（現役の方及び退会された方）への聞き取り調査をすることができました。ここに、貴重な聴取内容をまとめて皆様に報告させていただきます。

（まとめは聞き取り項目の順番、一部複数回答があります。）

聞き取り項目（教えていただきたい事項）

1. 公図の作成経過について教えてください。

公図の作成方法・経過などについては全員の方が「分からない。」又は無回答でした。

以下、参考事項を記載。

- ① 昔は税務署に正本があり、市町村に複製があった。村の複製にも作成者の氏名と押印があった。（一番元のものには作成者の名前と押印が有るはず。）作成者の氏名と押印がないものは再製だと思う。
- ② 役場にも作成者氏名の記載のある公図があった。おそらく法務局から複写してきたのだと思う。
- ③ 明治20～30年代に作成されたものが利用されている。

2. 一元化前の分筆はどのように申請されたのか教えてください。

(1) 測量はどのようにされましたか？（複数回答あり。）

- ◎ 回答者全員が平板測量と回答あり。
- ◎ 巻き尺はビニールテープや間縄を使用。（間縄は3尺毎の目盛りを按分して読み取るもの。）

◎ その他、トランシット。5分読みコンパス。巻き尺のみでの現場三斜。

(2) 測量図の添付はありましたか？

（実測図の添付の有無についての問でしたが、現在の地積測量図と捉えられた方の回答がありましたので、まとめの中で判断させていただきました。）

◎ 添付したという方10名

- ① みの紙に三斜を切りそれを1枚付けたのみ。当時は公図と一致しなければならないため実測と登記用の2種類の図面の作成。
- ② 地形図上で算出。（2名）
- ③ 和紙に手書き。（2名）
- ④ 公図を放射の手作業で300分の1に拡大した。求められた面積を三斜で計算して図面を作製した。

◎ 添付しなかったという方3名

- ① 当時、*土地家屋移動調査員（税務署長の任命）は絶対に信用されており、測量図の提出は不要であった。旧公図に赤線で分筆線を記入し提出すれば良かった。

(土地家屋移動調査員の用語説明：末尾に添付)

(3) 地形図は添付しましたか？

- ◎ 添付した方12名
- ◎ 覚えていない。1名

(4) 面積はどのように確保しましたか？(問が不明瞭で回答がまちまちになりました。)

- ◎ 実測にして現地面積を確保した。5名
- ◎ 元番から差し引きし、小数点以下省略など。残地求積による。2名
- ◎ その他。2名
 - ① 実測面積を公図上で確保した。
 - ② 分筆坪を地形図にとる。

- ◎ (面積確保)したことがない。2名
- ◎ 無回答・覚えていない。2名

(5) 分割位置の杭(逆打ち)はどのように杭を入れましたか？

- ◎ 実測図面に基づき、その辺長で杭を入れた。6名
- ◎ その他の方法。2名
 - ① 張張り形式により杭を入れた。
 - ② 平板及びオフセットにて入れた。
- ◎ 杭の逆打ちはしなかった。1名
- ◎ 無回答・覚えていない。4名

(6) いつ頃から、どのような杭(杭種)を入れましたか？(複数回答)

- ◎ 木杭がほとんど。2名
- ◎ 最初の頃はほとんど木杭。4名
- ◎ 依頼人の要望による。2名
- ◎ その他
 - ① 昭和20年頃円錐形に近い野ざら石を境石として入れた。
昭和30年頃から木杭を入れた。
 - ② コンクリート杭は昔からあった。プラスチック杭は昭和40年代にはあった。
 - ③ 木杭・わりとコンクリート杭を入れた。プラ杭はずっと後であった。年代不詳

④ 最初の頃は木杭を入れた。ほとんどプラ杭はあった。コンクリート杭は後の方。

⑤ 最初は木杭であった。すぐ抜けてしまう。その後プラスチック杭になり、しっかり杭を入れて欲しいとの要望により最後はコンクリート杭を入れるようになった。

⑥ ポリ杭・合成樹脂杭・コンクリート杭・鋌(鉄)など。

⑦ コンクリート杭・木杭(販売されていたもの)。

(7) (公図への)分割線は、誰がどのように入れましたか？(複数回答)

- ◎ 法務局の職員。10名
- ◎ 調査士が記入した。1名(おそらく地形図の作成過程の記載と思われる。)
- ◎ まれに調査士が入れたのではないかと思う事例があった。1名
- ◎ 無回答・覚えていない。2名

① 分筆線は税務署の土地係がカラス口で記入した。法務局に移管後はカラス口はあったが、主としてガラスペン又は普通ペンで記入していた。

② 地形図においては按分で線を入れて提出した。基本的には調査士個々の判断で作成した。

(8) その他

① 一元化は一度にできなかった。長野 昭和38～39年・須坂 昭和42～43年頃だったと思う。

② 実測はするが、登記(申告)には公図の上で面積をとった分割線となった。実測図は土地家屋移動調査員が保管し、申告書には分筆した面積のみを記載した。

③ 台帳申告の次は併用申告となり、例えば土地分筆申告兼登記を提出した。それを略して併用申告と言った。昭和35年に

一元化され（松本では昭和42年10月）、併用申告ができなくなると、司法書士に分筆登記を頼まなければならなくなった。

- ④ 台帳も登記簿も法務局にあったが調査士は「土地台帳分筆申告」をして、登記簿の分筆登記は司法書士が申請していた。

3. 一元化後の地積測量図の作成にあたって、規制はありましたか？あったとしたら、その年代も分かる範囲で教えて下さい。

(9) 公図の形状（曲がり・角度）などに合わせなければならなかった、と聞いたことがありますか？

- ◎ 全くそのとおり。公図優先。あわせて 5名
- ◎ 公図形状と似ていれば良かった。1名
- ◎ 14条地図で一時そのような事があった。1名
- ◎ あまりいろいろ指摘されたことがない。4名
- ◎ 無回答。2名

① 公図の形状をなるべく尊重して現場に形を作るということが、一番妥当な方法ではないかと思う。（公図上）まっすぐなもの（現場で）曲がっていたり、その逆があったりする事を図面（公図）の作図ミスではないかという考えは理屈がつきにくい。法務局の指導として、公図は位置と形状を概ね特定できるもので、若干の相違については現況に合わせて良いでしょう、とする基本的解釈（指導）は今も昔も変わっていない。ただ、曲げて解釈させてしまった時期があったのが一部で混乱してしまう原因になった。

② 昭和45年～昭和55年頃の中に地積測量図は専ら現況主義でよく、公図の形状と合致させる必要がないとの法務局

側の指導がされた時代があった。又、法務局の意向で地積更正登記が不可能とされた時代があり、地積更正が伴えない分筆登記については便宜的地積測量図を作成せざるを得なかった。

③ 規制とまでは言わないが、公図を中心にかなりガンとして主張された方もいた。逆に現況主義的な取り扱いをされた時もあった。全県的には公図中心主義であったと思う。

(10) 公図の点間距離にあわせなければならなかった、と聞いたことがありますか？

- ◎ そのとおり。（一時あり含めて）4名
- ◎ それはなかった。5名
- ◎ 無回答。4名

① 点間距離の記載は相当期間義務づけられていなかった。

② 法改正により地積測量図に点間距離を記入するようになったが、巻き尺は常に水平に張れるとは限らなかったので、実際より長くなることもあったと思う。

(11) 公図上においても求積地の面積に合わせなければならなかった、と聞いたことがありますか？

- ◎ そのとおり。（一時あり含めて）3名
- ◎ それはなかった。5名
- ◎ 無回答。5名

(12) その他

◎ 測量図もB4のまま折らずに提出。法務局もそのままビニールに入れて保管。

◎ 移管後昭和30年半ば頃まで規制はなく、調査士それぞれの考えで作成していたように記憶している。調査士が公図に合わせて分筆図面を作るから、なおさら現況と公図を合わなくさせていると言われたことがある。

◎ 現場の測量に基づいた地積測量図を作

製して提出した。机上作成の測量図も提出されていた方もいたようだ。昭和52年頃から測量図の縮尺が250分の1になった。

4. その際添付する地形図について教えてください。(重複する事項があります。)

(13) いつ頃から添付するようになったのですか？

- ◎ 始めた(開業した)頃より添付していた。7名
- ◎ 分からない。2名
- ◎ 法務局に移管して5・6年後。1名
- ◎ 昭和39年頃。1名
- ◎ 無回答。2名

(14) 地形図を作成する際の規制はありましたか？(面積合わせとか)

- ◎ 規制はなかった。4名
- ◎ 分割線は按分して作成。2名(法務局の指導1名・指導なし1名)
- ◎ 依頼者より要望あり。1名(道路の拡張工事において、用地買収買収者が、「公図上においても買収面積が確保できるように分割線位置を入れて欲しい。」との要請を受け、地形図をそのように作成した。
- ◎ 公図と実測図は同一の縮尺にするとの規制。1名
- ◎ 無回答。5名

(15) (公図への)分割線は、誰がどのように入れましたか？(複数回答)

- ◎ 法務局の職員。7名
- ◎ 調査士が記入した。2名(おそらく地形図の作成過程の記載と思われる。)
- ◎ 調査士が記入した。
 - ① 中には余りに多く申請したので、記入を依頼された調査士もいた。
- ◎ まれに調査士が入れたのではないかと思う事例があった。1名

◎ 無回答・覚えていない。4名

(16) その他

- ① 測量図と公図の縮尺が異なるため、分筆線を入れる際、比例コンパスを用いて記入していたが、複雑な分筆線の記入の場合もあり、地形図を要請されるようになったものと思われる。
- ② 地形図は公図と実測図と一致しないとき公図を処理するための分筆図であるから、公図と同一の縮尺で公図と一致することを要する。(昭和40年「土地分筆登記申請書」見本の注意書きの記載を引用。)

5. 境界立会の必要性が問われ出したのはいつごろからでしょうか？教えてください。

(17) 社会の要請がありましたか？

- ◎ そのとおり。4名
- ◎ 要請はなかった。2名
- ◎ その他。1名
- ◎ 無回答。6名
 - ① いろいろ問題があって(調査士の自分の身に降りかかる危険性の排除のために)立会をするようになった。
 - ② 地価高騰という社会的要因だったと思う。

(18) 法務局・調査士会の指導がありましたか？

- ◎ そのとおり。8名
- ◎ 無回答・覚えがない。5名
 - ① 昭和48・49頃より縦書きの(誰々の立会をしたと記載した)調査書を添付するようになった。立会署名簿を使用する時期ではなかったので、立会証明書を提出したのではない。法務局も立会をしていなくても申請を認めてくれていた。

② 国土調査が実施され始めた昭和40年頃から調査士会の方針で行うようになった。

(19) 調査士個々の判断でしたのでしょうか？

- ◎ 個々の判断で実施。5名(調査士仲間

の情報交換により含む)

- ◎ 調査士個々の判断ではない。1名
 - ◎ 依頼者の指示。1名
 - ◎ 無回答。6名
 - ① 境界立会は当初より必須事項と認識していた。
- (20) 筆界確認書(立会・署名)はどうして
 ましたか?いつ頃から調製しましたか?
- ◎ 昭和50年頃より調整。1名
 - ◎ 昭和55年頃より調整。1名
 - ◎ 平成になってから調整。3名(平成5
 年含む)
 - ◎ 時期不明も独自書式にて調整。2名
 - ◎ 地積更正は別として、筆界確認書に署
 名等を調整する時代ではなかった。2名
 - ◎ 無回答。4名
 - ① 立会書は書式があったわけではなく、
 個々で独自のものを残していた。中には
 測量図に署名させたり、調査士が承
 諾確認し文書として残さない人もいた。
 また、申請書への添付も必要なかった。
 - ② 立会書は調査士が承知していれば必
 要ないという人もいた。
- (21) その他
- ◎ 昭和40年以前より立会をされていた方
 5名(最初からを含め)
 - ◎ 基本的に境界立会はしていたが、昭和
 48・49年頃市役所や建設事務所などの公
 官庁の境界立会をしなければいけないと
 いうようになった。それまでは赤線青線
 管理者の立会はしていなかった。(赤線
 青線の反対側所有者の立会は求めていた。)
 赤線は国有地という意識は低く、赤線も
 役場の職員に立会を求めていた。赤線が
 いつから国の管理になったかは知らない
 が、役場の権限で赤線の払い下げの表示
 登記を役場が行ったこともあった。
 - ◎ 地主の指示に依った。2名(立会をし

なければいけないという認識はあったが
 あまり立会をしなかった。)

6. 地籍調査(国調)はどのように行われたご
 存じですか?分かる範囲で教えて下さい。

- (22) トラバー 器械・方法・精度・測距はス
 チールテープなど?
- ◎ トラバース測量はトランシット。3名
 (スチールテープを使用。1名)
 - ◎ その他1名
 - ◎ 無回答・分からない。9名
- (23) 各筆界 平板でしたか、トランシットで
 したか?巻き尺はスチール又は綿テープで
 したか?
- ◎ 平板・布テープ。4名(うちビニール
 テープ2名)
 - ◎ 無回答・分からない。9名
 - ① 各筆界点(細部測量)は平板が主で
 あった。辺長は30mまでで、30mを超
 えるときは必ず突き出しを出して行っ
 た。いわゆるトラバーを組んだと言う
 事である。測距器具は布テープで、な
 るべく新しいものを使用した。古くな
 るとコーティングがはげ、縮むから、
 時々スチールテープで検尺をした。
 他に間縄があったが、これは1m間
 隔の日盛りなので1m以下の測定は、
 目測又は折尺かスチールの携帯メジャー
 で行った。500分の1の公図作成は目
 測でよかった。
- (24) 筆界点 立会確認でしたか?どなたかの
 指示でしたか?観測者におまかせでしたか?
- ◎ 何らかの立会がされた。4名
 - ◎ 立会はなかったようである。3名
 - ◎ 無回答・分からない。6名
 - ① 立会者は本人・自治会役員・家族そ
 れぞれであった。
 - ② 筆界立会は役所より何月何日までに

隣地と相談して筆界杭を入れておけると言う指示があり一斉に打杭した。話し合いで決まらないところだけ係が両者を呼び出し、両者の言い分を聞き、決めた。どうしても決まらない所は筆界不明地（何番+何番）として処理した。

- ③ 原則的には立会確認としたが、現地立会は30%位と聞いている。観測者に一任（案内人も含む）
 - ④ 個人的見解としては立会があったとは思えない。
 - ⑤ 立会はなかった。丸い木杭を各戸に配布し、各戸で境に木杭を入れておいたものを国調作業者が観測したようだ。
- 25) その他
- ⑥ 筆界杭打杭後に役所の担当者と自治会役員が立ち会って、杭を1本1本公図と照合し、調査素図（ダンゴ図）を作成した。このとき照合済みの赤・白・黄等のペンキの塗布が行われた（年次により色を変えた）。立会るとき担当者が気を付けたことは、隣同士で土地を売買し、分筆登記・所有権移転を筆界の移動で済ませてしまう不心得者を注意した、とも聞いている。
 - ⑦ ○○地区の国調は相当ひどい。国調は都合の良い制度で、今まで境界不明な所であっても地権者同士が合意すれば、そのとおり地図ができるとして、旧公図に関係なく作成されてしまったのが原因だと思う。当時支局登記課長が国調は旧公図に従ってやるべきだとの指導をしたと聞いている。

7. 測量の器械について教えてください。（年代も含めてお願いします。）

- 26) 平板測量の前はどのような機器を使用していたのかご存じですか？

- ◎ 十字器。1名（昭和の市町村大合併前まではどこの役場にもあった。）
 - ◎ その他3名
 - ◎ 無回答・分からない。9名
- 27) 平板測量及び三斜求積について
- ◎ 昭和50年頃まで使用。5名
 - ◎ 昭和56年頃まで使用。1名
 - ◎ 平板測量のまま。2名
 - ◎ その他1名
 - ◎ 無回答・覚えがない。4名
 - ① アリダードが望遠鏡付のものもあった。
 - ② 布テープは切れ易いのでビニールテープが出回ると使われなくなった。
 - ③ 計算はソロバンで行った。
- 28) トランシットと巻き尺及び三斜求積について
- ◎ 昭和40年代に使用。2名
 - ◎ 昭和50年代に使用。2名
 - ◎ 昭和50年頃トランシットを導入後直ちに座標求積を採用。2名
 - ◎ その他。2名
 - ◎ 無回答。5名
 - ① 昭和49年春に調査士会で共同に使えるトランシットを十数台買った。トランシットで角度を測り、距離はスチールテープで測量。内業として計算して手でプロットし、その図面を三角スケールで読んで三斜計算をしていた。（座標から三斜計算していたわけではない）
 - ② 距離は布テープで測っていた。
 - ③ 電卓も当初は随分大きかったが年々小型化されていった。現在は測量機器が発達して楽になった。
- 29) トランシットと巻き尺及び座標求積について
- ◎ 昭和50年頃より採用。2名
 - ◎ 昭和50年代前半に採用。2名

- ◎ 昭和50年代後半に採用。2名
 - ◎ 昭和60年以降に採用。3名
 - ◎ 年代明記なし。1名
 - ◎ 無回答・覚えがない。3名
 - ① トランシットと巻尺により測量してきた値を座標計算により求めた。初期の頃は、電卓で一つ一つ任意の座標値を算出し求積した。時間がかかる上、ミスがないようにするには大変面倒だった。
 - ② トランシットの使用と同時に座標求積に移行した。トランシットの目盛りはバーニヤだった。座標の数値をタイプライターで記入して作成した。座標法の地積測量図の見本を作成し長野地方務局と打ち合わせも行った。
 - ③ 座標計算はコンピューターが発達してから。
 - ④ 座標は光波になってから。
- (30) 光波測距儀と座標求積について
- ◎ 昭和50年代前半に採用。3名
 - ◎ 昭和55年頃に採用。4名
 - ◎ 昭和60年頃に採用。2名
 - ◎ 平成になって採用。1名
 - ◎ 無回答。3名
 - ① 光波測距儀により測量の速度・精度が格段にあがった。但しこれにより標高の高い所での測量には縮尺係数の問題が加わった。座標計算もパソコンソフトの普及により公共座標値がそのままの数値で計算できるようになった。
 - ② 昭和53年頃光波測距儀（距離計を上に乗せるタイプ）を導入。支部調査士では一番早かった。調査士仲間にトラバー点設置を依頼されたこともあった。
 - ③ 支部でも支局の前で光波測距儀の講習会をした。
- (31) その他
- ④ 三斜計算から座標計算に移行する頃、座標計算では一般の人に分からないから三斜に直して欲しいと言う登記官もいた。
 - ⑤ 最初の頃は自転車に平板を積んで測量に出かけた。その後オートバイとなり、昭和39～40年頃には乗用車に移行した。
8. その他何かありましたら教えてください。
- (32) 公図の複製作業について
- ① 法務局関係では、公図2枚の複製に携わった。（複製との記載と氏名の記入、押印をしたような気がする。）
 - 法務局で公図が無くなってしまった（不明な）場合は市役所の公図を複製して法務局に納めたこともある。
 - 複写の方法は和紙公図の上に直接薄い和紙をのせて鉛筆でトレースをした後、自宅に持ち帰り烏口での墨入れと地番の記入をし表具屋で裏打ちをした。
 - 調査士会で受託するというより直接依頼されていたと思う。定期的に依頼されたのではなく傷んできたら依頼されていた。
 - 市からは昭和30年代に随分沢山（何百枚と）依頼された。法務局で写して裏打ちをして市役所に納めた。支部に野球部を設立しようとして、野球用品を揃えるため、若い調査士10人くらいが主体になって、法務局を土曜の午後と日曜日に特別に使わせていただき作業をした。
 - 和紙の販売店も市内に1軒くらいしかなかった。
 - ② 法務局の公図を調査士が復元していたのは知っている。複写元の公図を捨てることはなかっただろう。
 - ③ 調査士会が法務局から受けたかどうか不明であるが、有志が募られて6～7名で作業にあたった。法務局の依頼なのか市役所の依頼なのかは覚えていない。

今の公図はおそらく4代目くらいだと思う。

旧公図の色塗り、特に内畦畔の着色が省略されたり、複写漏れがあったかも知れない。また、損傷が激しく（一生懸命やったが）適宜に想像して複写した部分もあった。

透写版を使用し和紙公図の上に和紙をあてて作業した。烏口を使用し、線の太さも決められていたので、やり直しを命ぜられた人もいた。

一人あたり20～30枚の複写作業があり、4～5年間続いた。

そば屋の2階に集まり作業した。

- ④ 廃止された出張所時代、管内の調査士が登記所公図の複製を請け負ったこともあった。それまでの公図は旧公図として蔵に入れられた。透写盤はなく法務局の机を使用し重し（錘）で固定して作業をした。複製年月日・複製者の氏名を記載した。

- (33) 貴重な資料として、寄贈いただけるものはありますか？

- ◎ 海野の宿・白鳥神社の関係図面などをいただきました。
- ◎ 台帳申告書・併用申告書をいただきました。
- ◎ 昭和39年・40年の研修会資料・昭和41年メートル法実施に伴う手続き資料をいただきました。

* 上記は今後センター資料とし本会ホームページブログで掲載予定です。

- (34) 杭種の変遷について教えて下さい。

- ① コンクリート杭（十字杭・矢印杭）
 - ◎ 最初からあった。2名
 - ◎ 昭和45年頃。1名
 - ◎ 昭和50年頃。1名
 - ◎ 昭和60年頃。1名

- ◎ 年代未記入。4名

- ◎ 無回答。4名

- ② プラスチック杭

- ◎ 最初からあった。1名

- ◎ 昭和40年代頃。1名

- ◎ 昭和50年頃。2名

- ◎ 昭和50年代。2名

- ◎ 年代未記入。4名

- ◎ 無回答3名

- ③ 金属プレート

- ◎ 昭和50年代。2名

- ◎ 昭和60年代。1名

- ◎ 平成10年頃。3名

- ◎ 年代未記入。4名

- ◎ 無回答。3名

その他杭

- ④ 木杭

- ◎ 最初からあった。6名

- ⑤ 金属鉋

- ◎ 昭和40年代。1名

- ◎ 昭和55年頃。1名

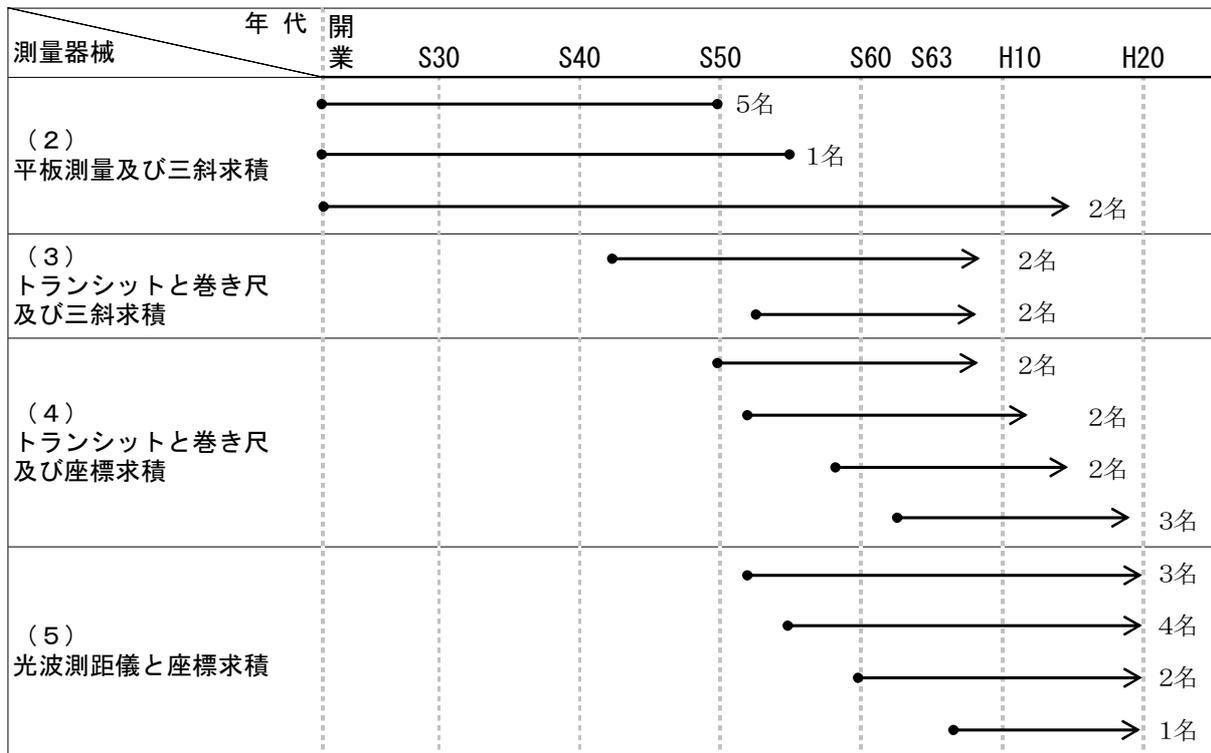
《解説》* 土地家屋移動調査員

（現土地家屋調査士）は市町村長が推薦し、税務署長が任命。推薦基準は旧実業学校令による農学校・工業学校で測量課程を修了している者、又はそれと同等の測量技術がある者と言う規程があったと聞いている。

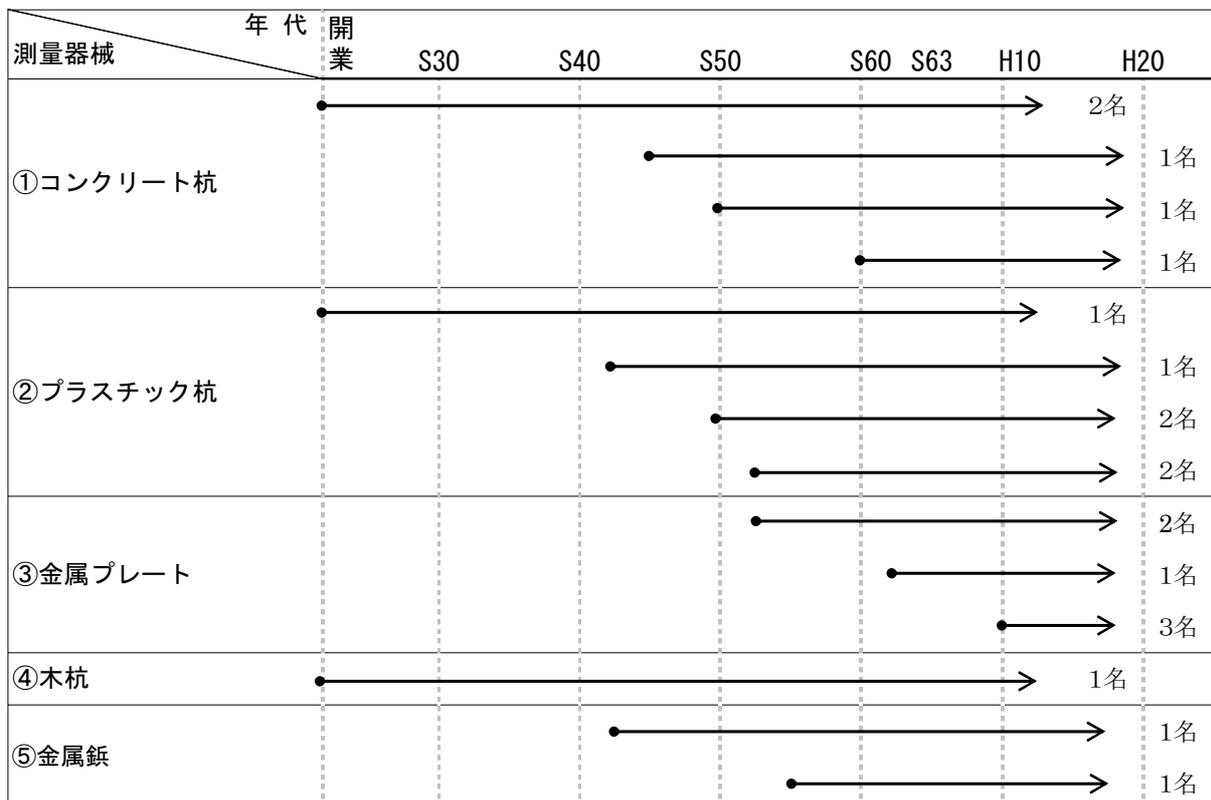
以上

聞き取り調査に快く応じて下さった先輩調査士に感謝と敬意を表し厚く御礼を申し上げます。
敬拝

7. 測量器械



8 - (3) 杭種の変遷



歴代会長・副会長の写真



初代会長
林 義成
昭和25年9月～昭和30年7月



副会長 中島 実
昭和25年9月～昭和30年7月



副会長 村本 由太郎
昭和25年9月～昭和30年7月



二代会長
町田 林
昭和30年7月～昭和36年11月



副会長 土屋 巖
昭和30年7月～昭和32年5月
昭和34年5月～昭和36年11月



副会長 宮澤 廣雄
昭和30年7月～昭和32年5月



副会長 中島 実
昭和30年7月～昭和32年5月



副会長 箱山 茂
昭和32年5月～昭和34年5月



副会長 平出 高平
昭和32年5月～昭和36年11月



副会長 仁木 龍雄
昭和32年5月～昭和36年11月



三代会長
土屋 巖
昭和36年11月～昭和40年6月



副会長 平出 高平
昭和36年11月～昭和38年6月



副会長 仁木 龍雄
昭和36年11月～昭和40年6月



副会長 中澤 善衛
昭和36年11月～昭和40年6月



副会長 小牧 岩雄
昭和38年6月～昭和40年6月



四代会長
原 真雄
昭和40年6月～昭和46年6月



副会長 成澤 篤志
昭和40年6月～昭和44年6月



副会長 小島 善一
昭和40年6月～昭和46年6月



副会長 桜井 久衛
昭和40年6月～昭和46年6月



副会長 野 口 次男
昭和44年6月～昭和46年6月



五代会長
桜井 久衛
昭和46年6月～昭和50年5月



副会長 野 口 次男
昭和46年6月～昭和50年5月



副会長 岡島 英二
昭和46年6月～昭和50年5月



副会長 岩下 八郎
昭和46年6月～昭和50年5月



六代会長
野口次男
昭和150年5月～昭和156年5月



副会長 浅輪尚文
昭和150年5月～昭和156年5月



副会長 池上岩雄
昭和150年5月～昭和154年5月



副会長 白田利雄
昭和150年5月～昭和156年5月



副会長 竹村昭光
昭和154年5月～昭和156年5月



七代会長
浅輪尚文
昭和156年5月～昭和158年7月



副会長 白田利雄
昭和156年5月～昭和158年7月



副会長 竹村昭光
昭和156年5月～昭和158年7月



副会長 和田 宏
昭和156年5月～昭和158年7月



八代会長
和田 宏
昭和58年7月～昭和60年5月



副会長 西澤 真
昭和58年7月～昭和60年5月



副会長 竹松 音治
昭和58年7月～昭和60年5月



副会長 越取 廣治
昭和58年7月～昭和60年5月



九代会長
越取 廣治
昭和60年5月～平成元年5月



副会長 松本 時雄
昭和60年5月～平成元年5月



副会長 北澤 康司
昭和60年5月～平成元年5月



副会長 依田 貞寿
昭和60年5月～平成元年5月



十代会長
北澤 康 司
平成元年5月～平成7年5月



副会長 松本 時 雄
平成元年5月～平成5年5月



副会長 田中 靖 人
平成元年5月～平成5年5月



副会長 依田 貞 寿
平成元年5月～平成3年5月



副会長 和 田 金 座
平成元年5月～平成5年5月



副会長 中 村 友 映
平成3年5月～平成7年5月



副会長 山 口 高 男
平成5年5月～平成7年5月



副会長 太 田 正 人
平成5年5月～平成7年5月



副会長 竹 下 肇
平成5年5月～平成7年5月



十一代会長
太田 正人
平成7年5月～平成11年5月



副会長 菅 沢 清
平成7年5月～平成11年5月



副会長 中 村 友 映
平成7年5月～平成11年5月



副会長 小 出 國 正
平成7年5月～平成11年5月



副会長 竹 下 肇
平成7年5月～平成9年5月



副会長 小 林 貢三郎
平成9年5月～平成11年5月



十二代会長
中 村 友 映
平成11年5月～平成15年5月



副会長 小 出 國 正
平成11年5月～平成15年5月



副会長 小 林 貢三郎
平成11年5月～平成13年5月



副会長 荷 村 千 明
平成11年5月～平成13年5月



副会長 三 澤 隆 男
平成13年5月～平成15年5月



副会長 北 原 一 利
平成13年5月～平成15年5月



十三代会長
小出 國正
平成15年5月～平成21年5月



副会長 久保田 洋吉
平成15年5月～平成19年5月



副会長 筒井 寿清
平成15年5月～平成19年5月



副会長 若林 直之
平成15年5月～平成19年5月



副会長 上原 兼雄
平成19年5月～平成21年5月



副会長 上島 孝雄
平成19年5月～平成21年5月



副会長 宮下 照也
平成19年5月～平成21年5月



副会長 藤森 英俊
平成19年5月～平成21年5月



十四代会長
宮下 照也
平成21年5月～



副会長 上原 兼雄
平成21年5月～



副会長 上島 孝雄
平成21年5月～



副会長 芦澤 文博
平成21年5月～

資料1 平成6年3月31日発行 会史"四十年の歩み"

「長野県土地家屋調査士会の歩み」故野口次男先生（第6代会長）記より

－沿革誌－

土地台帳法が明治22年に創設されると同時に付属地図が作成され、これをたよりに60年間事務堪能なるものが移動地の申告手続をしていたが、職責分離が進められる中で移動地は年毎に増加し、専門業者が必要となり、当時専ら台帳事務を業としていた人々が集り、書類整理研究と技術の向上を回り専門家として業務の遂行が支障なく出来る指導機関として、松本税務署管内に始めて名称を土地調査員会と云う外郭団体が有志によって発足したのは昭和2年10月8日であった。この発足により他の税務署管内にも普及して1支部を残し、長野県土地調査員会が結成されたのが昭和13年頃であり、各地域の指導者は法律により会員の身分保証と地域住民に対する信頼を得るには仮称“不動産整理士”というような資格が必要であるとの意見が、出てくると共に、会員間にも資格獲得の運動を調査員会を主体として起こすべきであるとの声が次第に高まるにつれ、執行部で協議を重ねた結果各地区別調査員会において趣旨説明のための総会を開いた処、県下調査員会一丸の抛出により請願運動を起こすことが各地区で決議されたことにより、執行部においては、まず郷土出身の代議士先生を始め、関係官庁を訪問し、目的達成のための援助をお願いした処成功を祈るとの激励の言葉を賜り、運動を進めた結果、経過で報告の通り昭和17年遂に実を結び本請願書が、貴衆両院に上程され可決されたのであるが、時あたかも、大東亜戦争中で国民あげて戦争目的完勝をめざしていた時であり、遂に公布されず流産し、この運動も残念ながら中止のやむなきに至ったのである。

終戦後法制定運動を知った全国調査員会からも機運が盛り上がっている空気を知った長野会

執行部指導者連は、昭和23年再び目的貫徹のため、立ちあがった。

この当時連合軍最高司令部より、日本政府に対し税制の根本的改革がシャープ勧告により、昭和25年を期して断行するようにとの要請がだされており、政府は租税制度の改正の立場におかれていた時でもあった関係上、請願の趣旨から見て従来の課税標準の基礎台帳主義から一步進めて、登記簿と一致させ、従来何かと税務署と登記所に対し、不公平の異議申し立ての多い現状からして、税法の改正に併せて土地台帳、家屋台帳の取扱いを税務署から、国の法務行政機関である登記所に移管し国民の不動産に関する権利の保全と取引の安全を図ることが適切であるとの方針で常識されていた時でもあったので、これからは土地家屋の現況を正確に把握して登記簿に反映させるには、専門家に業務を扱わせて責任を持たせることが時期的にも必要であり、この請願を採用し名称を“土地家屋調査士法”として制定し、業務の正確と適正迅速な処理をとの判断から移管がきまり、わが国不動産行政上の一本化が昭和25年4月1日から施行され、又調査士法も同年7月31日法律第228号を以て公布されたことにより調査士第5条による資格認定が同年6月31日以後附則第3項による法務局長の選考により第3条の資格を申請人が得て法務局への登録が順次行われ、土地家屋調査士法の第一歩が踏みだされ、同時に土地台帳及び家屋台帳の申告は調査士、所有権移転等は司法書士と業務区分が確立され独占的業務としての身分保証がされ又昭和26年8月第1回の土地家屋調査士国家試験が全国一斉に実施されました。思えば法制定に10年余終始資格制定のため食糧持参で東奔西走を重ねた先輩指導者の執念の実りは真剣に苦労した者ほど喜びは大き

かったと思われ、只々頭の下がるおもいでございます。

長野会の先輩は引続き調査員会の発展的解散とともに長野県土地家屋調査士会の結成設立をなし、全国に向けては単位会の結成促進を呼びかけ活動を進めた結果36の単位会の設立を確認するや、長野県上諏訪町に関係者の会合を求めて全国土地家屋調査士会連合”の設立準備会が聞かれた席上創立総会に切替えられて全国組織が誕生したのが昭和25年11月であった。当時は希望入会であったため、単位会によれば会員が、15名と少なく、連合会々費会員の指導育成及び連絡事務等の費用が馬鹿にならず、当初会費が1ヶ月あり金1000円で赤字が出た処もあると聞かされたが、長野会々費は1ヶ月金150円で会員は120名であり、執行部に対して感謝してもよいと思う。

このようにして名実共に調査士会の基礎は出来たのであるが当時農地法の実施により測量分筆申告業務が続出しており、制定当初は申告事務を業としていた人には当分の間調査士とみなされて申告業務が出来たので、[昭和27年9月30日以後]完全施行に突入した後も何等変わることなく、業務が続けられている実情から調査士会員から苦情がでて非調査士対策を考えるべきとの声が次第に高まり、昭和30年10月連合会において問題点を討議された結果違反行為をなくするには任意会を強制会に制度の改善と不備の点等について法改正問題を重点に法務省に懇願した処、考えて見ようと理解ある言葉により研究討議してきた基礎資料の改正案を本省に提出、法務省も広い視野に立って法案の内容に検討を加えた結果、会員ではない調査士は業務ができないと改められ、法務委員会に上程された提案説明要旨は“土地家屋調査士業務は、不動産登記の基礎である、土地台帳、家屋台帳の正確さの確保に重要な役割を果すもので、国民の不動産に関する権利関係に重大な影響を与えるものであり、業務に堪える適格者でなければな

りません、過去5ヶ年間における実情に照しまして、建物の建築様式及び構造種類甚だしく従来と異なって参りました現在におきましては、次に述べる諸点(省略)から改正の必要を痛感する次第であります”と説明審議された結果、資格の一部も引きあげられて通過し、衆参両院の本会議において可決成立し、昭和31年3月22日公布されて、画期的改正を見たのが、いわゆる強制会になった経過であります。

新法の精神により連合会は単位会の会則案、連合会の会則案全国の料金調査、これによる報酬額基準案等の作成、審議会の開催、強制会の設立総会をと、9月1日からの実施を目標に一苦労去って、又一苦労滅私奉公連日準備におわれた執行部を思うとき、職責とはいえ心身ともに疲れたことと推察いたします。

この間単位会は、会員名簿、会費、役員数、事務所、会則及び定時総会等についての準備が聞かれていた。

昭和35年には法律第14号で不動産登記法の一部が改正されて、いわゆる台帳と登記簿の一元化による、不動産の表示に関する登記制度が確立された、そして昭和42年には法律第66号で調査士法の一部改正があり、調査士会は法人組織となって、会員の指導、業務の改善等、会の自主的な活動が求められるよりになった。

長野会の先輩指導者は調査士法制定から、これらの法改正までに何等かのかたちで常時参画し業務の改善進歩に努力を傾注されたことは、周知のとおりでありまして、何かにつけて教育県長野と称讃され、調査士制度発祥の地といわれ輝しい足跡が作られたのである。先覚者といわれた当時の執行部を始め努力して来た役員も多くは最早故人となられてはいるか、県下各地には今以て、健在で、本会の伝統を守り、後輩の指導育成に精励努力されて、本会の発展のために、会員の皆さんとともに尽力をされている方も少なくない。どうか益々の御健勝をお祈りしてやまない。

一 土地家屋調査士法制定に

いたるまでの経過一

昭和25年7月31日土地家屋調査士法が、制定され、法律第228号を以って公布施行され、続いて同年11月13日全国土地家屋調査士会連合会の結成となり、翌26年にかけて全国的に各単位会（都道府県）が設立されたのであるが、ここまで築き上げた母体は前身ともいえるべき土地家屋調査員であり、土地家屋調査員会であり、又ご指導ご援助いただきました多くの先輩のお力添えであったことは申すまでもない。

先ず調査員が力を合せて会を作り上げ永年にわたって法制定運動を続けたその結果が法の制定となり全国会の創立から単位会の設立となったのである。先ずこの母体の生い立ちから述べることにする。

1. 昭和2年に松本税務署長として後の法務大臣植木庚子郎先生が28才の若さで着任された。当時県内において、移動地（分合筆、地目変更、無届開懇）等、土地台帳の整理業務は大正時代よりの引続きで土地調査員や異動調査人等の手によってなされていた。これらの人々は各市町村長の推薦で税務署長が囑託した者であった。

100名に近いこれらの人々が各市町村に散在してそれぞれ業務に当たっていた。時折皆さんが集った何かの会合の折、植木署長が「諸君はただ、この署長の囑託書1枚でこのような大切な仕事に従事しているが、何ら法的な資格も、又何の保証もない現状である。諸君は、先ず団結しなければならない。団結こそ総ての根元をなすものだ」とのお話があった。先輩をはじめ皆居合せた者達はこの言葉を我々の将来に対する一つの示唆として、深く心底に刻んだのである。

調査員会を設立することを主唱され、先輩各位をはじめ大賛成で直ちに準備に着手、先ず、会則案を作成し、準備も整え、同年10月8日、松本税務署管内に於いて、創立総会を開催し

- (1) 会則の制定 (2) 顧問の推戴……松本税務署長植木庚子郎・松本税務署直税課長平田捨三郎・松本税務署地租主任浅野勇・
(3) 役員を選出 会長望月織一（穂高町）・副会長百瀬又太郎（新村）・幹事増田永作（第1区松本）、外11名

以下を決定して、総会を終了し、会設立を祝し将来を期して散会す。

2. 昭和4年5月11日役員会を開催して、土地調査員徽章を制定することを決定
3. 昭和4年8月17日植木庚子郎顧問岐阜税務署へ栄転
4. 昭和8年10月5日豊科町に於いて本会主催研修会を開催、参加者11名・講師松本税務署安形直税課長・松本税務署今川地租主任、
5. 昭和12年1月12日の定時総会を契機として、中島、赤羽、中田の正副会長などにより、いよいよ本格的な長野県内各税務署管内調査員会の結集と資格向上への運動が始まったのである。先ず本会三役が中心となって他地区の調査員会又は、税務署に連絡をとって連合会の設立にご協力をねがう事を第一着手とした。

昭和13年に調査した各地の調査員会は次表の通りである。

長野県内税務署管内土地調査委員会調					昭和13年現在
(会名)	(設立年月日)	(管内市町村数)	(会員数)	(名誉会長)	
松 本	昭和 3.10. 8	1 市51ヶ町村	150	税務署長	
長 野	昭和 5.11. 5	1 市56ヶ町村	301		
上 田	大正12. 5.26	1 市50ヶ町村	290		
岩 村 田	大正13. 9.25	6 町45ヶ村	192		
中 野	昭和 8.11.16	45ヶ町村	260		
上 伊 那	大正12. 5. 1	2 町29ヶ村	142		
上 諏 訪	大正13.10.30	1 町23ヶ村	70		
大 町	昭和 8. 1.	2 町15ヶ村	64		
木 曾	昭和 7.10.	1 町15ヶ村	33		
飯 田	目下設立中				

会 名	役 員 の 種 別 及 員 数						役員 任期	年会費	調 査 員 の 選 任 方 法
	会 長	副会長	幹 事	評 議 員	名 誉 顧 問	顧 問			
松 本	会員中より 選出1人	同 左 2 名	同 左 20 名	—	直税課長 土地主任	市町村長	4 年	1円	市町村長の推 せんによる
長 野	税務署長	直税課長	1 名	11 名	3 名	—		20銭	税務署長の推 せん
上 田	〃	〃	—	6 名	—	—		—	市町村の推せ ん
岩村田	〃	〃	52 名	51 名	—	—		50銭	市町村長の推せ んを署長選任
中 野	〃	〃	2 名	9 名	—	—		20銭	〃
上伊那	〃	〃	3 名	8 名	—	—		50銭	町村長の推せ ん
上諏訪	会員中よ り選任	〃	11 名	—	—	—		50銭	〃
大 町	税務署長	〃	9 名	—	—	—		50銭	—
木 曾	会員中よ り選任	同 左 2 名	10 名	—	税務署長 直税課長	町 村 長		1円	町村長の推せ ん
飯 田	—	—	—	—	—	—		—	—

6. 昭和13年秋にいたって、県下10個所の税務署管内の調査員が結成を終り各会共本会の呼びかけに応じてここに完全なる県下全会の一致による長野県土地家屋調査員会連合会が結成され続いて連合体から長野県土地調査員会となった。

昭和10年頃より資格の問題等が論じられてきたのが次第に県下全般に広がり、いよいよ資格取得に向かって、前進を、はじめる事となった。松本税務署や松本医師会事務所など、会場として借りて、各土地調査員会の代表者会議を重ね、結局本県選出の国会議員の先生方にご相談を申し上げる事とし、昭和15年春以来国会議員の先生方を訪れて教えを乞うたところ先生方は、

「それは国会に対して請願書を提出して採用してもらいより方法は無い。」とのご回答を得たので先ず、請願書を作成することとなり、赤羽先生が主になって何回かの役員会を経てようやく原案ができ続いて会員の署名押印を集めることとし、各会長さんをお願いして、313名の連署ができあがったのである。昭和16年1月17日、松本税務署に役員会合して最終的な取りまとめを経た上、松本市選出の百瀬渡国会議員をお願いし、県の代表が国会までも度々足を運び紹介議員のご承諾を得て昭和16年2月17日、赤羽多知雄先生外313名の請願書が提出されるに至ったのである。

第1回土地整理士法制定に関する請願

① 衆議院 請願委員会議決書(写)

特別報告第306号 請願文書表第382号

昭和16年2月17日、提出

土地整理士法制定に関する請願

請願者 長野県東筑摩郡本郷村浅間51番地

赤羽多知雄 外313名

紹介議員 百瀬渡君

右請願は院議に付すべきものと議決致候依て別紙意見書案相添へ此段及報告候也。

昭和16年2月22日 請願委員長 加藤知正

衆議院議長 小山松寿殿

② 衆議院採択議決書(写)

意見書 請願文書表第382号 昭和16年2月17日提出

土地整理士法制定に関する請願

請願者 長野県東筑摩郡本郷村浅間51番地

赤羽多知雄 外313名

紹介議員 百瀬渡君

右請願の趣旨は、我が国に於ける土地の調査異動の処理については、其法律関係頗る多岐に

渉り斯道の精通者にして且地積測量等の専門的技術を有する練達者に非ざればその適法正確なる処理を為すこと能はず、然も之に従事する現在の土地調査員に対しては、法令の制定なき為め、毎年度之に関して甚大なる未処理繰越数を算し、単に徴税運用上のみならず財政産業上等閑視すべからざる支障を与うるを以て速に従事の土地整理員を免許制とする土地整理士法を制定されたしと謂うに在り衆議院はその趣旨を至当なりと認め之を採択すべきものと議決せり、依って議員法第65条に依り別冊及御送付候也。

昭和16年3月25日 衆議院議長 小山 松 寿

内閣総理大臣 公爵 近衛 文磨 殿

衆議院書記官長 大木 操

7. 昭和16年3月25日

請願書の衆議院通過の報告を受けた吾々全員は等しく永年の目的が達成されたものと喜びを胸に抱きつつ1日も早く法制化され公布される日を待ち望んでいた。

然し乍ら遂にその日はなかった。如何なる理由か知る由もないが法文化されることなく流産に終わったのである。けれども吾等は挫けなかった。先輩達は早速次の行動へと移った。

松本税務署の会議室、松本医師会会議室と会場をお借りして県下の会合を又、松本の会合と協議を重ねて此の度は、署名者も増員して衆議院、貴族院と双方への請願をも計画して、百瀬渡先生、植原悦次郎先生から衆議院へ片倉兼太郎先生から貴族院へと御提出を願ひ此の度こそはと巾広い請願運動を続けることとした。署名者の数は372名に達した。

第2回請願に対する経過報告書

衆議院 一請願委員会 2月6日請願文書表第45号

土地整理士法制定に関する請願（昭和17年1月30日提出）

請願者 長野県東筑摩郡本郷村浅間51番地

赤羽 多知雄 外 371名

紹介議員 百瀬 渡 君 植原 悦次郎 君

請願委員会経過 参考

大蔵省所管の請願審議に入り、土地整理士法制定に関する請願を附議し、紹介議員百瀬渡君より本請願の趣旨を詳細に説明し、かねて本請願は昨年議会の於て全会一致採択したるものなるが故、政府当局は未だ、本件の発案を見ざるが速かにこれが法制の実現を為すの必要を力説したるに対し、大蔵省政府委員は、本請願の要旨は当局もまた紹介議員と同様の所見にして一日も速かに実現することに致す考えなるも本年は戦時等の関係にて発案せざりしも次期議会までには、充分提案し得る如く法制上の研究調査を遂げ、ご希望に副う考えなる故、左様諒承せられ度しと

言明せるに対し請願委員森幸太郎議員は、本請願は、百瀬議員の要請したるが如く国土の処理上、一日も怠がせにすべからざるのみならず土地の異動に関しては、速かに、その処理を為さざれば一国の財産上の基本が不確実不適正にして、増産計画に及ぼす影響もまた、甚大にして時局下決して等閑視すべからざる重大問題なれば政府当局は充分考慮の上速かに実現に努力せられ度しと同じく政府委員に対し力説し、次で請願委員理事たる坂本幸太郎議員は本請願は紹介議員の説明並に政府当局の所見及び森委員等の意見にて、其の意を尽したるものなる故、本委員会は之を、採択するに決定せられ度き旨動機を提出し、委員長は、直ちに採決の結果全会一致本件を採択に可決したり。

本会議（2月25日）

他の請願と共に委員長報告通り可決決定したり。 3月26日、官報参照 貴族院

(1) 請願委員会（2月16日）請願文書表第37号

土地整理士法制定に関する請願 3月3日、提出

請願者 長野県東筑摩郡本郷村大字浅間51番地

赤羽 多知雄 外 371名

紹介議員 片倉 兼太郎君

休会に入りたる議会は「シンガポール」陥落の為軍国感謝決議の本会議を開き、終了後請願委員会開催され此の記念すべき当日、本案は全会一致採択に可決決定せり。

(2) 本 会 議（3月12日）

ジャバ島全面的降伏に付本会議を開き、皇軍感謝決議の記念すべき当日、本案外24件委員長報告通り可決決定したり。3月13日（官報及貴族院速記録参照）

8. 第2回目の請願に対しても右報告の通り委員会に於ても亦、衆議院本会議に於ても貴族院でも誠にすらすらと可決を見たので、此の度こそはと我々一同期待して居たのであるが遂にこの度も法制化に至らず仕舞に終わってしまった。

請願3回目

議員の先生方のお骨折に依って此の度は、建議案として御提出を願うこととなった。

此の度は、土地家屋整理士法案（仮称）を添えて万全を期し、議員提案として提出されたのである。昭和18年戦争はすでに熾烈を極め国を挙げて只勝つためのみに狂奔している次期に突入していた。此の秋に当っての請願である。一

抹の不安はあったものの会を挙げての要望であり、会員をあげての念願でもあったのだ。

そして、昭和18年3月23日、小野秀一先生より土地家屋整理士法案として建議案が提出され、加えて一昨年、昨年と2回の国会を通過し乍ら今日まで放置せられたるは、如何なる理由かと鋭く追究提案されたのである。

第3回建議案提出の経過について

第81議会衆議院

1 建議委員会（昭和18年3月23日）建議文書（第25号）

土地整理士法制定に関する建議案

紹介議員 小野 秀一委員提出

土地が国土計画国土構成の根本要素である意味に於て土地整理士法の重要性を説き第78議会及至第79議会に於て通過せるにも拘らず今日法案化せられないのは、何処に原因があるかを説き速かに本法の制定をせられんことを希望すと述べられ、全員異議なく漢那委員長により本案は満場一致可決せられたり。

此の時は次の土地家屋整理士法案（仮称）を添えて建議せられたり。

土地家屋整理士法案（仮称）

第1条 この法律に於て、土地家屋整理士とは、他の委嘱により報酬を得て、土地台帳法、家屋台帳法に規定する申告申請書の作製及び所有権移転、変更に関する登記申請書類の作製並びに税務署の嘱託を受けて異動地、異動家屋の調査に従事するものをいう。

第2条 次の各号の一に該当するものは、土地家屋整理士となる資格を有する。

- (1) 中等学校以上の資格を有する学校に於て土地測量に関する技術を習得した者。
- (2) 中等学校卒業又は、同等以上の学力を有する者で、土地家屋整理士試験に合格した者。
- (3) 政令で定める官公庁に於て、3ヶ年以上土地家屋事務並に測量事務に従事した者。
- (4) 設計測量に関する業務に5ヶ年以上従事した者で、土地家屋整理士試験に合格した者。
- (5) 財務局並に税務署に於て開催する土地家屋等測量講習会を卒業した者。

第3条 次の各号の一に該当する者は、土地家屋整理士たる資格を有しない。

- (1) 無能力者。
- (2) 破産者にして復権しない者。
- (3) 6年以上の懲役若しくは、禁固以上の刑に

処せられ又は、旧刑法の重罪の刑に処せられた者。

- (4) 6年未満の懲役又は、禁固の刑に処せられ其の刑の執行を終り又は、執行を受けることのなきに至る迄の者。
- (5) 国税その他政令で定める公課につき逸脱し、又は、逸脱せんとする罪を犯し、罰金又は、科料に処せられ其の裁判確定の後5年を経ない者。
- (6) 懲戒の処分に関り免官、又は、免職せられた後2年を経ない者。

第4条 土地家屋整理士たらしとする者は、主務大臣の許可を受けることを要する。

主務大臣前項の許可に関する処分をなさんとするとき、土地家屋整理士選考委員会の議を経ることを要する。

土地家屋整理士選考委員会に関する規定は政令でこれを定める。

第5条 土地家屋整理士は、左の各号の一に該当する場合は、前条第1項の許可は効力を失う。

- (1) 第1条の規定する業務を廃止したとき。
- (2) 第3条第1項第1号及至第5号に該当することとなったとき。
- (3) 第13条の規定により退会せしめられたとき。

第6条 第4条第5項の許可を受けたる者にあらざれば、土地家屋整理士其他類似する名称を用いることができない。

第7条 土地家屋整理士は、政令の定める帳簿を作成し、必要なる事項の記載をしなければならない。

第8条 土地家屋整理士は、土地家屋の整理事務並に登記申請事務に関し、違法な行為又は、違法行為の相談に応じてはならない。

第9条 土地家屋の申告申請事務並びに登録申請事務に関し受くる報酬は所属土地家屋整理士会の会則の定める処による。土地家屋整理士は、前項の会則で定めるものの外、名義の何たるを問わずその業務に関し、報酬を受ける事が出来ない。

第10条 土地家屋整理士は、財務局の管轄区域毎に、土地家屋整理士会を設立しなければならない。土地家屋整理士会を設立せんとする時は会則を定め主務大臣の認可を受けなければならない。

第11条 土地家屋整理士会、前条第2項の認可があったときは成立する。

土地家屋整理士会は法人とする。

土地家屋整理士会は、土地家屋整理士の品位の保持及び業務の改善進歩を図り国政に協力することを以って目的とする。

第12条 土地家屋整理士会の区域内に事務所を有する土地家屋整理士はその会員とする。

第13条 土地家屋整理士会は、主務大臣の認可を受け、土地家屋整理士の品位を失墜し、若しくは失墜する慮ある会員、土地家屋整理士会の会則に違反し、若しくは、違反する慮ある会員を退会せしむることができる。

第14条 前4条に定める外、土地家屋整理士会に関する事項は政令でこれを定める。

第15条 主務大臣は、監督上必要があると認めるときは、土地家屋整理士会、若しくは、土地家屋整理士より報告せしめ、又は、当該官吏に其の業務上に関する帳簿を検査せしめることが出来る。

第16条 主務大臣は、必要ありと認めるときは、土地家屋整理士会の会則の変更その他必要な事項を命ずることが出来る。

第17条 主務大臣は政令の定める処により本法

に定める職権の一部を財務局長、又は、税務署に委任することが出来る。

第18条 第4条第1項に規定する許可を受けずして、第1条に規定する業務を行いたる者は、1年以下の懲役、又は、5,000円以下の罰金に処する。

第19条に違反して業務を行いたる場合亦同じ。

第19条 土地家屋整理士会法に基いて発する政令若しくは、土地家屋整理士会の会則に違反したとき、又は、品位を失墜する如き行為、若しくは業務上不正の行為をなしたときは、主務大臣は、その許可を取消し、又は、2年以内業務の停止を命ずることができる。

第20条 第6条に違反したる者は、2,000円以下の罰金に処する。

第21条 土地家屋整理士は、左の各号の一に該当するときは、2,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条に規定する帳簿の記載を怠り、又は、いつわりの事項を記載したとき。
- (2) 第15条に規定する官吏の検査を拒み妨げ又は忌避したとき。
- (3) 第9条第2項に違反したとき、忌避したとき。
- (4) 第8条に禁止する行為ありたるとき。

第22条 土地家屋整理士その業務に関し知り得た秘密を故なく漏らした時は、1ヶ月以下の懲役又は、10,000円以下の罰金に処する。

以上

本案が通過したのは、申すまでも無いことであるが、国を挙げての戦いであり、国家としても、大変な時であり遂に此の度も流れ去ってしまった。吾々の運動も戦争の終局とともに中断せざるを得ない状態になった次第である。

9. 昭和21年になって、国内も大分平静となり、調査員の仕事もぼつぼつ出始め、会合も開くようになり、集れば又資格問題や、請願問題も話題に出る様になって来た。こんな折、中島先生は、県内各調査員会の会長さん方へ、通知を送り、終戦後第1回目の会合を、松本の医師会館で開いた。そして前回に引き続いて請願を続ける様話を進めた。この日、或会長から「中島先生には永年に亘り此の運動の先頭に立って御苦労様でありました。おとしも大分とられた事でもありますので責任者を若い者におゆずりになり少しでも気持を楽にされては如何でしょう。」との発言があった。中島先生は即座に「誠に有難い御発言をいただき感謝します。私からも、かくお願い致します。私から、かくお願い致します。何卒その様にお願ひ致します。ついては、長野県の会長を諏訪の林さんにしていただき度い」と辞意を表し、次期会長をも推薦された。慰留される方々もある中で先生の辞意は固く次の様な組織が編成された。

全国土地家屋整理土法制定期成同盟会

会 長	林 義 成
副 会 長	中 島 実
参 事	赤 羽 多知雄
常任理事	原 真 雄

そして、松本、諏訪と会長の会合は続いた。会合の結果は、単に長野だけの運動でなく全国運動へと力を入れるべきだと言う事になり、地元税務署を通して全国の税務署へ全国の同士へと運動は続いた。

10. 戦後の請願となるのですが、これらについては、諏訪税務署の直税課長中沢さんに大変な御指導とお骨折を頂いたものであった。昭和22年に続いて昭和23年と請願が行われ24年

に国会議員の先生方も御相談されて議員提案とする方が良いと降旗先生を中心に、28名の国会議員と語り、昭和25年の国会へ提出していただいた。此の国会に於て、地租委譲の問題とからんで審議未了となり、続く同年5月の国会へ土地家屋調査士法として再提出され、7月31日、国会を通過し、法律第228号を以て土地家屋調査士法が制定公布された。

念願の達成、請願運動を始めて12年、植木先生の示唆を受けてより23年、只これ一筋に尽して来られた先輩の御努力を思う時、深く頭の下がる思いであります。これを思い、あれを思い只々感激の涙あるのみでした。

振り返ってみれば此の請願を始めて以来の10年間全く寝食を忘れ只此の目的の為に尽くされた先輩又降旗先生及び各貴、衆両院の先生方並びに各税務署の方々特に諏訪税務署の直税課長さん等先輩先覚者の御指導と御援助に深く感謝の意を表し度いと思ひます。

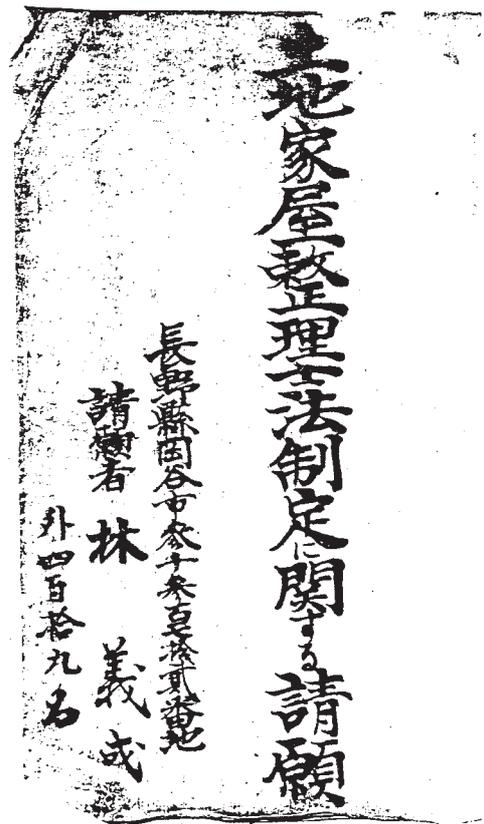
尚法務委員会の決定までの詳細な経過と我が代表の苦心と降旗先生を始め委員の方々の御配慮と御苦労を綴った報告書を左(右71ページ)に記して置く事にしました。

昭和25年度

土地家屋調査士法案経過報告

終戦後毎年毎年国会に対し首題の件を昭和16年より引続き請願して来たが、昨年長野県出身衆議院議員降旗代議士(前通信大臣)より毎年毎年請願ばかりしても法制化は見込みないから本年度の国会は議員提案として努力してやろうとの確約を得て勇躍首題法案の達成に努力せる結果につき左の通り報告する。

2月12日、降旗代議士より直に上京せよとの情報に接し、林(長野県連合会長、全国調査士法制定期成同盟会長)、中島(松本地区会長、



土地家屋の異動に従事する土地家屋調査員は従来より大體に於て市町村長の推薦に依り囑託されてゐるが之を免許制度に改定せられたい

凡そ土地は一國を形成する領土であり、家屋亦國民生活の本據であつて、共に國家存立の基礎的要件であることは言を俟たない。従つて之が異動は最も迅速且適正なる處理を遂げ、常に地籍及家屋籍の現狀を明確にして、各種施策の資に供すると共に一面課税標準たる賃貸價格の均衡を保ち適正な徴租の目的達成に勉むべきである。素より土地臺帳法に於て、「土地所有者は、土地の異動があつたときは、一箇月以内、これを政府（稅務署長）に申告しなければならない。」又家屋臺帳法に於ては「家屋所有者は、家屋の異動があつたときは、一箇月以内、その旨を政府（稅務署長）に申告しなければならない。」と規定されてゐるが、法令の規定するところ極めて複雑であるに加へ、測量等専門的技術を必要とする關係上、之を修得し且精通することは一般土地家屋所有者の至難とするところであつて、之が爲申告手續の不備遲滞は蓋し必然のことである。

茲に於て現に斯道に精通する技術者を土地家屋調査員に依頼して之が整理に當らせて居るが、之は誠に當を得たる措置と思料す。

然しながら未だに土地家屋調査員に対する法令の制定がないため、之が處理を敢行するに當つては依然として種々の支障を來し、勢ひ根本的な整理は全く望み得ないのでなく、寧ろ戦時中土地家屋の異動將又、戦後の緊急開拓事業による土地異動等の頻發に伴ひ今や無申告、未整理にあるものは莫大なる數を算するものと推定せられるのであるが、之は常に法の運用上、即ち地籍家屋籍の

明確なる把握課税標準たる賃貸價格の均衡適正を缺くのみでなく一面主要食糧の供出及び肥料配給等の面においても各所に見受られる如き、農耕地積の不正確に基因する極めて不公平なる割當、配給等の状態且又自作農創設特別措置法に基く農地改革に就いても、無申告異動地極めて多き爲、國家的大事業の正確迅速なる遂行を阻害する結果となり、延いては祖國の民主化を阻害し、將來に禍根を残すの結果となり、國家再建政策上在り得ざる重大問題であるを深く憂慮す。依つて此の際速かに「土地家屋整理土法」(假稱)を制定し、特定技術者を對象として、免許制とし、之に調査上の資格を附與して、積極的整理に従事せしめるならば、異動土地及家屋の整理は最も迅速且つ適切に處理せられ、更に一面稅務當局に於ても異動土地家屋の整理に支辨すべき多額の國費を減ずることになり、國家の利益又大なるものがあるを信す。

敢て日本を再建すべく國民等しく緊張の秋に際して長野縣内土地家屋調査員は従來の、實績に鑑み、且つ世の文化の進展と共に益々増加する異動土地及家屋の處理如何は再建下の國政上最も重要にして、一日も忽せにすべからざるを感ず、即時土地家屋調査員を免許制とする「土地家屋整理土法」(假稱)を制定される様、全國土地家屋調査員に先して以上の理由により、爰に請願し貴衆兩議院採擇可決を得たる土地整理土法に代へて「土地家屋整理土法」(假稱)の制定を別紙經過報告書及び參考書を添附して再度請願す

昭和二十二年 月 日

長野縣下各稅務署管内
土地家屋調査員會
請願委員

長野縣 岡谷 市	稅務署管内 土地調査員	七百百 武	兩角清忠	番地、考
長野縣 岡谷 市	稅務署管内 土地調査員	考千多自七拾貳	林 義成	番地
長野縣 岡谷 市	稅務署管内 土地調査員	明治參拾年四月拾九日	宮澤猶治	番地
長野縣 諏訪 市	稅務署管内 土地調査員	大正四年五月五日	矢崎直助	番地
長野縣 諏訪 市	稅務署管内 土地調査員	明治參拾年五月	山田正興	番地
長野縣 諏訪 市	稅務署管内 土地調査員	明治參拾年六月	明徳	番地

長野県副会長、同盟会副会長)、赤羽(同盟会及長野県連合会相談役)の三者上京、降旗氏と共に直ちに行動を開始する。

まず衆議院法制局第二部長福原忠男氏、同第一部長三浦義男氏、第二部第一課長打田峻一氏、参事後藤毅氏等と会見先ず第一に之を法制化する事に着手、第一に大蔵省を中心としたものを作成するも土地家屋台帳が大蔵省より法務府へ地方税制の改正と共に移行がほぼ決定した為、法務府を中心とした法案に着手する事として第二部長福原氏及後藤氏等と連日種々打合せする。

毎日午前9時出頭午後6時半帰宿迄此の間一週間、大体の打合せをすまして帰郷する。

尚その後21日、赤羽氏再度上京して打合せする。同月26日、降旗代議士来松につき協議する。3月4日報告を兼ねて各地区(税務署単位)会長及幹事長(税務署第三係長)会を松本に開催、現在迄の報告を兼ねて打合せをなし、何事においても今議会に通過する様尚一層の努力をなす事としてその費用も各地区分担額を増加、至急県連合会宛に送金することとする。

3月7日東京より入電あり、林、中島、赤羽、3名直ちに上京して法制局に出頭打合せを開始する。本日迄に法案3回目の修正である。10日大蔵省主税局谷川寛三氏と打合せ、11日法務府民事局第一課、長谷川信蔵氏と打合せする。大体の成案を得たので12日帰郷する。3月21日松本市において打合せ会を行い、23日林、赤羽二名上京直ちに法制局へ出頭打合せを行い成案を得る。第5回目の修正である。

いよいよ舞台は衆議院の法務委員会へ回って行く、法務委員長花村四郎氏、委員角田幸吉氏、北川定務氏等に会い、今議会の通過を懇願する。花村委員長は「降旗代議士の為に努力してやろう」と承諾を得る。

今回の打合せ先は、大蔵省谷川氏、法務府長谷川氏、建設省地理調査所長武藤勝彦氏で26日帰郷する。4月9日林、赤羽二名東京よりの要請により上京直ちに法制局に出頭打合せをなす。修正十数回遂に法案が完成した。その間幾度か法制局と法務府、法務委員会との打合せがあった。いよいよ法務委員会の立案として取上げる事が決定した。至急小委員会の結成を懇請万事打合せを済ませて12日帰郷する。

23日法案は時間切れの為め危しとの東京測量士会長より入電あり、直ちに上京する。法制局及法務委員会より法案の経過を伺い、次の通り大要を得た。

4月12日、土地家屋調査士法案小委員会結成、委員諸氏の氏名次の通り敬語省略

小委員長 田 島 好 文 (名古屋)

委 員 北 川 寛 務 (佐賀)

小 玉 治 行 (大分)

押 谷 富 三 (大阪)

石 川 金四郎 (岩手)

大 西 正 男 (高知)

世 耕 弘 一 (和歌山)

角 田 幸 吉 (宮城)

佐 瀬 昌 三 (埼玉)

猪 俣 浩 三 (新潟)

中 村 又 一 (佐賀)

田 中 堯 平 (山口)

法務委員長 花 村 四 郎

法務委員会専門委員 小 木 貞 一

村 教 三

調 査 員 桜 井 芳 一

花 村 省 三

4月15日、GHQへ廻送アプルバルを求める。

本日迄アプルバルは来たらず(25日)我々の法案と同時に廻送された。司法書士法案も来た

らずとの事、第二部長福原氏と相談、同氏にGHQへ行ってもらう事にする。結果は一部修正すればOK、と分る、もし、氏に御足労願わなければ時間切れの可能性充分なり、それを修正再びGHQへ送る。その間衆議院内の運動は降旗代議士の助力を得て必死の勢いにてつゞける。4月27日午後2時半より法務委員会あり、次の通り衆議院公報版は報じている。

公報109号(1)

△ 法務委員会第35回昭和25年4月27日木曜日、本日請願日程中第1乃至第8第10乃至第29及び第32乃至第39の各請願を審査した。

なお司法書士法案及び土地家屋調査士法案の各小委員会成案について司法書士に関する小委員長及び土地家屋調査士に関する小委員長より、それぞれ報告を聴取した後、委員会の成案を一応決定し両案を委員会提出の法律案とすることに決定した。

委員氏名

伊藤郷一（北海道）、加藤充（大阪）、佐竹晴記（高知）、北村徳太郎（長崎）、田万広文（香川）、高橋英吉（愛媛）、竹内憲治（千葉）、古島義英（埼玉）、真鍋勝（徳島）、三木武夫（徳島）、武藤喜一（岐阜）、吉田省三（兵庫）

今後は、GHQより正式のアプルバルを持って本会議へ上提するばかりとなった。28日休会により29日は必ず上提出来るものと確信する。

参議院議員木内大蔵委員長（長野県出身）に面会懇談する。

4月28日本日午前中に来るはずのGHQアプルバル来たらず司法書士のみ来る。福島第二部長は我々の懇請に何度かGHQに対し、電話にて問合わせ下さるも主任官スタイダー氏不在にて情報来たらず神経極度にとがる。午後5時半頃、福原部長遂にスタイダー氏と交渉を得る事

が出来、種々懇談の結果又も一部修正にて喜びのアプルバルを得ることが出来た。万事OK、第二部長の労苦誠に多大なり、その間、田島小委員長は、議会工作に努力していただく、我々は明日の本会議へ提出する書類と参議院への書類の作成にて夜10時半迄法務委員会室にて謄写版と取組む。

4月29日、いよいよ本会議だ、午前8時半出勤して謄写版作業だ、参議院提出書類を作成する。本会議午後2時開会午後2時50分緊急上提にて北川常務委員長（司法書士法小委員長）より上提され万場一致可決。午後3時5分

衆法第30号

土地家屋調査士法案

右議案を提出する。

昭和25年4月29日

提出者 法務委員長 花村四郎

只今議題となりました「土地家屋調査士法案」につきまして、その要旨並びに提案理由及び委員会に於ける審議の経過につき、御報告申し上げます。御承知のように、今回税制改革の一環として、地方税法の改正が行われようとしておりますが。それに伴いまして、「土地台帳等の一部を改正する法律案」が政府より提出され、当法務委員会におきまして、先般修正議決せられた次第であります。

それによりますと従来税務署で取扱っておりました土地家屋の台帳事務を登記所に移管し、台帳事務と登記事務との間に手続上の簡素化を図ろうとするものであります。従って土地台帳及び家屋台帳の記載は不動産登記の目的たる諸権利の基礎となり、事実関係を示すものとしてその正確性が特に要請されることとなりました。よって土地台帳及び家屋台帳の登録につき必要な土地又は家屋に対する調査測量並びに申告手

続きが的確に行われるか否かは国民の權益並びに国家経済にも極めて重大な関係を有するものでありますから、これらの調査測量及び申告手続きを業務とする土地家屋調査士に関しまして新たにその業務範囲、資格試験業務執行の方法懲戒罰則等を定める必要があるのであります。

以上が本法案の要旨並びに提案理由の概要であります。

さて法務委員会におきましてはこれが立案に関しまして、小委員会を設置して慎重に審議を重ねて参りました。特に調査士の業務範囲につきましては司法書士会測量士会の代表意見を聴取し法案の形態に関しては前段御報告申し上げました司法書士法案との均衡を図り、且つ、試験制度及び調査士会、調査士連合会の結成運営の民主化に留意いたした次第であります。かくて4月27日、小委員会の成案は、当法務委員会に於て採択せられ全会一致を以って可決せられたのであります。

右御報告申し上げます。

4月30日付参議院に午後1時より法務委員会を開いて貰う事に成功して夜は降旗代議士の招待にて祝賀会を行う。招待者35名。

4月30日、参議院工作だ。力になって頂いた人達は次の諸氏なり、敬語省略

法務委員長 伊藤 修 (岐阜市)
 委員 大野 幸一 (浦和市)
 岡部 常 (東京都中野区)
 鬼丸 義 齐 (名古屋市)
 大 畠 農夫雄 (茨城県)
 鈴木 安 孝 (秋田市)
 遠山 丙 市 (荒川区)
 齐 武 雄 (仙台市)
 羽 仁 五 郎 (東京都)
 平野 成 子 (山梨県)

深 川 タマエ (横浜市)
 松 井 道 夫 (新潟市)
 松 村 真一郎 (渋谷区)
 宮 城 タマヨ (世田ヶ谷区)

法制局第二部第一課長 菊 井 三 郎
 法務専門員室 専門員 長谷川 浩
 調査主事 天 久 盛 善
 調査員 国 宗 栄
 調査員 及 川 泰 吉

法務委員会午後2時開会、自宅審議として、明日午後10時より開会なす事として散会。

5月1日午前10時開会が午後7時となる。参議院公報は次の通りに報じている。

法務委員会 (第35回)

理事の補欠を互選した。司法書士法案について質疑を行った後これを修正議決した。土地家屋調査士法案について、質疑を行った後、これを可決した。

本日委員長から次の報告書を提出した。

土地家屋調査士法案可決報告書

土地家屋調査士法の提案理由

衆議院法務委員長

ただ今議題になりました土地家屋調査士法の提案理由を説明致します。

この度土地台帳法、家屋台帳法、及び不動産登記法の各一部改正によりまして土地台帳、家屋台帳が税務署から登記所である法務局又は、地方法務局に移管されることになりました。

土地台帳、家屋台帳に記載される事項は、不動産登記の目的たる諸、権利の基礎である事実関係を示すものとしてその正確性が大いに要求されるのであります。従来におきましても土地、家屋の調査、測量を致して居りました者は、各

税務署の囑託としてこれを行い、税務署の人件費、旅費等の費用を節し、又その専門的技術を生かして土地台帳、家屋台帳への申告、図面の作成にあたっていたのでありますが、何らその資格に関して法的根拠がなく、いかがわしい者もこの調査測量を行っていたのであります。

この際土地台帳及び家屋台帳の登録につき必要な土地、又は、家屋に関する調査、測量及び申告手続が的確に行われるか否かは、国民の権利義務に対してきわめて重大な影響を及ぼすこととなるため本法によりまして土地家屋調査士の制度を新たに法制化致すものであります。

なおこの様な制度設立につきましては、さきに昭和16年より5回にわたり請願が提出されその都度採択されてその立法化が政府当局者に要望されていたものであります。

衆議院法務委員会におきましては、土地台帳法等の一部改正に伴いまして、この土地家屋調査士の制度の必要性を認め、土地家屋調査士立法案に関する小委員会を設け、測量士、司法書士等関係各方面とも種々協議致し、成案を得た次第であります。

次に法案の内容につきましてその大要を御説明申し上げます。

先ず土地家屋調査士は、その業務としまして登記所に対する土地台帳又は、家屋台帳の登録について必要な土地又は、家屋に関する調査、測量又は、申告手続をすることを業務と致しまして、土地台帳、家屋台帳の正確性を要求する必要上、土地家屋の調査、測量は本法において資格を有する土地家屋調査士でなければならぬことといたしました。この点は司法書士法においても考慮されているところであります。従いましてこのような業務を行います者については測量に関して十分な技能を有する者でなければ

なりませんので資格要件はとしましては、主として測量に関する技能を有する者を有資格者とし、資格認定については、公開試験制度を採用しております。

次に土地家屋調査士としての業務を行いますには、法務局又は地方法務局に備えた名簿に登録を受けまして事務所を設置致すことにしております。

調査士は、自らの品位保持、業務の改善進歩をはかるため調査士会及び全国の連合会を設けることができまして、各調査士は、任意にこの会に入会し得ることとなって居ります。調査士は、業務の依頼に応ぜねばならず又、虚偽の調査、測量をしてはならないのでありまして、方法違反に対して法務局長又は地方法務局長より懲戒の処分を受けるのであります。この際当該調査士は公開による聴問を求め得られるのであります。

なお現在土地家屋に関する調査、測量、申告手続を業としている者は、昭和27年3月31日まではその業務を行うことを認められ、さらに法務局、地方法務局の長の選考を受けて本法による調査士となるのであります。

以上法案の大要を御説明申し上げます。

本法案は、衆議院において立案に際し関係方面との折衝において時日を費し、参議院においては会期切迫の折恐縮ですが何卒御可決あらんことをお願い致します。

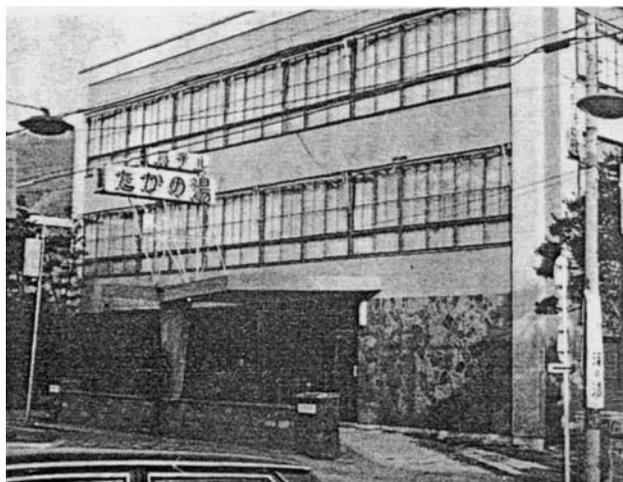
この日の終了は午後9時であった委員会には相当多量の質問があり一時危険であったが幸い衆議院田島小委員長及び福原第二部長の明快な回答及び説明があつて万場一致可決した。

5月2日いよいよ最終日だ。前日参議院は102対73で地方税法案は否決されたので之れと

関連ある本法案の行方は誠に淋しきものとなって来たが幸い本日の両院協議会が成立した場合は先日27日委員会で可決した土地家屋台帳法と同時に上提して可決して頂く迄になっておったが夜11半遂に協議会は決裂の止むなきに至ったので遂に両法案共審議未了となってしまった。本日は両法案の行方を見守って夜12迄参議院に頑張ってみたが遂に不結果だ。破れたりと言え地方税法と運命を共にすべく作られた法案故に仕方の無いものだ。6月の臨時国会には必ず成案を得る確信を以って再度の上京を期す。

長野県土地家屋調査士会設立の経過

調査士法第14条（当時）の定めるところにより法務局・地方法務局ごとに調査士会を設けることになっているので、長野県土地家屋調査員連合会において設立準備をすすめることにした。



◎設立準備会を下記の通り招集する。

- 一、期 日 昭和25年 8月10日午後1時
- 一、場 所 諏訪市上諏訪 たかの湯
- 一、出席者 林 義成、原 真雄、中島 実、赤羽多知雄、村本由太郎、箱山茂、田中正雄、唐沢利之、中沢善衛、石曾根潔、木下宗

- 一、齊藤貞治、山城政治、小暮嘉作

- 一、協議事項 長野県土地家屋調査士会設立
総会に関する件

長野県土地家屋調査員会連合会の総会を招集して会員の賛成を得て準備会に切り替えて長野県土地家屋調査士会設立を決定、これに必要な会則、役員などを決定することにする。

会場は長野地方法務局の地元長野市に一任する。期日は9月2日として宿泊を予定する。来賓は本会に一任する。

雑件、各会酒1升、地元酒6升、会費250円、宿泊費は別

昨年度及本年度の会費300円を至急納入すること。

◎設立総会並に結成、発会式に関する件

- 一、期 日 昭和25年 9月2日午後1時
- 一、会 場 上山田温泉 清風園別館
- 一、出席者 調査員会連合会役員全員、会員など185名

- 来賓出席者 衆議院法務局第二部長
福原忠男氏外2名
長野地方法務局長 吉沢政雄氏、水谷総務課長、池田登記課長、各税務署不動産係長、長野県司法書士会長
岩崎茂雄氏、東京調査士会長 家令昌紀氏

開会は30分おくられて午後1時30分、林会長より調査士法制定に関する経過報告あり今後は調査士法により各地方方法務局、法務局ごとに調査士会を設立することになっているので、長野県土地家屋調査員会連合会を発展的解散して長野県土地家屋調査士会を設立することになるので、これの設立を提唱、万場一致にて決定、会場を

設立総会に切り替える、議長には林義成を任命する。

議長より設立発起人につき発言、本日出席者全員を発起人として代表を林義成とするに決定、これより長野県土地家屋調査士会設立総会とする。

議長林義成、会則は全国統一のものを採用に決定、会の運営予算などは、新役員に一任する。役員選出は次の通り会長、副会長を決定理事、監事などは、各支部に割当て後刻報告することとした。林会長より役員を代表して謝辞をのべ閉会とし、旅館前にて写真をとり宴会に移る。役員は次のとおり。

- | | | |
|-----|---------------------|------|
| 会 長 | 林 義成 | |
| | 諏訪税務署管内調査士会長 | 岡谷市 |
| 副会長 | 中島 実 | |
| | 松本税務署管内調査士会長 | 松本市 |
| 同 | 村本由太郎 | |
| | 長野税務署管内調査士会長 | 長野市 |
| 理 事 | 田中 正雄 | |
| | 飯田税務署管内調査士会長 | 下伊那郡 |
| 同 | 唐沢 利之 | |
| | 伊那税務署管内調査士会長 | 伊那市 |
| 同 | 中沢 善衛 | |
| | 更埴税務署管内調査士会長 | 埴科郡 |
| 同 | 石曾根 潔 | |
| | 大町税務署管内調査士会長 | 北安曇郡 |
| 監 事 | 箱山 茂 | |
| | 上田税務署管内調査士会長 | 上田市 |
| 同 | 木下 宗一 | |
| | 木曾税務署管内調査士会長 | 西筑摩郡 |
| 同 | 齊藤 貞治 | |
| | 信濃中野(上高井)税務署管内調査士会長 | 中野町 |
| 同 | 山城 政治 | |
| | 高水税務署管内調査士会長 | 下高井郡 |
| 同 | 小暮 嘉作 | |

佐久税務署管内調査士会長 岩村田町

参 与 赤羽多知雄 松本市

専務理事 原 真雄 諏訪市

以上昭和25、10、25現在

当時の会員数 諏訪65名 松本148名 長野205名 上田129名 飯田102名 伊那42名 大町67名 中野89名 須坂34 岩村田86名

連合会を始め、各单位会の設立も終って昭和30年頃までの時期は調査士会創世期の時代であり、一番苦勞の時代でした。

土地家屋台帳事務の改善についての研究会もしばしばであり調査士制度の発足に伴い、調査士の陣容強化のための選考試験等に対し会員の指導育成について会の総力をあげて取りくんだものである。

本会の設立も終って各支部も順次設立されてまいりました。



昭和25年9月2日 上山田清風園別館にて
長野県土地家屋調査士会発会式



昭和25年8月19日 諏訪税務署玄関前
長野県土地家屋調査員会解散調査士会設立記念

◎長野県土地家屋調査士会その後の動き

○昭和25年より30年迄の動きの中で特に重要なものを書いてみる

○土地台帳及び家屋台帳事務の改善に関する研究会

主催法務府民事局

期日 昭和25年8月31日 民事局にて出席者の通り

民事局長 村上朝一、主幹 青木義人、第一課長 新谷正夫、第三課長 川島一郎、事務官 野口政一、坂本正夫、寒川太郎、青木岩男、多羅尾光文、村上三郎、吉永順作、東京法務局長 鈴木信次郎外3名、渋谷出張所長 岡部義広、墨田出張所長 西川金太郎、横浜地方法務局長 三宅隊磨外1名 浦和地方法務局長 野本定治 外1名、千葉地方法務局長 市川定治、宇都宮法務局登記課長 篠崎一郎、長野地方法務局登記課長、池田守男、長野県調査士会長 林義成、東京調査士会長 家令昌紀以上

(地方局1名は登記課長)

民事局長の司会にて税務署における台帳事務の取扱いにつき質問あり種々協議の結果、税務署の取扱いを当分踏襲し変更しないことに決定、時をみて民事局にて改正することにした。私(林会長)より現況調査の為め登記所に自転車の必要性を強調する。この件については間もなく配付された。

△事務所開設の件

今迄、諏訪税務署管内にあった事務所も、法務府に台帳事務が移管されたので移転せざるを得ず当分諏訪市のたかの湯3階に移転するが同所は事務のみとして所在地は会長宅とする。

(会則による) たかの湯の事務所取扱所も間もなく廃止、原真雄宅を事務取扱所とする。

◎土地家屋調査士選考に関する件

調査士法附則第3項の選考に関する府令が近く出ることとなり第3条第4条の書類審査については近く法務総裁から連合会会長宛依頼がくる。当局案は次の通りである。

土地家屋調査士法附則第3項の選考に関する府令(案) 選考申請書

第1条 土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号以下法という)附則第3項の規定による選考(以下選考という)を受けようとする者は、昭和26年4月30日までに附録第1号様式による選考申請書を法務局又は地方法務局長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には土地家屋調査士等登録手数料(昭和25年政令第248号)第3条第1項に定める選考手数料の額に相当する額の収入印紙をはり、且つ左に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法附則第3項第1号又は第2号に規定する実務の経験について記載した附録第2号様式による実務経歴書
- (2) 法附則第3項第2号に該当する者にあつては、当該課目を修めて学校を卒業したことを証する書面
- (3) 申請前3ヶ月以内に写した写真(省略) 実務経験

第2条 法附則第3項第1号及び第2号に規定する実務の経験のうちには単なる作図工、案図工、若しくは労務者としてこの経験又は単なる庶務会計その他これに類する事務に関する経験を含まないものとする。以下省略する。以上の如き調査士選考案が示されて間もなく3月20日法務府令第38号にて法務総裁大橋武夫による調査士の選考規則が出された。大体前記の如きものであった。選考の期日場所は昭和26

年6月1日から同月30日までの間に行い法務総裁が官報で告示するとあった。

△法務局より土地家屋調査士選考案内書が送達され、長野地方法務局より土地家屋調査士選考公告が発表された。

第1 選考の期日及び場所

1、期 日 昭和26年6月17日から同月30日まで（考査日は6月17日）

2、場 所 長野市内

第2 選考資格者

昭和26年3月31日までに次の各号の一つに該当する者

1、土地又は家屋に関する調査、測量又は申告手続に関し、7年以上の実務経験を有する者

2、学校教育法（昭和22年法律第26号）による実業学校に準ずる学校において測量に関する課目を修め、その学校を卒業し3年以上の実務経験を有する者

第3 選考手続

1、選考を受けようとする者は長野地方法務局その支局または出張所から土地家屋調査士選考申請書、実務経歴書、整理表の3枚の用紙の交付を受け、これに必要事項を記入して長野地方法務局長宛提出して下さい。

2、申請書受付期間は来る4月1日から同月末までの間です。

3、添付書類

(イ) 第2の選考資格の各号に規定する実務経験を証する書面

(ロ) 第2の選考資格の第2号に該当する者についてはその学校を卒業したことを証するに足る書類

なおその他選考についての詳細は長野地方法務局その他の支局又は出張所まで選考案内書があるから問い合わせして下さい。

昭和26年4月1日 長野地方法務局

△調査士選考に関し問題点

そもそもこの調査士制度は税務署における調査員が出費して調査士法を制定したものであって調査員が全員法的調査士になることを目的として制定したものであって、いよいよ選考となると何も関係ない者が測量の課目のない学校から証明を貰ったり、測量事務所から実務経験のない者が不正の証明書もらったり、市役所まで、関係のない司法書士へ測量証明まで出して受験の準備をする者が多数あり法務局より注意があった終り頃には大分よくなったが現在その点が役員会で問題となり論争の焦点となった。結局は大蔵省より法務省に移ったのが原因と思う。

△資格審査の県本会の証明

第 号 証明書

本 籍

住 所

職 業 氏 名

生年月日

右の者は土地家屋調査業務に従事して左のとおりであることを証明する。（以下省略）

土地家屋調査士試験に関する公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）

第5条の規定による昭和26年土地家屋調査士試験を左のとおり行う。

昭和26年 月 日

法務総裁 大橋 武夫

1、試験の期日 昭和26年10月7日（日曜）

2、試験の場所 法務局又は地方法務局

3、受験申請受付期間 昭和26年9月1日から9月20日まで

4、受験申請受付場所 試験の場所を管轄する法務局又は地方法務局

5、試験は左の事項につき筆記によって行う。

- (イ) 土地家屋調査士法に関する事項
- (ロ) 土地台帳及び家屋台帳に関する事項
- (ハ) 平面測量（コンパス及び平板を用いる図根測量を含む。）
- (ニ) 作図（縮図及び伸図並びにこれに伴う地図の表現の変更に関する作業を含む。）

6、合格者の氏名は、官報に公告する。

土地家屋調査士会試験委員推せん者名簿

家	令	昌	紀
林		義	成
山	本	凱	信
河	村	義	夫
大	野	意	志
園	部		部
馬	場	英	徳
小	城	清	二
長	田	正	夫
宮	城	信	一

△土地家屋調査士選考試験が下記の通り実施された。

期 日 昭和26年 6月17日

場 所 長野市長野工業学校

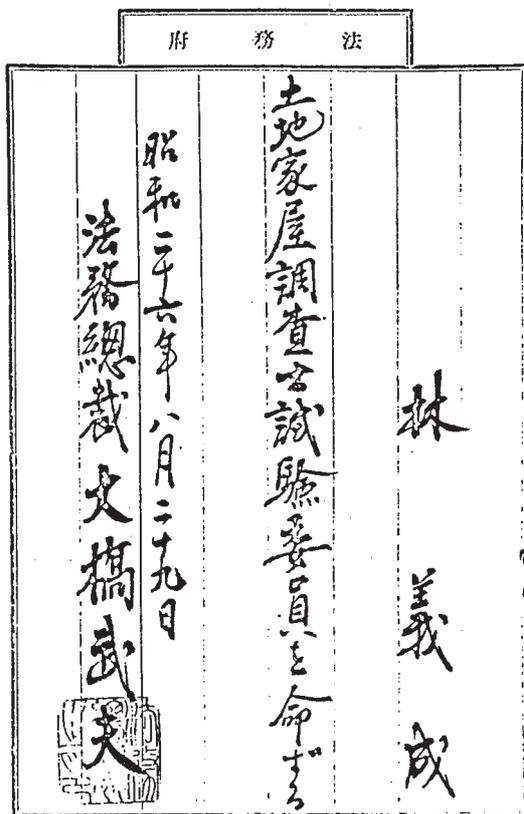
受験者 721名

立 会 土地家屋調査士試験委員 林義成

試験の結果誠に成績悪く結果は不明であるが
本会として民事局長宛陳情書を提出した。

- 1、経歴を充分斟酌して採用してほしい
- 2、会員には特に高配賜りたい。
- 3、各市町村にとっては必要な調査士につき特に配慮してほしい。

選考試験がおわり帰郷の列車の中で私は多数の会員の陳情を受けた。その内容は全員試験の成績が悪い、採点を低くして貰うよう民事局長に要請する事であった。私は直ちに上京を決意、旅費もない本会の現状ではあったが、連合会を通じ日時を決めて近県の会長を集めて民事局で会うこととした。上京し民事局長室で村上局長と会う、近県会長立会にて私一人の交渉ではあったが局長は心よく応待してくれた。その結果局長は40点迄下げたが私は30点を主張。ついに私は中間をとる事を要望し、これが入れられて35点とした。それで決った。直ちに今一度選考試験をして頂く事を願ったが結局本年10月本試験を行うとの事であった。局長の好意を感謝して帰郷したが後日ある会員から35点とした為調査士が多数出来すぎて余分の事をしてくれたと、ののしられた事があった。35点にしても落伍者のあったことは残念であったがその原因は会員の大部分は老齢であって実務は出来るが試験となると学理的に試験を解明することがむづかしかったと思う。



資料2 平成6年3月31日発行 会史"四十年の歩み"

故降旗徳弥先生（日調連初代会長、元郵政大臣、元松本市長）記より
「回顧して感慨深し」



このたび長野県土地家屋調査士協会が会史を刊行するに当たって、土地家屋調査士法制定運動発祥地と云う記念碑を松本市に建立することを併せて決定したことは、かつての時代に全国に率先して同法制定のために努力をした実績があったからであると思ったのである。わが国は明治政府によって土地の私有が断行された結果、地租による税収が国政運営の重要な財源となったのであり、従って全国の土地を正確に調査、測量して登記簿記載の事項と台帳記載の事項とを符合せしめることは政府の責任であり、土地調査員の使命でもあったのであるが、政府の財政難のため全国の土地は未調査、未測量の土地が莫大な件数に達しており、土地調査員も身分が市町村長の嘱託と云う不安定な資格と収入であったのでこれを専業とするものが少なく、問題の解決は容易なことではなかったのである。然し昭和2年、松本税務署管内に土地調査員会が結成されたとき、植木庚四郎署長、中島実、赤羽多知雄調査員等先覚者によって現状を打破するためには、官民協力して土地調査員に国家的資格を与え広く人材を登用すべしとする意見が発表されたのであり、この考えはやがて県下各税務署管内に浸透、理解されて長野県土地調査員会連合会の結成となり、時の到るを待ったの

である。

昭和15年1月松本市において開催された長野県土地調査員会連合会総会は熱気横溢し、総力を結集し直ちに国会に対して請願運動を開始すべしとする決議を満場一致可決し、その請願運動の会長、副会長に松本土地調査員会会長、副会長の中島実、赤羽多知雄を推薦し、翌16年には、嘱託制度を免許制度に改正する請願書を、17年には土地家屋整理士法制定に関する請願書を提出して採択されるに至ったが、法の制定には途なお遠く、また、大戦の戦況がわが軍に不利のため運動は暫く中止せざるを得なくなった。

私がこの運動に関係したのは、わが国がアメリカの軍政下になった直後である。わが国は戦前においては、国会へ提出する法案の大部分は関係各省が起案したのであったが、私はこれをアメリカ流に議員立方式に変更し、法案は国会の法制局が起案し、事情、説明等の資料は請願者側が用意することにしたのである。

当時私は国政の中心人物であった幣原喜重郎先生側近の一人として各方面に活躍していたのであるが就中、国会の法制局には令名ある福原忠男部長、後藤毅参事等が控えており十分に自信を持つことが出来たのである。

国会における審議は無事通過し、GHQの承認を得て、土地家屋調査士法は漸く昭和25年7月31日全国同志歓呼の中に公布されたのである。今にして当時を偲べば既に40余年も昔のこととなり、本運動に努力された先輩知己の殆どは幽明境を異にしており感慨に堪えぬものがあるが、特に請願運動の会長、副会長として中島実、赤

羽多知雄両氏が（戦後、林義成氏が加わる。）

敗戦で物資欠乏の中を、献身的に奔走された功績は忘れることが出来ないのであり、更に前後3回に及ぶ国会請願書の署名人が全部長野県の土地調査員であったと云うことは寧ろ異例のことであって、これは主として他府県における調査員の組織が不完全のため運動に参加出来なかったとされているが、法制定の効果は忽ち全国に及び、続いてわが国が土地ブーム、高層建築ラッシュによって全国都市の土地建物の様相

を一変せしめた時代にまで及んでいるのである。

人間は思う念力岩を通すのであり、先達の努力は時あってか光彩を放つのである。

全国同志の賛同によって記念碑の建立がきまって会史の編集を飾り、日本土地家屋調査士会連合会の活躍によって業界のために一段の貢献を果しているのである。

土地家屋調査士会が今後とも中央、地方を通して一致協力し一層の向上発展をせられんことを期待する次第である。

土地家屋調査士 松本宣言

土地家屋調査士制度は、不動産の権利を明確にする不可欠な制度として広く社会に定着している。この重要な制度の創設に献身努力した長野県下の諸先輩の歴史的精華を讃え、その精神を後世に引き継ぐため、全国1万8千4百余名の総意により、ここ長野県松本市に制度発祥の地碑を建立した。これを契機に土地家屋調査士はこの制度が未来に向け、国民の為になる制度としてさらなる発展を期することに全力を尽くすものである。

一. 土地家屋調査士は、社会に対応して自己改革と研鑽に努め、国民の立場に立って業務を行う。

一. 土地家屋調査士は、現地の安定に資する不動の境界標の設置及び境界標の重要性ならびに所有者管理の原則を広く国民に周知徹底する。

一. 土地家屋調査士は、現地特定機能を持ち、国民の利便に資する地図整備の早期実現に全力を挙げて取り組む。

以上宣言する

平成6年10月3日

全国土地家屋調査士 松本大会



本年4月の記念碑 松本総合体育館公園内

「会報なご」第180号秋“土地家屋調査士制度制定60周年記念特別号”の刊行にあたり 特集後記

昭和25年7月31日、土地家屋調査士法案が第八回臨時国会で可決成立し、制度が生まれ今年で満60年になりました。今回「会報なご」秋号第180号を出版するにあたり、制度制定60周年記念特別号とさせて頂きました。我々長野県松本平の先輩方々が昭和2年調査員会発足より制度制定に至るまで二十数年もの間、諦めることなく未踏の道をラッセルし、奔走し、普段我々の業務では縁遠い国会を制し、土地家屋調査士たる国家資格を得られた偉業には深く尊敬し、敬意を表するものであります。この経緯については大阪会藤原政弥先生執筆の「日本を測る人びと；土地家屋調査士法の誕生」に映画で見たいほどの心情までが細かく記載されております。

また本会で昭和54年3月、第6代故野口会長期に発刊された30周年記念「沿革誌」があり、平成6年3月31日に第10代北澤会長期に「沿革誌」をベースに「会史；四十年の歩み」として300ページに及ぶ一冊の本として出版され、共に土地家屋調査士の貴重な記録として残して頂いております。

また、その10月3日松本市に於いて生みの親とも云うべき降旗徳弥先生（郵政大臣、松本市長歴任、日調連初代会長）をお招きし、全国より二千余名の会員が集い、制度制定の地 記念碑の建立ならびに「松本宣言」が行われました。

昭和2年より40代半ば中島実先生は法案成立時には66歳、赤羽多知雄先生は62歳、二人の思いは林義成先生（初代会長）に託され、47歳の会長就任でした。昭和2年に松本税務署長で

赴任した植木庚子郎先生（後の法務大臣、大蔵大臣、当時28歳）の出逢い、調査員法の請願から土地家屋整理士法の請願～同法の建議～土地家屋調査士法（案）の議員立法へと導いて頂いた地元松本出身の代議士降旗徳弥先生との出逢いにも劇的なものがあります。明治5年の物納から地租改正にして約60年、制度の必要性に二十数年もの間冷めやらぬ情熱を保ち、国が認めた事実は、地味な業務でありながらも国家の根幹ともなる国の有限財産である国土の管理制度に不可欠なものとの必要性が実証されたもので、国民の公平な自治運営の一助にも繋がっている熟成された「どっしりと根がついている資格である」のではないかと思うのです。

今回「会史；四十年の歩み」発刊より16年が経過し、その間に入会された会員へ伝えたく、改めて諸先輩の功績を風化さすことなく社会に対し襟を正せる一助となりますよう「温故知新」、一部ではありますが「会史」より貴重な箇所を抜粋させて頂きました。

なお現在「日本を測る人びと“土地家屋調査士法の誕生”」は再販されていませんが、日調連ホームページ“出版物のご紹介”で読むことができます。また「沿革誌」の存在はお恥ずかしながらこの度会館書棚から発見したものであります。故野口会長の「沿革史の発刊にあたって」には『『故きを温ね、新しきを知る。』このことは何時の時代にも大切なことでございます。調査士制度のこれからのため、この四半世紀を総括し、この歴史を土台として調査士制度と共に本会の発展を期したいものであります。この

沿革誌がこれから10年後、30年後、50年後の調査士制度の前途に、はた又本会の将来に何等かの役割を果たしてくれれば幸いです」とありました。今はその30年後です。「会史；四十年の歩み」から野口先生のこの箇所だけは抜粋しないと、と思っていた処にこの「沿革誌」の存在には因縁の出逢いを感じました。改めてご紹介をしていきたいと思えます。

今回、制度制定を成し遂げた大先輩方々の御顔を写真で拝見することができました。土地家屋調査士制度の発展を願い、熱く走った人生を静かに語り、そのまた先人の遺業を称え敬う姿勢には、今の自分の姿を重ねてみますと身の引き締まる思いです。

この度の特別号には歴代会長、ならびに制度

制定直後より入会され、今なお現役で活躍されている大先輩方々よりご寄稿を頂け、また太田正人先生は奇しくも赤羽多知雄先生の補助者からスタートされたとのこと、貴重な思い出話や資料を頂戴でき、サプライズな出来事となりました。

改めまして諸先輩方々には失礼を承知で急遽の寄稿依頼、押しかけ取材にも快くお引き受け頂けましたこと、会報編集委員一同深く感謝し、心より御礼を申し上げます。

平成22年11月

広報部会報編集委員一同

(記) 松本誠吾 拝

昭和25年 8 月、日本国政府からGHQ宛ての土地家屋調査士法成立公布の報告

Minister of Agriculture and Forestry HIROKAWA Kozen

I hereby promulgate the **Land and House Investigator** Law.

Signed: HIROHITO, Seal of the Emperor

This thirty-first day of the seventh month of the twenty fifth year of Showa (July 31.1950)

Prime Minister YOSHIDA Shigeru

Low No. 2 2 8 **Land and House Investigator** Law

「日本を測る人びと」より抜粋 * Investigator ; 調査者、研究者、取調べ官、捜査員 (官)

政治連盟に加入しましょう
政治連盟は調査士制度発展のために
力を尽くします

長野県土地家屋調査士政治連盟

会長 小 出 國 正

〒380-0872 長野市大字南長野妻科399番地2

電 話 026-232-4566

F A X 026-232-4601

関東ブロック新人研修会の報告

関東ブロック協議会第31期新人研修会視察報告

業務研修部理事 丸山 和重

第31期新人研修会は今年平成22年9月25日～27日の三日間の日程で、千葉県幕張で行われ、本会からは7人が参加しました。

会場はJR海浜幕張駅から徒歩10分ほどのところにある財団法人海外職業訓練協会(OVTA)の研修施設でしたが、例の事業仕分けの対象となり9月末で閉鎖になるということで大きな研修はこれが最後ということでした。

昨年までは一泊二日の研修でしたが、今年は二泊三日になり研修内容も更に充実したプログラムで新入会員の方には良い研修になったと思います。

初日は12時開講で業務の順に編成された研修プログラムに従い、第1講は「会員の心得」について連合会副会長の関根一三先生の講義で、土地家屋調査士の業務上の義務及び禁止事項、論理について、そして土地家屋調査士制度制定の経緯や関係法令改正の経過の説明を受けました。

第2講の「筆界確認の実務」は千葉会業務部理事の秋山昌巳先生による講義でしたが、調査士経歴が5年というのには大変驚きました。

講義では、調査士業務やその他関連業務、法令に精通することが生き残っていける事になるという話や、専門職としての責任と自覚、又職責について話していただきました。

第3講の「調査測量実施要領」の講義では、調査士法第25条第1項は研修を受ける義務ではなく権利と認識すべきだということや、法務局への相談は

教えてもらうのではなく、専門家としての自覚を持ち確認の意味で行うべきだろう等、また実施要領には記載されていない様々な情報の取得方法等も教えていただきました。

二日目第5講の「不動産登記法、報酬の運用」についてでは、報酬の運用について特に熱心に聞いていました。

第6講の弁護士の方山崎司平先生による「土地家屋調査士業務における法的責任と賠償について」の話の中で印象に残ったのは、土地家屋調査士自身の人間性が商品になり顧客も同様な考えを持った人が依頼するようになるということをお聞きし、私自身も思い当たることが有り、なるほどと思いました。

夜には参加者全員での懇親会が行われ、受講者どうしの実務に関する話などで多に盛り上がり、懇親会後には長野会全員で宮下会長と共に二次会へ行き、新入会員の皆さんはいろいろな話が聞くことができ、勉強になったようです。



三日目はパネルディスカッションということで、15分程度の境界立会いに関する寸劇(芦澤副会長が女優?として参加)を見た後、3人のパネリストによるディスカッションが行われました。立会いに不慣れな新入会員にとってはとても勉

強になったようです。

私も20年ぶりに新人研修を聴講して改めて認識し直した事もありました。

これからも初心を忘れずに業務を行っていきましょうと思います。

第31期土地家屋調査士新人研修会を終えて

長野支部 林 豊美

待ちに待った新人研修会を千葉県の実幕張で受講することになりました。長野県からは私を含め7名の仲間が、役員の皆様始め多くの方のご好意により受ける事ができたとありがたく感じました。

私は、この調査士の世界に仲間入りさせてもらいこの研修会で特に感じた事は、講師の先輩の皆さんそれぞれが個々で勉強されながらも今まで習得された知識を真剣にあの短時間の中で親身になって教授され、また自らの失敗談も聞かせてもらい、腹を割って話す事の出来る人間関係に感銘を受けました。

ただ、研修を終えるにあたり、調査士試験に合格して喜んでいたときとは別に、調査士の業

務の恐ろしさもひしひしと感じ、研修当日の夜の単位会主催の自己紹介のとき「将来は、県の会長になりたいです。」なんて言った事を本当に後悔しました。というのも、研修を受ければ受けるほど、知らない事の多い事……

土地家屋調査士倫理綱領

1. 不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。
2. 品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。
3. 専門分野の知識と技術の向上を図る。

継続は、力なり……念ずれば、花開く……
よろしくをお願いします。

「平成22年度土地家屋調査士新人研修に参加して」

松本支部 小坂 祐司

9月26日～28日までの3日間、千葉県幕張の研修会場OVTAに於いて開催された日調連関東ブロック協議会(関ブロ)の新人研修会に参加させていただきました。

関ブロは、全国8ブロック協議会の中でも1/3の会員数を有する最大の協議会ということで157名の受講生が一堂に会して行われました。長野会からは7名の参加があり、この2泊3日

の研修を通じて他支部の31期同期生と親睦を深めることができたことは私にとって大きな収穫であったと思います。また、懇親会の席では、長野会会長や同伴していただいた業務研修部理事の方ともお話をさせていただく機会もあり、貴重な研修になりました。

講習内容はいづれも実務レベルに必要な不可欠な内容で、基礎的知識以外にも、筆界と所有権

界の歴史的成立過程、オンライン申請の今後の動向、調査士実務に必要となる農地法や都市計画法や建築基準法などの周辺関連法の基礎知識など調査士試験範囲外の知識も習得することができました。また、筆界特定制度やADRについて業務範囲の拡大の可能性についても理解を深めることができました。

昨年までは1泊2日の研修期間で、本年度は2泊3日と1日多い研修期間でしたが、これまでの基礎講習に加え、今年から新たなプログラムとして取り入れられた最終日のパネルディスカッションは、大ベテランの先生方の失敗談や、失敗しないための境界立会での事前の布石やテ

クニックなど実務・実践に役立つ知識を寸劇を交えて分かり易くご教授いただき、大変有意義な講習内容であったと思います。

関ブロ研修では都市部と地方部それぞれの受講生がいるため、考え方や実務実践手法の違いも聴講できて良かったと思います。また、具体的なケーススタディ形式でご説明いただけただので非常に理解しやすかったと思います。

まだ実務経験は少ないですが、この研修を通じて得た知識を有効に活用し、また同期の仲間意識を大切にして切磋琢磨し、日々研鑽に努めていきたいと思っています。

平成22年度土地家屋調査士新人研修に参加して

伊那支部 入戸太門

平成22年9月25日・26日・27日の3日間に渡り、千葉県幕張にて関東ブロックの第31期新人研修会が開催されました。

3日間の研修内容は、「会員心得」「筆界確認の実務」「調査・測量実施要領」(1日目)、「土地・建物の所有及び利用上の規則関連」「不動産登記法、報酬の運用」「業務における法的責任と賠償について」(2日目)、「筆界確認(パネルディスカッション)」(3日目)というものでした。

研修内容については事前に通知があったので、予習を兼ね一通り目を通した上で当研修に臨んだのですが、いざ講義が始まれば、次から次へと新しい事を学んでいる様な気がして、中でも時折まじる講師の先生方の過去の経験談がより一層そのような気にさせました。

入会して半年弱の私にとっては、少なからず不安や焦りを日々感じている中で、今後自らに起こりうるトラブル等、それらに対する対処の

仕方・予防法を聞けた事は、わずかながらにしろ気を楽にさせてくれたように思います。

今回の研修を振り返ってみると、全てを取上げることは出来ませんが、ADRの重要性、オンライン申請、とりまく環境の変化等多くの事を感じさせる研修だったと思います。

また、新たな仲間(新人会員)と知り合い、情報・意見を交換しあえた時間は大変貴重で意義のある時間だったと思います。

この研修で得た事全ての事を常に念頭に置き、目の前にある事を精一杯こなしていき一段、一段着実にステップアップしていけるよう、勉強することを怠らず、日々努力していく心構えで業務に臨んでいきたいと思っています。

最後になりましたが、講師の先生方、委員の先生方、最初から最後までお世話して頂いた、宮下先生、芦沢先生、丸山先生本当にありがとうございました。

日調連写真コンクール



入選 タイトル：「御柱川越しして神となる」
松本支部 古幡琢助 会員



佳作 タイトル：「挑む」
松本支部 太田正人 会員

“盛会の中で終了しました”

関東ブロック協議会 親睦ゴルフ大会

前夜祭

平成22年10月17日 (日)

「メルパルクNAGANO」



前夜祭は109名が参加して 善光寺木遣り
真田勝ち鬨太鼓・長野県知ってるクイズ
などで 親睦の時間を
過ごしました。



ゴルフ大会

平成22年10月18日 (月)

「長野カントリークラブ」



ゴルフ大会には153名が参加されました。 行いの良い方が多かったのか??天候にも恵まれて
各会の会員様も楽しい一時を過ごされていました。

ご協力ありがとうございました😊

関プロゴルフ運営委員会

お知らせコーナー

日 調 連 発 第 1 7 8 号
平 成 2 2 年 8 月 2 7 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

登記・供託オンライン申請システムへのシステム切替えについて（お知らせ）

標記について、法務省ホームページ（下記参照）に掲載されましたのでお知らせします。
なお、現行の法務省オンライン申請システムから新システムへの切替えに当たっての注
意事項や対応方法についても別添のとおりに掲載されており、貴会所属会員に周知
していただきますようお願いいたします。

記

登記・供託オンライン申請システム システム切替準備ページ

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji01_00011.html

【資料】新オンラインシステムへのシステム切替について

<http://www.moj.go.jp/content/000051557.pdf>

お知らせ

株式会社ジェットの測量ソフト利用者の会員の皆様へ

9月9日、大阪地裁へなされた、株式会社ジェットの自己
破産申請につきましても、ジェットのソフト及びハード
をお使いの会員にとっては、突然のことと驚かれておられる
と思います。

既に破産申請をしたジェットの社員を始めとして、各ソフ
トメーカーがサポートに動いているようですが、連合会とし
ては、今回の破産申請により会員の皆様が、今すぐに困ると
いうことではないと思いますが、会員が今後の対応をするう
えで、ジェットのソフト及びハードに関して、情報と意見交
換ができる窓口（他のソフトメーカーからの情報投稿を可能
にした形を予定）を連合会ホームページに、近々に立ち上げ
ますので、慌てず、十分な情報を入力され、貴重な過去の財
産である、データの管理に努めていただければと考えており
ますので、とりあえずお知らせいたします。

日 調 連 発 第 2 7 8 号
平 成 2 2 年 1 0 月 2 7 日

各土地家屋調査士会総務部長 殿

日本土地家屋調査士会連合会総務部長

土地家屋調査士倫理規程Q&A（改訂版）の送付について

標記Q&Aにつきましては、本年5月11日付け日調連発第46号にて参考送付したところでありますが、第67回定時総会での土地家屋調査士倫理規程の承認を受け、改訂版を作成いたしましたので、送付いたします。

土地家屋調査士倫理規程 Q&A（改訂版）

総 論

Q 1 既に、土地家屋調査士法や会則などで定められている事項について、同様の内容が倫理規程にも多く含まれているように思われます。これらの事項は、倫理の問題ではなく、法令遵守の問題であると思いがちですが。

A 一般的・社会的通念上の道徳や法令を遵守することは、倫理というものを考えるに当たり、当然といえることから、土地家屋調査士倫理規程にも、土地家屋調査士法、会則等も取り込みました。

Q 2 倫理規程の内容は、私たちが以前から土地家屋調査士業務を遂行するに当たり、至極、当然のことのように感じます。なぜ、今、この倫理規程を作成し会則に位置づける必要があるのですか。

A 土地家屋調査士は、これまで不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理を業としてきました。この代理業務は、土地や建物の物理的状況を正確に登記簿へ反映させるものであるもので、業務を客観的に処理するものであり、恣意的な解釈が入る余地は少なく、倫理を強調する場面もそれほど多くありませんでした。しかし、土地家屋調査士の業務として新たに加わった境界特定やADRにおける代理関係業務は、基本的に対立構造ではない表示に関する登記申請の代理とは異なり、紛争性のある事件の一方の当事者の代理をするものであり、相手方との対立構造を前提とする業務です。このような代理業務を行うためには、利益相反や守秘義務といった倫理に関する問題に配慮し、依頼者との信頼関係を築くとともに、特に、ADR認定土地家屋調査士として、民間紛争解決手続を弁護士と共同で行うとき、職業倫理の必要性及び明文化について多方向から叫ばれ、同時に資格者として、自ら、国民に職業倫理を公開し、その理解を求める義務が生じたものであると考えます。そして、土地家屋調査士は、「隣接した他資格（例えば、測量士）にはない武器を持った」と積極的に解せるのではないかと考えます。

Q 3 この倫理規程を遵守する必要がありますか。また、この規程に反した場合に、規程に基づいて、懲戒処分がなされるものなのでしょうか。

A 倫理規程の中には、土地家屋調査士法及び会則に位置づけている条文も含まれています。また、内容においては当然懲戒処分の対象になる事項もありますが、すべてが直接、処分の対象となるものとは考えておけません。しかし、規程に抵触することは、その内容にもよりますが、法令、会則等に抵触することにつながってしまうものと考えています。

土地家屋調査士会には、会員への懲戒権が付与されていないことから、倫理規程違反は、必要な措置を講ずるよう勧告する（モデル会則第102条）ことにとどまります。

土地家屋調査士会が会員に対し、この勧告を行う場合、会則に照らし、会則にない部分は、倫理規程違反として処分することになると考えます。

土地家屋調査士会には、土地家屋調査士法又はこの法律に基づく命令に違反すると思料するときは、法務局等の長への報告義務があります（土地家屋調査士法第55条）が、この報告に当たっては、倫理規程違反があれば、背景説明等に本倫理規程の条文を引用し報告することになると考えています。

各 論

Q1 第2条 【解説】「調査士本人が、現地に赴き、・・・ことである」につき、偏見があるように感じます。本人が現地に赴くのは必要があつてのことであり、資格者の判断結果によるものではないでしょうか。仮に、本人でなくとも教習を受けた使用人が調査した結果の報告を受け、これを判断して責任を負うことができると、との前提を全面否定しているかのようなこの解説分には、本人が現地へ行かない限り事実確認ができず、との偏見があると感じます。

第17条（従事者に対する指導監督）とのバランスにおいて、この解説文には注意が必要と感じます。

A 「仮に、本人でなくとも教育を受けた使用人が調査した結果の報告を受け、これを判断して責任を負うことができる」という設問に問題を抱えていると思います。

「訓練した看護師に、患者の診察を命じ、診察した結果の報告を受けて、医師が判断して責任を負う」ことは、おそらく医師法違反です。

土地家屋調査士法施行規則第23条には、補助者を規定していますが、業務の補

助をさせるのであって、土地家屋調査士として、現地に赴かない調査はあり得ないと思っています。

一部の土地家屋調査士が、建物の現地調査については、補助者を教育したうえで、手順を訓練し、建物の内外の写真撮影を命じ、マニュアル化し、本人は、これを判断し、点検をし、登記申請を行っていると考えていると話していたことがありました。

「これを補助者任せというんだよ」と論じたところ「なぜなのか」とくいきがられたことがあります。

解説では、改めて、「調査測量や現地での立会は調査士自らが行うことを規定した」としています。

「本人が現地へ行かない限り事実確認ができない」のではなく、「本人が現地に行って事実確認すること」が、土地家屋調査士の職責ではないでしょうか。

Q2 第6条 調査士の使命にふさわしい公益的な活動とは、どのような活動を指しているのでしょうか。

A 土地家屋調査士の日常業務それ自体が半ば公共的性格を有するものであります。ここでは、更に土地家屋調査士が、土地家屋調査士会等が関与する登記相談、地域における登記等に関する講演、一般的な社会奉仕活動等に積極的に取り組むことにより、より良い社会の実現を指向することであると考えるとします。

Q3 第8条 知り得た秘密を他に漏らしてはならないとありますが、秘密とすべき事項の解説をお願いします。例として、隣接土地の測量者に当方の測量地の情報提供は可能かなど。また、正当な事由の説明について何か具体的な例がありましたら解説をお願いします。

A この設問は、筆界特定制度とADR制度へ参画することが、平成17年4月13日法律第29号により追加規定されたことからの再確認の質問ととらえる事実かと推察します。

これまで、表示に関する登記においては、不動産の客観的事実を正確に把握し、登記申請の代理を業とするとした法制定当時の背景から「秘密とすべき」ものは少ないと解釈し、従来、日常の業務において、測量のデータや測量のプロセスについては、登記所が備え付ける図面類の基礎になっているものであれば、依頼者の負担軽減になることから、土地家屋調査士間で情報交換や情報の共有化を

業務上であっても不当に行使用することは許されません。職務上請求書の不正使用による懲戒事例は、これを行使用したことについて、戸籍法違反とともに権限の濫用に当たると考えます。

※ たとえば、隣接土地所有者の住所等を調査した場合、その資料を申請人及び他のものに渡してはならない等が一つの例である。

Q 6 第 10 条 「品位を損なうおそれのある事業」「業務の公正を損なうおそれのある事業」とは、それぞれ、どのような事業を指すのですか。

A 土地家屋調査士が、公序良俗に反する事業（公文書偽造、脅迫、恐喝）、その他職務の公正を損なうおそれのある事業（暴力団等反社会的組織）を営み、若しくはこれに加わることにより、社会的信用が損なわれることを防止する規定であると考えます。

Q 7 第 11 条第 2 項 ハウスメーカー等が実施しているキャンペーンなどで、お客様を紹介し、その見返りとして金員またはそれに準ずる物を受け取ることは倫理規程に違反するのでしょうか。また、逆に、土地家屋調査士がそのようなキャンペーンを実施することは第 11 条第 3 項に抵触するのでしょうか。

A お客様を紹介したことによる、金員の受領は仲介手数料と見なされれば宅地建物取引業違反を問われることになると考えます。
ハウスメーカー等から依頼人を紹介されたことに対し、継続的にその営業員に金品を送れば、当然、倫理規程に抵触すると考えます。

Q 8 第 11 条第 3 項 継続的に業務を紹介してくれる方にお中元やお歳暮や日頃お世話になっている気持ちとして商品券を渡したり、飲食代やゴルフ代を負担したりすることは、個別の事件に対する対価ではないので、抵触しないと考えるのもいいのでしょうか。

A 中元、歳暮等の一般的通念上のものを逸脱しなければ、問題はないと考えます。ただし、商品券、金品、接待等が過度なもの又は恒常的なものは、不当誘致行為となるのではないのでしょうか。

Q 9 第 13 条第 2 項 「調査士は、調査士でない者から事件のあっせんを受けてはな

図ってきた実情があります。⇒司法書士法は、従来から第 24 条に（秘密保持の義務）が規定されていたことと対比すると興味深いと思います。

このことから、本倫理規程においては、第 40 条の（相互協力）をする場合であっても、「秘密事項、個人情報等への配慮」を規定し、これを踏まえうえで依頼者等に誤解を与えない取扱いが求められると考えています。

従って、業務において知り得た情報で、依頼者が開示を拒むものについては、すべて秘密保持が適用されると解しています。⇒情報共有化においては、必要なものや不要なものとの厳密な峻別が必要であり、真剣に取り組めば、具体的な事例は土地家屋調査士自身が判断できるのではないかと考えています。（土地家屋調査士の心情としては、とりあえず集めておくという安易な考えがないとはいえないところが課題です。）

また、測量データについては、成果が誰のものなのかということを考えるべきだと思います。依頼者からの依頼による業務上の成果は土地家屋調査士個人のものなのかと疑問があり、依頼者に無断で隣地の関係者に情報提供した場合は、依頼者との関係から問題があると考えており、情報提供に関しては依頼者等に承諾を得る等、依頼者への配慮を規定しています。

Q 4 第 8 条第 2 項 補助者が退職した後も、その者に対して、業務上知り得た秘密を保持させなければならず、又は利用させてはならないとなっておりますが、土地家屋調査士本人や在職中の補助者に対して義務を課すことはできませんが、退職後の人間に秘密を保持させるためには、具体的にどのような方策を講ずる必要がありますか。

A 日ごろから、補助者に対する指導監督が重要であると考えます。これこそが土地家屋調査士の倫理であり、退職者等に職場にいたとき知り得た事実については、他に漏らさないよう、徹底指導するべきであると考えます。

Q 5 第 9 条 「権限の濫用」とは、具体的にどのような事例があるのか。（職務上請求書の使用問題の例は、秘密保持の問題のように思われ、懲戒事例については、戸籍法違反の問題ではないのでしょうか。）

A 職務上請求に関することは、土地家屋調査士に対し、職責に基づき特別の権限が与えられているものです。この権限は業務上正当な事由のある場合のみ、行使することが許されるものであり、この権限を業務外で行使することはもちろん、

らない。」とありますが、「あっせん」と「紹介」の違いがよく分かりません。ハウスメーカーや司法書士等からあっせんを受けて、表題登記を行うことは、倫理規程違反になりませんか。

A 土地家屋調査士法第3条に定める業務を、自らの業務の一環として包括的若しくは個別的に受託した者、又は収益を得る目的で受託した者から、当該土地家屋調査士業務部分の再委託を受ける行為などは、あっせんとなると考えます。

例えば、非土地家屋調査士であるハウスメーカー、司法書士等からあっせんを受ける場合は当然ですが、公益法人があっせん業のようなことをする場合もこれに含まれると考えます。ただし、ハウスメーカーや司法書士等から依頼人を紹介され、依頼人本人から直接業務を受託することは問題がないと考えます。

Q10 第14条 「他人」とは、他の土地家屋調査士も含まれますか。土地家屋調査士の下請けをしている土地家屋調査士は、かなり多くいるようですが、これに該当するように思えますか。

A 依頼者に無断で、他の土地家屋調査士にその業務を取り扱わせることは、民法第104条（任意代理人による復代理人の選任）にも抵触すると考えます。土地家屋調査士法人の使用人土地家屋調査士、合同事務所での土地家屋調査士間、各土地家屋調査士による業務提携など、土地家屋調査士が複数介在することで、依頼者に対する責任の所在が不明確となるようなことは避けなければならぬと考えます。

Q11 土地家屋調査士が親類や知り合いの者から建物滅失登記（他の表示に関する登記）申請を、資格者代理人としてではなく、個人として委任を受け無報酬で代理申請を行った場合何か倫理規程に触れることがあるのでしょうか。また、権利に関する登記申請を同様に行った場合はどうなのでしょう。

A これは、不当誘致の設問と考えます。例えば、司法書士兼業者が、後続の権利の登記を誘致するため、土地家屋調査士業務報酬を安価に見せかけ、知り合いと称するお得意さまを誘致することは倫理規程違反に当たらないかと設問しているように感じます。そうであれば、本倫理規程第12条（公告及び宣伝）に当たると解します。

土地家屋調査士が報酬の有無に関係なく、権利に関する登記業務を行った場合、

反復継続の意思が無いといえども、反復継続の意思があったと解されます。（最判昭和39.12.11裁判判例集刊153号647項）、当然に職業倫理に反し抵触すると考えます。

本倫理規程第15条（他資格者との連携）を規定し、解説でも、「業務範囲と役割を尊重し行う必要がある。」とあり、調査士が自ら資格者制度を否定する行為は、これに抵触すると考えています。

Q12 第18条 具体的な事例を教えてください。

A 土地家屋調査士は、業務遂行上、登記官をはじめ公務員との間の私的な関係によって、依頼人等の関係者に対し疑念を生じさせることのないよう行動することが必要であると考えます。

Q13 第20条第1項 「明確にして」とは、業務委託契約の締結のことでしょうか。また、文書で示す必要があるのでしょうか。

第20条第2項 すべての受託事件について、必ず、業務の内容等について、あらかじめ説明しなければならぬものなのでしょうか。

A 土地家屋調査士業務は複雑であり、時には依頼者の意図していなかった業務処理が必要になることも予想されます。土地家屋調査士は、業務受託に当たって、依頼者の意思を確認し、それを表現するために必要となる手続や工程について説明し、その依頼の内容、その範囲を明確にして、当該業務を受託する必要があると考えます。

会務日誌

年月日	用 件	出 席 者	場 所
22. 7. 5	会員研修 ①「土地家屋調査士倫理規程と懲戒処分」 ②「災害対策について」 ③「土地家屋調査士に必要な民法の基礎知識」	会員出席者 238名 説 明 業務研修部 講 師 相馬弘昭弁護士	松本文化会館
22. 7. 9	会報編集委員会 ①会報発行、夏号編集について	上島副会長、松本広報部長、北澤・伊藤理事	会 館
22. 7. 9	第1回境界情報管理センター委員会 ① 今年度事業計画 ② 規約の変更 ③ 先輩会員の聞き取り調査まとめ ④ 旧測量法、作図法の検証について ⑤ 今年度の調査範囲 ⑥ その他	上原副会長、荒井総務部長、松本広報部長、各委員	会 館
22. 7. 11	第56回関ブロ定例総会 ①平成21年度収支事業報告について ②平成22年度事業計画について ③平成22年度収支予算（案）について ④次期定例総会開催地について	宮下会長、各副会長、各部長、各次長	伊香保温泉ホテル天坊
22. 7. 12	第56回関ブロ親睦ゴルフ大会	宮下会長、上原副会長、芦澤副会長、菅澤次長	伊香保ゴルフ倶楽部
22. 07. 21	第30回関ブロゴルフ実行委員会 ①関ブロ親睦ゴルフ大会開催準備について	上原副会長・竹内理事・佐藤理事・北澤理事・寺嶋支部長・内山会員、猪飼会員	会 館
22. 7. 23	第1回関ブロ研修委員会 ①第31期土地家屋調査士新人研修の運営等について ②第31期土地家屋調査士新人研修 講師との打合せ ③その他	芦澤副会長	千葉県土地家屋調査士会館
22. 7. 27	輝く77県民の会 懇談会	宮下会長、小出名誉会長、上原副会長	パル山王
22. 7. 28	第1回広報部会 ①全国一斉無料相談会の進捗・対応 ②関東ブロック協議会担当者会同への対応 ③22年度本会外部広報、内部広報について	松本部長、北澤理事、伊藤理事、	会 館
22. 7. 28	広報部会・IT委員会合同部会 ①事務局PC環境運用支援、指導 ②本会役員ブログ研修会 ③サーバーダウン時の復旧方法について「UNIX講習会」	上島副会長、松本部長、北澤理事、伊藤理事、佐藤委員、一ノ瀬委員、宮崎委員、荒井総務部長、中塚次長、蓑輪理事、石川ADR 運営委員、	会 館
22. 7. 28	第3回財務部会 ① 財務帳票のチェック	上島副会長、中塚次長、	会 館

年月日	用 件	出 席 者	場 所
	② 日当・半日当の取扱について ③ 監査会に向けての経理担当者との打合せ ④ その他		
22. 7. 29	第3回業務研修部会 ① 研修会関係 ② CPDについて ③ 表示登記研究委員会について ④ 会議提案議題について ⑤ 各種会議、委員会に関して ⑥ その他	芦澤副会長、菅澤次長、 佐藤理事、海野理事、 蓑輪理事、金田理事、 丸山理事	会 館
22. 7. 30	第3回ADR 運営委員会 報告事項 ① 手続等実施状況報告 ② その他 審議事項 ① 調停技法（メディエーション）習得方法に ついて ② 広報について ③ 受付（問合せ）事務の強化策について ④ 事件番号 H20調第004号について ⑤ 全国無料相談（10月9日）について ⑥ その他 その他 ① ADR全般に関する意見交換 ② 次回運営委員会開催日の決定	宮下会長、相馬弁護士、 小泉委員長、各委員	会 館
22. 8. 3	第2回災害対策委員会 ① 今後の方針及びマニュアルの再検討 ② 各部、支部、ブロックごとの分担について ③ 9月以降に予定している支部研修会での 説明について ④ 8月26日 第3回理事会に提案する事項 ⑤ その他	芦澤副会長、菅澤次長 中塚次長、北澤理事、 蓑輪理事、前田理事	会 館
22. 8. 3 22. 8. 4	筆界特定制度に関する指導者養成研修会	海野理事 金田理事	土地家屋 調査士会館
22. 8. 8 8. 9	関プロ総務担当者会同 ① 公共調達の今後 ② 事務局の運営について ③ その他	荒井総務部長	O V T A
22. 8. 8 8. 9	関プロ財務担当者会同 ① 公益法人会計基準について ② 親睦事業について ③ その他	上島副会長兼財務部長	O V T A
22. 8. 8 8. 9	関プロ業務担当者会同 ① 連合会からの説明（90分） ② 街区基準点について ③ 実地調査要領について ④ その他	菅澤業務研修次長	O V T A
22. 8. 8 8. 9	関プロ研修担当者会同 ① CPDについて ② 効率的な研修について ③ その他	芦澤副会長兼業務研修部長	O V T A

年月日	用 件	出 席 者	場 所
22. 8. 8 8. 9	関プロ広報担当者会同 ①連合会からの説明(120分) ②内部広報と外部広報について ③その他	伊藤広報部理事	O V T A
22. 8. 8 8. 9	関プロ社会事業担当者会同 ①14条地図作成作業について ②地籍調査事業について ③その他	松本広報部長	O V T A
22. 8. 8 8. 9	関プロ筆界特定担当者会同 ①効率的な筆界特定事務の進め方 ②意見書の作成について ③ADRと筆界特定の連携 ④その他	佐藤研修部理事	O V T A
22. 8. 10	第4回 正副会長・部次長会議 1) 理事会協議・審議事項について ① 関プロゴルフ大会について ② 総務部 ③ 財務部 ④ 業務研修部 ⑤ 広報部 ⑥ その他 ・ 筆特調査委員の推薦について ・ 評価委員の推薦について	宮下会長、上原副会長、 上島副会長、芦澤副会長、 荒井部長、松本部長、 中塚次長、菅澤次長	会 館
22. 8. 19	第3回総務部会 ①関プロ総務担当者会同の報告 ②各担当理事の報告(災害対策、公嘱協会) ③各種通知及び報告について ④関プロ親睦ゴルフ大会の運営について ⑤日当、半日当の取扱いについて ⑥文書取扱に関する規程について ⑦個人情報保護に関する規程について ⑧その他	上原副会長、荒井部長、 前田理事、武井理事、 竹内理事	会 館
22. 8. 21	芦澤利二氏旭日小綬章受章を祝う会	宮下会長、小出名誉会長、 太田相談役、中村相談役	ハルクラシック 甲府
22. 8. 26	第3回理事会 審議事項 ①旅費規程別表の改正について ②「地籍シンポジウム2010」参加者への補助の 件 ③支部研修会実施について ④筆界調査委員候補者推薦の件 協議事項 ①倫理規程等の印刷について ②会員心得の改訂版の周知方法について ③関プロゴルフ大会運営について ④C P Dについて ⑤情報開示について 報告事項 ①各部からの報告 ・ 各種通知、報告書の提出について ②関プロ担当者会同の報告 役員のための伝達研修	正副会長、各理事	会 館

年月日	用 件	出 席 者	場 所
22. 8. 29 22. 8. 30	第25回日本土地家屋調査士会連合会 親睦ゴルフ千葉大会	宮下会長・	総成カントリー 倶楽部
22. 9. 1	第1回綱紀委員会 ①土地家屋調査士の非違行為に関する調査について	小泉委員長、井口副委員長、市川委員、宮下委員、中川委員、井出委員、	会 館
22. 9. 2	境界鑑定委員会 ① 長野会鑑定マニュアルの準備とその検討 ② 本会研修会への協力について ③ その他（鑑定委員会名簿の取扱いについて等）	筒井委員長、金田理事、各委員、菅澤次長	会 館
22. 9. 2	小坂憲次国政報告会	上原副会長、	ホテル国際21
22. 9. 3	第30回関ブロゴルフ実行委員会 ①関ブロ親睦ゴルフ大会開催準備について	宮下会長・上原副会長・上島副会長・芦澤副会長 荒井理事・竹内理事・佐藤理事・北澤理事・寺嶋支部長・内山会員・越取会員・猪飼会員	会 館
22. 9. 8	業務研修部・ADR運営委員会 事前研修打ち合わせ会議	芦澤副会長、菅澤次長 小泉委員長、猪飼委員	会 館
22. 9. 8	第3回災害対策委員会 ①支部研修会の説明事項 ②本会各部、事務局、支部の役割分担について ③その他	芦澤副会長、菅澤次長 中塚次長、北澤理事、蓑輪理事、前田理事	会 館
22. 9. 10	北沢俊美 参議院議員当選報告会	上島副会長	ホテルメトロ ポリタン長野
22. 9. 12	椎橋博氏旭日小綬章受章を祝う会	宮下会長、小出名誉会長、 太田相談役、中村相談役	横浜ベイシェラトン ホテル
22. 9. 13	第4回業務研修部会 ①測量研修所について ②CPDについて ③支部研修会の報告（飯山支部） ④今後の研修会について 境界鑑定委員会、ADRセンター研修との 関連 ⑤その他	芦澤副会長、菅澤次長、 佐藤理事、海野理事、 蓑輪理事、金田理事、 丸山理事	会 館
22. 9. 14	第5回 正副会長・部次長会議 ①関ブロゴルフ開催予定について ② 佐久支部会員に対する苦情について ③ 10月3日連合会シンポジウム出席人数について ④ 10月9日全国登記相談会について ⑤ 各部報告 ⑥ その他	宮下会長、上原副会長、 上島副会長、芦澤副会長、 荒井部長、松本部長、 中塚次長、菅澤次長	会 館
22. 9. 17	綱紀委員会（小委員会） ①第1回綱紀委員会の付託事件について	小泉委員長、井口副委員長、 市川委員、宮下委員、	会 館

年月日	用 件	出 席 者	場 所
22. 9. 15	長野地方法務局評価委員会	上原副会長	長野地方法務局
22. 9. 26	第2回関プロ会長会議 ①今後の関プロ事業の実施について 「ADR認定土地家屋調査士活用支援のため の研修会」の開催について 近畿ブロック協議会との懇談会について その他 ②次年度新人研修及び担当者会同について ③地域主権戦略会議における議論について ④その他	宮下会長	O V T A
22. 9. 25 9. 27	土地家屋調査士新人研修会	新人会員7名、芦澤副会長 (関プロ委員)、丸山理事	O V T A (海浜幕張)
22. 9. 27	「秋田境界ADR相談室」設立記念講演	小泉委員長	ホテルメトロ ポリタン秋田
22. 9. 29	一日合同行政相談 長野支部	岩崎清人副支部長、 松澤光一郎会員	ながの東急 シェルシェ

詰将棋

今回の詰将棋の問題図

	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
互						歩	歩	歩		一
十						馬		馬	王	二
五							歩	歩		三
三						飛	馬		金	四
二									香	五
香										六
王										七
▲										八
▽										九



▲先手 桂三

【ヒント】

桂馬、香車が活躍します。

※解答は101ページにて掲載

(長野支部 北原匡尚)

編集後記

今年の夏は暑熱環境の為、記録づくめの暑さとなり電気屋さんへ行っても扇風機・クーラーは売り切れ状態で熱中症(暑熱障害)が社会的注目を集めました。

今まで私達は、夏には日射病に成らない様にと言っていたのですが今年は熱中症が流行語に成ってしまいました。

地球温暖化・ヒートアイランド現象が起こりその影響で東京を例にとると30年前より真夏日(最高気温が30°以上の日)が1.7倍で熱帯夜もおよそ1.8倍に成っているとの事です。

今後平均気温の上昇ばかりでなく熱波・大雨(ゲリラ豪雨)・干ばつ等の極端な気象現象が増えると思われます。

地球の温暖化により熱中症や感染症が増大する他に農業、沿岸域、水資源、自然生態系等にも様々な影響が現れて来ると思われます。

後、30年もしたらどう成るのでしょうか？私達の子・孫の時代が心配です。

そんな異常気象の中、我々にいつ災害が降りかかるかわかりませんが土地家屋調査士も日頃から災害に対し備えを充分にしておかなければなりません。

編集委員 北澤正夫

詰将棋の解答と解説

【解答】

▲2四桂、△同歩、▲2三金、△同玉、▲3五桂、△3二玉、▲4三飛成、△同角、▲4四桂まで9手詰め。

【解説】

まずは▲2四桂(初手)とします。△1一玉は▲2三金△1三步▲1二桂成で早詰めです。したがって△同歩(2手目)です。ここで香車の特性を活かして▲2三金(3手目)とします。これは両王手ですから△同玉(4手目)しかありません。

次は3五桂(5手目)とします。これも△3二玉(6手目)と逃げるしかありません。

ここで4四に飛車がいなければ4四桂と打って詰めです。つまり飛車が邪魔駒と言うことです。4三飛成(7手目)として飛車を捨てる手が好手となります。△同角(8手目)の一手に▲4四桂(9手目)として見事に詰みました。

会報ながの第180号

平成22年11月19日発行

発行 長野県土地家屋調査士会
会長 宮下照也
編集者 広報部
印刷 中央プリント(株)

〒380-0872
長野市大字南長野妻科399-2
TEL 026 (232) 4566
FAX 026 (232) 4601
URL <http://nlb.or.jp>
E-Mail naganolb@nlb.or.jp



KAIHO NAGANO KAIHO NAGANO